

DA
4540
2007
H9

筑波大学大学院博士(社会学)学位請求論文

山村の過疎化とムラの存続志向性についての研究：

存続困難な状況におかれた山村のムラの実践から

2007 年度

植田 今日子

山村の過疎化とムラの存続志向性についての研究：
存続困難な状況におかれた山村のムラの実践から

目次

第一章 過疎論と農村社会学のムラ解体論におけるムラの存続条件

－ムラの消滅は誰にとっての問題か－

1. 本稿の目的	1
2. 過疎論における「ムラの消滅」という問題	4
2. 1. 格差是正論としての過疎論	
2. 2. 「過疎」と「ムラの消滅」は誰にとっての問題か	
3. 農村社会学における「むらの解体」をめぐる議論	11
3. 1. 村落社会研究会における「むら」の「解体」の定義をめぐる論争	
3. 2. ムラの解体根拠としての生産様式	
4. 本稿の分析視角と構成	19

第二章 大規模公共事業における「早期着工」の論理

－川辺川ダム水没予定地のムラを事例として－

1. 問題関心	27
2. 研究史と分析視角	28
2. 1. 「分配問題」として捉える視角	
2. 2. 「存在問題」として捉える視角	
3. 川辺川ダム計画と水没三団体の論理	31
3. 1. 川辺川ダム計画の概要と現在	
3. 2. 水没三団体の論理	
3. 2. 1. 立場を語る三団体	
3. 2. 2. ポリティクスを語る三団体	
4. 機能不全に陥るムラと三団体の論理	36
4. 1. 機能不全に陥るムラ	
4. 2. 水没三団体の「早期着工」の論理	
5. 結論	41

第三章 ダム移転集落による計画空間の再定義

—川辺川ダム移転集落高野の実践を事例として—

1. 問題関心	46
2. 研究史と分析視角	47
3. 川辺川ダム計画の概要	50
4. 高野集落とダム計画	51
4. 1. 集落存続の「賭け」としての早期移転	
4. 2. 土地をめぐる諸関係の解消	
5. 機能主義的な集落	55
6. 計画空間の再定義	57
6. 1. 「ムラ仕事」としての炭焼き	
7. 結論	61

第四章 山村集落における震災経験とムラの存続

—中越地震被災集落、新潟県旧山古志村榎木の帰村実践から—

1. 問題関心	65
2. 中越地震と榎木集落	66
2. 1. 旧山古志村（現長岡市）榎木集落の概要	
2. 2. 榎木集落の被災経験	
3. 帰村をめぐる集落の総意成立の困難	71
3. 1. 離村の誘因としての集落存続の不確定性	
3. 2. 離村の誘因としての豪雪	
4. 「帰る場所」としての榎木集落	75
4. 1. 田畠／屋敷地への働きかけからみた「先祖の土地」	
4. 2. ムラの存続実践としての領土保全	
5. 結論 榎木の人びとにとってのムラの存続	81

第五章 過疎集落における伝統舞踊の「保存」をめぐる一考察

—熊本県五木村梶原集落の「太鼓踊り」の事例から—

1. 本稿の目的	86
2. 研究史と分析視角	88
3. 五木村梶原集落の「太鼓踊り」の概要	90
4. 「保存のイデオロギー」と太鼓踊り	92

5. 「太鼓踊り」の「保存」と継承	94
5. 1. 梶原集落の「太鼓踊り」の継承条件	
5. 2. ムラ勤め（公役）としての「太鼓踊り」	
6. 結論	99
第六章 過疎集落の存続志向性から捉えたムラの存続条件	
1. ムラの存続実践	105
2. ムラの消滅はどのような問題か	111
3. 残された課題	114
引用・参考文献	115
図表	124
初出一覧	130

第一章

過疎論と農村社会学のムラ解体論におけるムラの存続条件

—ムラの消滅は誰にとっての問題か—

1. 本稿の目的

かつて米山俊直は、なぜわれわれはムラに惹きつけられるのか、その理由を、それが一つの完結した「小宇宙」であるからだと述べている（米山、2006：396）。米山はいう。「むらが生活空間として確立すると、そこには生活に必要な一組の文化要素がととのえられる。たとえどんなに貧弱であっても、人間の誕生から死までの、一切の行動を可能にするための準備がいるのだ。たとえば、分娩、育児、教育、労働（衣食住その他生活資材の獲得）、配偶者選び、休息、老人の世話、病人の世話、葬儀、死者のまつりなどについて、精神的、肉体的な諸条件を最低充足するためのものが、どのような小地域社会でも存在しなければならない」（米山、2006：24-25）。米山のいうようにムラを捉えてみれば、ひとつのムラが消滅を迎えることは、単にそこに住む人がいなくなったということ以上に、ひとつの社会および文化が終わりを迎えることといえるだろう。そのような相対的に高い完結性をそなえていた社会形態といえるムラはしかし、日本のあらゆる場所で存続が困難となっている。

かつて国土庁が行った調査（2000）によれば、わが国で1960年から1998年までの間に消滅した集落⁽¹⁾は1712にのぼるといふ。そしてその調査から7年を経た2006年までの間に、213の集落があらたに消滅している。今後10年以内に消滅が予想される集落数は全国で392、いずれ消滅が予想される集落数は2393を数える（国土交通省、2007）。後述するように、ここでいう「集落」はかならずしもムラと一致するわけではない（むしろ集落には複数のムラが含まれる）。しかし戦後の高度成長期以降、一貫してムラという小さな社会形態は姿を消し続けていることになる。いったいなぜ、集落ないしムラはこれほどまでに存続困難となってしまったのだろうか。わが国のムラとは、それほど戦後資本主義経済とは相容れない組織なのだろうか。

消滅数だけを見れば、いつしか集落やムラはわが国から消え果てる存在であるかのようにみ

える。実際に今後、無人化していく山間部や離島のムラは増え続けていくのだろう。しかしながらこの数字に埋もれて、困難な状況におかれながらも、かたくなに存続しつづけようとするムラが一方に存在していることもまた事実である。本稿では、現代においてなおそこに暮らす人びとがムラを存続させようとする能動性を、集落の「存続志向性」とよんでおく。そしてこの「存続志向性」から、わが国でムラがもっとも集まる山村において、過疎にさいなまれる人々にとってのムラの存続条件を明らかにすることが本稿の目的である。このような目的を明らかにしたいのは、人びとが集落を存続させようとする営みや志向性からこそ、集落が解体／消滅するということがどのような問題であるのかが明らかになると考えるからである。現代の日本においては、ムラは一方で一貫して消滅しつづけ、他方で人々が頑なに存続させようとする生活組織といえる。ではこれまで社会学者らは、ムラが解体や消滅を迎えるという事態を、どのような問題として捉えてきたのだろうか。

次節で詳しく触れるが、ムラの消滅という社会現象は、大きくふたつの流れにおいて捉えられてきた。そのひとつが敗戦後、日本が急激に“豊か”になりつつあった高度経済成長期において、若い担い手人口を奪われつづけ、戦後の好景気の“舞台裏”にされてしまった農山村の窮状をとらえた「過疎論」の諸研究である。そしてもうひとつが、主に村落社会研究会（現日本村落研究学会）において展開された、「ムラ」および「イエ」の解体をめぐる諸研究である。主に農村社会学者らによって展開されたこの「ムラ」の解体をめぐる論争は、わが国固有の文化的特質をもつことを前提とした「ムラ」と、その構成単位である「イエ」の存在原理そのものを追究してきた分厚い先行研究を背景としている。本章ではこのふたつの流れの先行研究をふまえたうえで、高度成長期以降、止むことのないムラの消滅という社会現象が、これまでどのような問題として捉えられてきたのか明らかにしたい。そしてムラの存続条件がそれぞれの文脈においてどのように提出されてきたのかを吟味したうえで、本稿の分析視角を示したいと思う。

ところで、本題に入っていくまえに、本稿が用いるムラという語彙について説明しておきたい。本稿は表題からもわかるように集落ではなくあえて「ムラ」という社会単位を用いている。その理由について述べておこう。社会学者や民俗学者らの論考においても、「ムラ・部落・村落・自然村・集落さらに協同体あるいは共同体という言葉がほとんど無規定に論文や調査報告の中で使用されて」（福田、1967）きたのが実態である。しかしこのような混乱が生じたのは、これ

らの概念が未整理であったのではなく、3節で詳述するように民俗語彙でもある「イエ」と「ムラ」の存在原理をめぐる分厚い研究蓄積と論争があることにむしろ起因するものと思われる。しかしここでは特に「ムラ・部落・集落⁽²⁾」の違いについて福田アジオ(1967:52)の整理に依拠しておこう。

まず上述の「集落」であるが、これは本来「地理的概念といってよく、家屋が比較的多く集まって一つのまとまりを作っているという景観上の把握を出発点とし」た(福田、1967:53)形態的な概念といえる。ただし先にふれた国土庁、および国土交通省の統計である「集落」の消滅数は、調査単位を「集落」としながらもあくまで行政区である「部落」を意味している。

ではこのもっともムラと等置されることの多い「部落」とは何かというと、「行政的・政治的意味が強く、明治二一年の町村制以降、その末端機構として把握利用された単位」である。ではムラと部落はどのように違うのか。町村制の実施以前から既に存在していたムラは、行政単位として“利用”されたため「多くの場合、部落はその地域の人々がまとまりとして意識している範囲である『ムラ』と一致する」(福田、1967)。同時にそれは必ずしも「ムラ」と「部落」が一致しないということをも意味している。つまり現在設定されている行政単位とは異なる生活組織ないし領域意識が、これまで各地で併存してきたということである。しかしムラもまた、近世藩政期における行政の末端機構であったことが明らかにされている(たとえば有賀、2001初出[1958]:160-161)。けれども現在もなお、人びとの領域意識にもとづいたムラという生活組織が、行政区とはズレながらも存在しているという事実は、近世の支配単位の残存にのみ還元できるものではないだろう。

ただムラというのは、少々扱いにくいやっかいな概念といえる。この「ムラ」の定義不可能性について福田が簡潔に述べている。「地域の人々が『ムラ』と呼んで認識している範囲がどれだけの広がりを持っているか、いかなる組織を持っているかは確定的に与えられてはいない。地方によって場所によって異なるものと思われる。したがって『ムラ』だからかくかくしかじかであるという形で、『ムラ』を自明のこととして報告したり、分析を進めることは生産的ではない。その地域の人々が意識する『ムラ』の範囲・内容を明確にするとともに、その基礎となっている社会関係・構造を析出せねばならない。そのことによって『ムラ』とは何かはじめて判明するのではなかろうか」(福田 1967)。すなわち、ムラというのはそこに暮らす人びとの自発的な生活実態からのみ、その範域を明らかにしうる生活組織なのである。当然、部落はム

ラでありうるし、集落もまたムラでありうる。したがって調査や考察の前から所与の領域として扱うことのできないものなのである。それでもなお、本稿がムラという単位をあえて用いているのは、扱った事例がすべて、存続困難な状況においてなお存続しようとする、いわば自発的な存続志向性を根拠にした範域をもつ生活組織だからである。つまり、単に調査や考察を経たということ以上に、本稿が分析対象とする「ムラ」という生活組織が、存続を問われるような状況においておのずから顕在化した範域であることを強調したいがためである⁽³⁾。

ややムラという用語の説明が過分になってしまったが、ではこのムラが消滅するということは、これまでどのような問題として論じられてきたのだろうか。そしてムラの存続には何が条件として提出されてきたのだろうか。既述したように過疎論と、農村社会学におけるイエ・ムラ解体論のふたつの流れにおいて、以下にふまえていきたい。

2. 過疎論における「ムラの消滅」という問題

高度成長期以降のムラの消滅は、“過疎”という説明項を用いながら捉えられてきた。まずは過疎ということばの意味するところをふまえておきたいが、その定義も論者によって様ではない。しかし共通しているのは「過疎」ということばが、高度成長期における都市部の「過密」と一対の現象であるということである。

たとえば、初めて過疎ということばが公的な文書で用いられた昭和41年の経済審議会『中間報告』では、過疎は以下のように定義されている。「都市への激しい人口移動は人口の減少地域にも種々の問題を提起している。人口減少地域における問題を、“過密問題”に対する意味で“過疎問題”と呼び、過疎と人口減少のため一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防災、教育、保健などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに資源の合理的利用が困難となって地域の生産機能が著しく低下することと理解すれば、人口減少の結果、人口密度が低下し、年齢構成の老齢化が進み、従来の生活パターンの維持が困難となりつつある地域では、過疎問題が生じ、また生じつつあると思われる」。

この戦後の高度経済成長期において、一方での都市の“過密”と表裏一体の問題として生まれつつあった農山村の“過疎”という認識は、過疎論を展開した論者らによって「一卵性双生児⁽⁴⁾」(安達、初出1968、79)や「コインの表裏」(永田、1989:323)、「盾の両面」(大内、1976:

57) として共有される場所である。実際に現在でも過疎地に指定されるための要件として、大都市圏で“過密問題”の生じた高度経済成長期の昭和35年から45年にかけての人口減少率が基準となっている。このことから、“過疎”という概念が高度成長期に生まれた歴史的な概念であることは明らかである。しかし、彼らはなぜ過疎という問題を扱ううえで、過密との表裏一体性をことさら強調しなければならなかったのだろうか。

2. 1. 格差是正論としての過疎論

それは当時の政府や社会が“過密問題”と“過疎問題”を大きな温度差をもって受け止めていたことに起因しているように思われる。“過密問題”は現在から眺めれば奇妙とも思えるほどに脅威として受けとめられていたからである。以下はこれをうかがい知ることのできる1976年の大内の文章である。

「戦後日本の高度経済成長が進行するなかで、いわゆる成長のヒズミとしての高蓄積の矛盾がさまざまなかたちで拡大した。-中略-一方における都市への過度な人口集中、他方における農山漁村における過度な人口流出-出かせぎという形態をふくめて-が、盾の両面として拡大したのであった。たとえば、昭和三〇年の高度成長のスタートした時点から一七年間に、住居移転人口が一億二〇〇〇万人におよび、そのうち半数以上が県外移動したという、まさに『一億総引越時代』となったのである。-中略-問題なのは、都市化が重化学工業の高成長にともない、太平洋岸ベルト地帯ないし東海道ベルト地帯とよばれる国土の五分の一ないし六分の一の限定された地域に、総人口の半分以上の人間が集中したことであり、とりわけ東京、名古屋、大阪の三大都市（各五〇キロ圏）に三三〇〇万人、つまり国土面積の-%に三-%の人口が居住するにいたったということである。」（大内、1976：56）

このようなかつて経験したことのないような“過密問題”に対する深刻な捉えられ方に対して、“過疎”という現象はその問題の認識さえ容易にされなかったという背景がある。

「過疎問題は、大都市における過密問題とともに、本質的には日本経済の高度成長のひずみのなかから産み落された双生児-しかも一卵性双生児に外ならないのであるが、-中略-なによりも日本経済の発展に対する問題のかかわりかたの違いのために、過疎問題は過密問題にくらべて社会問題として論じられることが遅かったし、また現在の社会問題のなかでも比重が低い、と

というのが実際の姿であると思われる。」「事実、“過疎”というコトバがはじめて公式に使用されたのは、昭和四一年の経済審議会地域部会の中間報告においてであるから、過疎という“子供”は双生児であるもう一人の兄弟の過密という“子供”に対して、命名式が随分おくれたわけであり、ごく最近になってようやく市民権を認められるにいたったにすぎない」(安達、1968:79-80)。ここから読み取れるのは、歴史的な概念といえる“過疎”という分析視角は、高度経済成長の背後で農山漁村において進展していた事態を告発する役割を担っていたということである。つまり“過疎”という分析視角は、過密問題の裏側で深刻化する農山漁村の疲弊を、広く認知させたのである。なぜなら当時は「経済成長のかげで、このような暗い面は故意に避けられていた」(米山、2006:378)からである。

しかし、当然のことながら“過疎”という問題認識のあり方は、高度成長の“舞台裏”とされてしまったことに原因を求めている限りにおいて、その批判の矛先は農工間格差や農村と都市の格差をもたらした国策へと向けられている(大内秀明、1976;藤田佳久、1998;半田良一、1981;山田良治、1981;益田庄三、1979;永野恵十郎、1989;岩谷三四郎、1989)。たとえば益田(1979)は、過疎を“社会病理現象”として扱いつつ、当時の政府の施策の「偏倚性」に言及している。「過疎は、高度経済成長期における、村落社会の開放の急速性と、政府の基本施策の偏倚性をもたらした、村落社会に於ける新規社会病理現象である。-中略-政府の基本施策の偏倚性とは、経済政策と福祉政策、並びに、第一次産業政策と第二次、第三次産業政策との間の、調整・統合を欠いた不均衡現象の持続を意味する。〈基本施策の偏倚性〉でわたしが重視したいのは、政府の農・林・漁業それ自体、並びに、斯業に従事する住民と地域に対する施策の消極性が、村落、とりわけ、山間部に位置する村落に、経済成長政策のマイナス効果を累積させる要因になっているという点である」(益田庄三、1979:11-12)。同様に⁽⁵⁾岩谷もまた、市場での成功を盲目的に追い求める当時の偏った社会経済状況に言及している。「過疎地域の各地では、その最末端の集落が消滅してそこから住民が撤退してゆくとともに、その地が人間の領土から野鳥獣の領分になっていく実態が現にそれほど珍しくない。それが経済繁栄の反面における国土の荒廃、経済的弱者の切り捨て、弱肉強食の激烈な競争とともに進行している産業的淘汰の側面、そんな社会経済状況の過疎地域への直撃にほかならないことは改めていうまでもない」(岩谷、1989:4)。このように、過疎という説明項で主に論じられてきたのはいわば農/工間(第一次産業と第二次、第三次産業)の“不均等”発展政策や、農山村/都市間の“格差問題”で

あったといえる。したがって過疎論が目指してきたのは、当然のことながらますます都市／農山村間で拡大しつつあった格差の解消であった。そして農山村においても「シビルミニマム」(半田、1981:17)といわれながら都市の一般的生活水準の確保が目指されたのであり、農林業の再構築(藤田、1998;半田、1981;永田、1989;大野、2006)の方途が切実さをもって論じられてきたのである。

2. 2. 「過疎」と「ムラの消滅」は誰にとっての問題か

では岩谷のいうように過疎にみまわれる地域社会やムラが「野鳥獣の領分になっていく」問題を、過疎論はどのような問題として捉えてきたのだろうか。

すでに繰り返し述べたように、過密の対語としてうまれてきた“過疎”論ではあったが、単純に人口の還流や増加だけを目指してきたわけではない。過疎論を展開した論者らのなかでも、安達(1981)、岩谷(1989)、渡辺⁽⁶⁾(1968)、米山(2006)らは、単に人口が減少することの問題と、家やムラがなくなることの問題を異なる深刻さをもって捉えてきた。なかでも安達は、まず過疎という概念を根本的に集落やムラが維持できなくなる問題として、以下のように独自に定義しなおしている。「過疎とは、疎に過ぎることなのだが、いったい何が何に対して“疎に過ぎる”のであるか。私はこう思う。“中身”が“容れ物”に対して疎に過ぎるのだと。このばあい、“中身”とは人口および戸数であり、そして“容れもの”とは、農家の生産と生活にとって最小限必要な基盤、組織、施設、機構などを指す。あるいはそうした基盤、組織、施設、機構などの最小のまとまりの地域的社会的単位である集落(部落=むら社会=コミュニティ)であるといってもよい。そういう容れものに対して中身が疎に過ぎる結果、容れものの維持が困難になってくる、というのが実は過疎化のはじまりであろう」(1981:93)。つまり、人口が急激に流出するということは、確かに地域社会ないしはムラにとっておおきな打撃ではあったものの、安達がより深刻にとらえているのは、人口や世帯の「容れもの」であるところの、地域社会の維持が困難になるという事態である。岩谷(1989)もまた、人口よりも地域社会の成立不可能性自体に深刻な問題を見いだしているという点では同様である。『『過疎』とは、もともと単に住民人口の減少率が大きいことやそのことをいうのではない。人口や戸数の減少とともに、当該地域に残り住むことを望んでいる人々までもはやそこで生活を続けてゆくことが

不可能になり、その結果地域人口の減少がますます加速度的に大きくなってゆくという地域社会の終末的な現象のことである。村の学校が成立しなくなる、雑貨屋もなくなり医者もいなくなる、道路の修理ができないばかりか火事が出て消し手がない、墓を掘ってくれる人手がないため葬式もだせない、等々のために、住民が社会的にもはや日常生活を維持することができなくなる状態が本来の意味での過疎という社会現象にほかならない(傍点筆者)」(岩谷、1989: 8)。

安達と岩谷が共有しているのは、過疎の問題を人口減少よりも人びとの住む場所ではなくなってしまうことを危惧する視点である。つまり、人口よりもそこに今後人びとが住み続ける可能性を担保する「容れもの」である地域社会ないしはムラが途絶えてしまうことをこそ問題視しているのである。しかしここで注目したいのは、岩谷が“過疎”を安達のいう「容れもの」、すなわち地域社会が途絶えてしまう問題よりも一步踏み込んで「当該地域に残り住むことを望んでいる人々」にとっての問題として限定している点である。岩谷のこの一見素朴な指摘は、過疎論がしばしば政策論として地域社会やムラの維持／存続自体を目的化してしまうことを回避した視点といえる。というのも、広がりつつあった農／工間や都市部／農山村部間の格差がもたらしたムラの解体や消滅は、たしかに市場経済の席卷や「政策の偏倚性」によってもたらされたものの、ムラから出て行くことを決めたムラびと自身によっても引き起こされてきたからである。たしかに“過疎”をもたらす初期条件となった急激な人口流出は、地域社会やムラにとっては外在的な契機によってもたらされたといえるかもしれない。しかし出稼ぎや挙家離村といった「人口流出」の決断を下しているのは、あくまで当該地域社会の人びと自身でもある。このことをもっとも意識して過疎論を展開したのが米山俊直である。

過疎現象を「たんなる政治や経済、あるいは人口論上の問題」(米山、2006: 487)としてではなく、豊富なフィールドワークをもとに文化人類学の立場から検討した米山は、人口流出をくいとめたり農山村への増資自体を目的とするような政策に対して、1969年の時点で「あの人々を、あの土地にとどめておかねばならない理由が、どれだけあるのだろうか」(米山、2006: 382)と述べ、過疎が外在的社会経済条件だけによってもたらされているのではないことを指摘している。米山はいう。「経済的な格差は過疎問題をつくるひとつの条件であろうが、それが全てだということはできないように思う。ついこの間まで、つい一世代まえまで、ムラの人々は食べようが食べまいが、ムラで生き、ムラで死んでいった。様々な不便や不自由があり、つらさや

苦しさがあつたとしても、ある数の人々はムラにとどまって暮らしてきた。それが、いまになって、どうしてできなくなったのだろうか」（米山、2006：391）。そして米山は、このような問いに対する答えを経済的要因にもとめるべきではないことを以下のように述べている。「それぞれの村は、かつてはたとえ貧しくともそれなりのまとまりをもち、村人たちをとどめておく何かをもっていた。それが破壊されたとき、村人たちの心は村をはなれはじめた。いま、村において物質的な格差の克服はけっしてむずかしいことではなさそうだ。それにもかかわらず、人々の心が村をはなれているのは、それが経済的な理由だけではない、ということを示しているのではないか。むしろ物質的なものではない、村人を村にとどめておくことのできた何ものが問題なのである」（米山、2006：398）。そしてその答えとして、米山は「ムラという集団の持続してきた生活の充実」や「いきがい」を挙げ、それらをムラびとのライフヒストリーから記述的に示している。ただ、米山は「今日のムラはかつてのムラではなくなってしまった」として、「ムラに残っている人々も、思い切って過去の自分たちのムラは殺されてしまったのだ、と考えてみてはどうだろうか。そこから、まったく新しいかたちの地域社会の原理が、再生してこないはずがないのだ」（米山、2006：448）と述べているように、かつてムラが人びとをそこにとどめていた過去から過疎という問題の方途を学ぼうとはしないようである。

しかし岩谷やこの米山の視点から学ぶことができるのは、地域社会やムラの過疎がそこに住む人びと自身によってもたらされている現象であるということ、そしてそこにとどまり住む人びともまた迷った末に「流出人口」となりうる、ということである。すなわち、過疎という現象は、ムラの存立をおびやかす問題であるが、この現象は外在的な社会経済状況にのみ起因しているのではなく、人びとがそれぞれの時代状況において、よりよい生活をもとめた能動的行為の意図せざる結果でもあつたのである。

過疎論は、「高度経済成長」の目覚ましい勢いと同様に疲弊の進行しつつあつた農山村の窮状を、その切実さを汲みつつ捉えてきた。戦後の日本経済の“成功”が、農山村の疲弊の上にか成立しなかったことを明らかにした過疎論の貢献は、今日もなおその有効性を失っていないといえるし、現代も止むことのない農山村におけるムラの消滅は、当時よりも人に知られることなく進展しているかもしれない。しかし、過疎問題をあくまで過密問題との表裏一体の現象としてとらえ、過密空間としての都市と、過疎空間としての農山村との格差解消にその解決をもとめる限り、ムラの消滅が、そこに住みつづけようとする人びとにとってどのような問題で

あるのかということにはいつまでも近づくことがない。というのも、過疎問題としてのムラの消滅を格差問題として捉えることは、いつしか地域社会やムラの存続自体を目的に据えてしまうことになってしまうからである。このような議論はたとえば、過疎のムラの住民に「社会的空白地帯」と化した山村の国土保全という役割を担わせようとする以下のような藤田佳久の主張に典型的に見いだすことができる。「平野部が都市を中心にして人工空間へますます特化していくことが避けられない分だけ、山村地域は逆に、自然環境を維持する空間へと特化することにより、国土保全のバランスが取れることになる。-中略- 『過疎』という用語が用いられるその裏側での人口増加への期待よりは、少人数であっても、いかに広い地域を管理することができるかという観点に立った新しい山間地域のシステムを構築することの方が重要である。そのことがまた都市とのすぐれた機能分担を可能にしよう」（藤田、1998：310）。また、近年のもっとも新しい過疎論といえる大野晃の限界集落論（大野晃、2005）もまた、人口の流出ではなく、死亡率が出生率を上回る、自然減によって集落自体が維持できなくなってきた山村の窮状を捉えたものだが、過疎のムラの住民に、荒廃しつつある山の「国土保全や水資源の涵養、さらに酸素供給・大気浄化」（大野、2006：121）といった「公益的機能」の維持や、その流域管理という役割を担わせようとする点で藤田と共通しているといえる。すなわち「限界集落」に住む人々にとって、ムラの消滅がはたしてどのような問題であるのかという視点を欠いたまま論じているがために、それがいつしか「山の荒廃問題」や「国土保全問題」と交替してしまっているのである。

農／工間や都市／農山村間の格差解消をめざすことは、そこに住み続けることをゆるぎなく決意している人びとにとっては、心強いものであろう。しかし地域社会やムラの消滅は、人びとがよりよい生活をもとめてみずから離村を決意するにいたった、能動的行為の帰結でもある。そうであるとするなら、そこに住み続けることを誰も促したり強いたりすることはできないはずである。このことは、高度成長期の歴史的な産物である「過疎」をめぐる議論が、農山村の犠牲のうえに都市や市場の繁栄があるという認識（安達、1973）から、その解決を構造変革に求めつつ展開していったことに起因しているように思われる。すなわち、過疎論においてムラが消滅するという問題とは、「当該地域に残り住むことを望んでいる人々」にとっての問題を経由することなく、是正されるべき格差の問題として論じられてきた側面がつよいといえるだろう。

3. 農村社会学における「むらの解体」をめぐる議論

翻って、「ムラの解体」自体を否定的にも肯定的にも捉えることなく、ムラが解体する条件について議論を展開してきたのが農村社会学者ら（岩本、1965；島崎、1966；中野、1966；安孫子、1965、1971、1994、2004；細谷、1998）であった。彼らは、日本における文化的特質としてのムラとイエの存在原理の研究蓄積を背景に、敗戦後の農山村部の人口増加、農地改革、高度成長期といったムラの激動期において、はたしてムラは解体したのか、その条件をめぐって論争してきた。とくに高度経済成長期のころ、「商品経済」の浸透によって盛んに「ムラが解体していく」という認識が広まりつつあったとき、厳密にはいったいどのような条件でムラは解体したといえるのか、という議論が展開される。ここでは、各論者による「ムラ」や「イエ」の定義そのものを正面から扱うのではなく、ムラが解体／存続しているという根拠がどのように示されてきたのか、その方法に注目したい。そのうえで彼らが「ムラの存続」を根拠づける条件を手がかりとして本稿がムラの存続条件を考察するうえでの方法を示したいと思う。

3. 1. 村落社会研究会における「むら」の「解体」の定義をめぐる論争

「むらの解体」が、具体的にはムラにおけるどのような事態を指すのかをめぐっては、村落社会研究会（現日本村落研究学会）において活発な議論が展開されてきた。「資本の強蓄積政策とその破綻の前に、農地改革によって創出された小農民による土地所有を基礎とした農業＝農村は崩壊の色を濃くしてい」（島崎稔、1966）た、とされる1964年から、村落社会研究会では二年にわたって「『むら』の解体」が共通課題として討論される。しかし農村社会学者や経済史学者、農業経済学者、民俗学者らが集うこの会でイエとムラの通時的考察を行なってきた論者らは、何をもって「ムラ」と呼んでいるのか、同時に「解体」とはどのような事態を指すのか、その定義をめぐって早くも議論は行き詰まってしまう。

たとえば、この「『むら』の解体」をテーマとする研究会で発表を行なった岩本由輝は、「超歴史的な『むら』の概念をもって来てその解体を論じても喰い違いが生じ、混乱をひきおこすことはあっても問題を解決することにはならない」という理由から、「むら」を「近世の『むら』という特殊歴史的性格を持つもの」に限定し、また「その解体を論ずるにあたっては封建制か

ら資本主義への移行の問題に限定して」いる（岩本由輝、1965）。というのも岩本のいう通り「超歴史的概念」としてのムラを措定し、その解体を論じようとしても、さまざまな時代状況におけるムラの変化に対して、恣意的に「解体」というラベル張りをしてしまうことになるからである。したがって、岩本があらかじめ「特殊歴史的」なムラを定義したうえでその通時的变化を明らかにするという方法は、たしかに各時代状況でたえず変化するムラを扱うことの困難を乗り越えているといえる。実際にこの議論において、布施鉄治が新しい北海道開拓部落を扱い、人為的組織を核とした『むら』的まとまりを「むら」と呼んだことに対して、島崎は『むら』の外在的把握と超歴史的規定」（島崎、1966：251）として痛烈に批判している。

では岩本が行なったような特殊歴史的な性格としてのムラをあらかじめ定義し、その「解体」過程を「封建制から資本主義への移行の問題」と限定することに問題はなかったのかということ、決してそうではなかった。今度は「解体」をめぐって議論が展開したのである。実際にこの討論で岩本が発表した内容は、文書を資料として、ある農村の商品経済の進展とそれにもなう階層分化をたどったものであった。具体的には岩本がたどったあるムラの「解体」過程は以下のようなものであった。「近世初頭以来『むら』の支配者層の手にあった商品経済が明和・安永期を境にその手を離れ、-中略-零細な商人層を輩出」し、「社会的分業」が進む。この商人層の中には『むら』の枠を超えて活躍し、その過程で経済的に上昇する者も出現し、従来の村落秩序を次第に桎梏と感ずるようになって来る」。そしてここで醸成された不満は村方騒動として各地で噴出し、米屋打毀や漁業権の解放要求と獲得という事態にいたり、「次第に階級闘争としての性格が表面化するようになって『むら』の解体は決定づけられる」（岩本、1965：40）というものである。しかし岩本がこのような事態を「むらの解体」と捉えたことに対して、果たしてそれがむらの「解体」であったのか、という疑問が呈されることになる。

それらはたとえば森岡清美らによる「現に村落のたどっている過程を『解体』と割切ることについての疑問」（中野、1966：257）として、また宮本常一らによる「『解体』と共に『再編成』の両過程が同時にみられる点を考えに入れよ」（中野、1966：256）といった指摘である。つまり、「特殊歴史的な概念」としての「むら」を措定することで「むらの解体」の恣意的な解釈を回避したはずの岩本に対して、「解体」は単に「変化」や「再編成」に過ぎないのではないかと今度は「解体」の定義が恣意的であるとの批判が展開されたのである。

商品経済や資本主義が進展しつつあった60年代において、ムラの変化が「解体」と呼ばれた

ことには、ムラを『前近代性』とか『封建性』ないし『非民主性』という含み」とともに捉え、それが近代化、民主化していく期待すべき事態として捉えるむき（中野、1966：257）も関与していただろう。しかし「むらの解体」が期待すべき事態であれ忌避すべき事態であれ、その恣意的解釈をまぬがれるためには、やはりムラの「解体」をどのように捉えるのが課題となってくる。そしてこの「解体」を捉えるにあたって特徴的な方法を示したのが、中野卓（1966）であった。

中野にとっては、絶えず変化しつづける「ムラ」を定義することの困難さに比べて、ムラの「解体」を定義することはそれほど複雑ではなかった。中野はこのことを以下のように明快に述べている。「ムラがいま解体に向っていて、しかも、そのとき再編成の過程が、ムラ自身の内部に全くはたらいしていないなら、その場合こそムラは解体してしまおうが、たんにムラの解体なり再編なりがムラの外部からのはたらきかけによってリードされて進行するというだけで、そのように思いちがいはならない。ムラはこれをつつむ変化のなかで、みずからを再編成していく。絶対的に自立的、自律的なムラなどは歴史のなかには見出しえないが、全く他律的なムラも同様見出しえない」（中野、1966：259）。ここで中野が示しているのは、ムラが本当の意味で解体ないしは消滅という事態を迎えるまで、そこにはつねに外部条件にたいする自律的再編が働いているという指摘である。先にふれた岩本の方法は、「超歴史的概念」にしる「特殊歴史的概念」にしる、まず範型としてのムラを措定し、それに考察対象であるムラを照らし合わせることによって、そのムラの存続や解体を判断するというものである。一方、中野が提示するのは、その範型としてのムラと考察対象であるムラを照合した結果、著しく変容していたとしても、それがただちにムラの「解体」であるかどうかは「実証により検定されるべきこと」としている（中野、1966：259）。なぜなら、「ムラは変化してやまないが、ムラを変化させまいとする力も変化させようとする力と共にムラの支配をめぐって内外にはたら」くからであり、「ムラは各時代の全体社会の政治的・経済的な構造により規制されながらも、ムラとしての立場で、その外的規制をムラなりの立場で受けとめ」ているからである。そしてムラが「消滅するのは、これらのことがなくなったときにのみ」である、と述べる（中野、1966：260）。

中野の主張はすなわち、「特殊歴史的概念」として慎重にムラの範型を措定したとしても、考察対象であるムラをそれと照合するだけでは、それが「特殊歴史的概念」としてのムラであるかないか、ということしかわからないということである。中野は「むらの解体」を「再編成の

過程が、ムラ自身の内部に全くはたらいしていない」状態（中野、1966：259）と述べたが、ここでの岩本と中野の違いは、「商品経済の浸透」や「社会的分業」といった現象を、ムラがムラでなくなっていく事態と捉えるか、ムラの再編過程と捉えるかの違いといえるだろう。すなわち、岩本が過去から現在へのムラの“変化”そのものに焦点をあてているのに対して、中野はあくまで「いまあるムラは以前のムラがまだ『生きている』のではなく、いまのムラが生きているにすぎない」（中野、1966：258）と述べるように、眼前のムラの“存在原理”自体を追究している点で大きく異なっているといえよう。長い歴史を有しつつも、大きく姿を変え、消滅の可能性に瀕してしまった過疎のムラを考察する本稿にとって、中野の方法はたいへん示唆的である。というのも、本稿が事例地とした消滅に瀕した山村のムラでは、かつての姿と比べれば著しく変貌しているものの、なおムラとして存続しようとする実践が展開されていたからである。すなわち、そのようなムラはたとえば近代以前の特殊歴史的ムラとは大きく異なるという意味で「解体」していると判断されかねないものの、中野の解釈に依拠すれば、なお存続しようとしている限り、たえず「再編成」されている「いまのムラ」⁽⁷⁾（中野、1966：258）として捉えることができるからである。

ここまで、たえず変化をつづけるムラが“解体”するということが、どのように捉えることができるのかについての方法論的な議論を瞥見したが、もちろん彼らの主張は、あくまで農村社会学がフィールドワークを重ねることで試みてきた、日本⁽⁸⁾のムラの通時的（岩本のいう「超歴史的」）定義をふまえたうえでのものである。中野もあくまで「各時代、各時期のムラをとらえるさいにも、それはムラを本来動的でしかない過程に即して典型化するのでなければならない」（中野、1966：263）と述べているように、ムラの典型化そのものを否定するものではないし、むしろ徹底して鈴木榮太郎や有賀喜左衛門らの先人が典型化してきたムラを踏襲したうえでの主張であろう。したがって理念型ないしは典型として提出されてきた日本のムラが、どのような特徴を核としてきたのか、ムラの解体および存続の条件を論じるうえで、限定的にでも触れておかなければならないだろう。

3. 2. ムラの解体根拠としての生産様式

端的に先取りしていえば、日本の農村社会学においてムラはイエの生産様式を軸に定義され

てきた。というのも、ムラはその構成員である小経営体としてのイエを補完するものとして説明されてきたからである。細谷は、日本農村社会学が論じてきた課題がすべて、実は小経営体としてのイエの、資本主義による「変容」と「解体」の問題（細谷、1998：11）であったことを指摘している。そもそも先述の「むらの解体」という課題が取り上げられなければならなかったのも、ムラそのものが変容していったのではなく、小経営体であったイエが資本主義的経営でなりたつものへと変化しつつあったからだという（細谷、1998：10）。このように「むらの解体」は、ムラを構成するものであるイエ、すなわち「家族小経営の解体傾向を、村落社会解体の要因とみて」、「村落の方は、家族小経営の変化、解体に対応した、いわば従属的な変化、解体とみている」のが「多数の見解」であった（安孫子、2004：16）。つまり、小経営体から資本主義的経営に依拠するもの（たとえば家族の勤労者化）へと変容しつつあったイエをもって、イエを補完するものであるムラの解体は論証されてきたといえる。裏返してみれば、ムラがムラである（ないし存続している）ことの原因は、イエが小経営体であるか否かという、“イエの生産条件”を軸に論じられてきたのである。

では小経営体としてのイエはどのように定義されてきたのか。ここでは長い論争史に触れることはできないが、日本農村社会学史を現代から俯瞰した細谷（1998）の定義に依っておくと、農村社会学におけるイエの定義とは「小経営体」であり、「小経営体とは、家族労働力によって、あるいは少なくとも家族労働力を中心としていとなまれる経営であるから、そこにおいては生産あるいは労働力の再生産とが一体に結びついている点に特徴がある。つまり、みずからの経営によってえられた所得あるいは生活資料にもとづいて家族員が生活し、そのようにして再生産された労働力によって、その経営がいとなまれるのである。生活のための経営、経営のための生活ということができよう。このような経営と生活を一体にしたいとなみの単位になっているのが、家にほかならない」（細谷、1998：12）。また、実際に60年代に展開した村落社会研究会の「むらの解体」の議論に身をおいていた安孫子もまた「村落社会の基礎範疇である『イエ』を経済史学の視点から以下のように定義する。イエの「構成要素となっているのは、経済学的にいえば、①家産＝生産手段の体系的なセット、②家族＝労働力の構成、組織、機能、そして③家業＝生産と合体した生活、経営と生活の未分離の状態にあるもの、という三つである（数字筆者）」（安孫子、2004：12）。そしてこのような小経営体としてのイエが結合ないし連合しているのがムラとして定義されてきたのである。

以下はふたたび、細谷によるムラの定義である。「それでは、なぜ家いえは結びつきあうのか。それは、小経営あるいは小生産にもとづいてなりたっている家が、一戸だけ孤立してはその生産と生活をなりたたせることができない場合、その補完を必要とするからである。家は生産と生活を一体にしたいとなみの単位であるから、家いえの相互の結びつきも、生産と生活の両面にわたることになる。このように、小経営をいとなむ家いえが、それらが占取する『土地』に即して、その生産と生活の諸契機ごとに結びあう、そのような諸関係の総体が村あるいは村落を形成するのである」(細谷、1998:13)。つまり、イエがその成員の生産と生活をになう小経営体であるがゆえの必要に応じた、イエ間の結びつきがムラなのである。したがってこの定義にならえば、ムラは小経営体であることを前提にしたイエを補完するものなので、イエが小経営体ではなくなったときには、ムラはムラでなくなることになる。細谷のムラの定義は、これを正面から認めるものである。「このように筆者は村あるいは村落の概念をも、小経営の段階に対応する概念として規定するから、資本主義的経営の上になりたつ地域社会は、もはや村ではないということになる」(細谷、1998:13)⁽⁹⁾。

この細谷の定義に顕著なように、ムラはこれまで、イエがどのように結合、連合しているかということによって示されてきた。そしてその連合の形態の類型として示されたのが「同族結合」や「組結合」(有賀喜左衛門、1948[初出]:163)、そして家いえの水利や労働などの諸共同の連合⁽¹⁰⁾(中村、1957)としての「小族团的協業体」(安孫子、2004:13)であった。むろん、この他にも多くの農村社会学研究が、それぞれの時代状況における綿密な“実証研究”をもとにイエの連合／結合関係からムラを説明してきたし、その功績は現在もなおお色あせることがない。しかしながら、多くの農山村部のイエがもはや小経営体ではなくなってしまった現在からこれまでのムラの定義を眺めてみれば、はたしてイエは生産の必要性においてのみ結びつくものなのだろうか、という素朴な疑問を呈さずにはいられない。というのも、小経営生産の補完の必要性が弱まれば、イエ間の結合も弱まるという解釈は、小経営生産の補完という一側面にだけ特化したムラの捉え方だからである。小経営生産はムラの生活の基軸であったことには違いないであろうが、それが特定の時代の生産様式にすぎないこともまた事実であろう。

このような疑問はすでに、イエもムラもその双方の概念が「ある特定の生活諸条件のもとで成立する歴史的産物である」として、今日の農家の姿から「イエ」「ムラ」の相対化を提言する永野(2004)や、そもそも中村のいう「小族团的協業体」も有賀のいう「同族結合集団」も、「歴

史の特定段階の家連合の形態として」(安孫子、1994) 提出されたにすぎない、と指摘する安孫子らによって提起されている。両者の問題提起は「むらの解体」をめぐる議論において、ムラが存続しているか否かの条件が、特定の歴史的状況におけるイエの生産様式、すなわち小経営体であるかどうかということを中心軸に展開されてきたことに対する疑問に他ならない。すなわち、小経営体としてのイエは特殊歴史的概念にすぎないのであるし、それを補完、保障するものとして説明されてきたムラもまた、特殊歴史的概念としてのムラということになる。では、歴史的なイエの定義に依拠することなく、現在眼前にあるムラの存続原理に近づくには、どのような手だてがあるのだろうか。

イエが小経営体でなくなることがそのままムラの解体の論証となった議論においては、ムラの解体の根拠は「家族労働力の独立化・民主化、つまり家族労賃評価の有償化と、機械化・化学化による経営費の増大、すなわち農業所得による家計費充足率の低下」(安孫子、2004: 14) などをもって示されてきた。また、生産手段であった“家産”としての土地の“資産化”や、家族労働力の流出などもムラの解体を示す根拠となってきた。かといって現代のムラの存続形態を知ろうとするうえで、現代の農山村の家族に、かつての小経営体的なるものを見出そうとする道筋⁽¹¹⁾は、今日眼前にあるムラの存続条件を論じることからふたたび遠ざかってしまうことになるだろう。というのも、現代の農山村の家いえが、今なお特殊歴史的なイエ的なるものをそなえていることを論証しえたとしても、そのことがムラがなお存続していることを直接示すことにはならないからである。

イエの生産様式からムラを論じようとする方法に対してこれほど懐疑的であるのは、本稿が消滅の可能性に瀕した山村のムラを念頭においているからである。本稿が考察の対象としたのは、すべて本当の意味での解体、すなわち消滅の可能性に瀕したムラであり、イエそのものが小経営体であるかどうかということ以前に、家成員の高齢化と跡継ぎの不在によって死亡者数が出生者数をうわまわる自然減にみまわれていた。つまり、先の議論にひきつけてみれば、イエは小経営体の定義からは大きくはずれ、したがってムラは解体しているか、すでにムラではなくなっているということになるであろう。しかしながら解体を通りこして実際にムラが消滅するような契機に直面した際、それらのムラはなおムラとして存続しようとする実践を展開していく。このような消滅の可能性に瀕してなお、かつてのムラという単位で存続しようとする彼らの志向性を、どのように理解すればいいのだろうか。このようなムラの存続志向性は、イ

エの生産様式から演繹的にムラの解体／存続を判断する方法では、すくいとることができない。つまり、イエの生産様式からのみ説明されてきたムラの解体／存続条件は、イエの生産様式に関わらず、なお存続しようとするムラ自体の志向性を捉えようとはしてこなかったのである。

ここまで農村社会学研究において「むらの解体」の根拠がどのように捉えられてきたのかを瞥見してきた。本稿が触れることができたのはそのほんの一端にすぎないが、村落社会研究や農村研究において、「むらの解体」をめぐる議論が錯綜し「スレ違いに終始することが多かった」（安孫子、2004：15）のは、イエやムラが近代に至るまでの中世や古代、近世と、長い時間軸をもって丹念に捉えられてきたことに由来するのかもしれない。だからこそイエやムラの経時の変化に敏感でなければならなかったし、それらを論じる際にも「特殊歴史的概念」と断らなければならなかった。そして「むらの解体」を条件づける方法をめぐっては、慎重に析出されてきた特殊歴史的典型に照らし合わせながら、イエやムラの解体／存続如何が検証されてきた。しかし岩本と中野の対照的な方法に象徴されていたように、常に特殊歴史的典型に自覚的方法と、眼前のイエやムラをあるがままに捉えようとする方法との間には隔たりがあったといえる。

過度な簡素化を恐れずにいえば、前説でふれた過疎論は、過密／過疎の表裏一体性に着目してその構造的格差を告発するあまりに、それが過疎社会に住むひとびとにとってどのような問題として経験されていたのかを取りこぼしてしまった側面がある。同様に、イエの生産様式からムラの解体を説明しようとする方法は、歴史性に厳密であろうとするあまりに、いま現存するムラの人びとにとって“ムラの解体”がどのような経験であり、問題であったのかをすくいとることに長けていなかったといえるかもしれない。このような背景を意識すると、ムラの解体をとりあげた当時の議論において、すでに中野が人びとにとっての問題として“むらの解体条件”を論じようとしていたことが改めて理解できる。すでに触れたが、中野は「ムラは各時代の全体社会の政治的・経済的な構造により規制されながらも、ムラとしての立場で、その外的規制をムラなりの立場で受けとめ」ているとし、ムラが「消滅するのは、これらのことがなくなったときにのみ」である（中野、1966：260）と述べた。このような中野のムラの捉え方は人びとにとって「むらの解体」がどのようなことを意味したのかをすくいとろうとする点で、眼前の“今のムラ”の経験を理解するための方法であったということができよう。

4. 本稿の分析視角と構成

ここまでムラの消滅／解体という事態がどのような問題として論じられ、捉えられてきたのかを、過疎論と農村社会学というふたつの流れにおいてふまえてきた。本稿の分析視角は、これらの先行研究に多くを負うものだが、実際に消滅の可能性に瀕した山村の過疎のムラを考察の対象とするにあたって、本稿の分析視角の特徴について述べておきたい。

端的に言えば、ムラが解体や消滅に瀕するという事態が、そこに住む人びとにとってどのような問題として捉えられているか、というところから本稿はムラの存続条件を考察するものである。これは過疎論と農村社会研究の双方の論考から学んでいる点である。すなわち、ムラの過疎化ないしそれに起因する消滅は「当該地域に残り住むことを望んでいる人々」(岩谷、1989)にとってどのような問題であるのかというところから論じられなければ、そこに住む人びとにとってのムラの消滅という問題には近づくことがないからである。そしてムラの存続条件を考察するにあっても、本稿が明らかにしたいのは、ムラが存続するための条件でもなく、特殊歴史的なムラでありつづけるための条件でもない。あくまでそこに住む人びとにとってムラが存続する(している)、ということが何を条件に捉えられているのかを明らかにするものである。すなわち本稿は先行研究に多くを負いつつ、ムラの消滅や解体はいったい誰にとっての問題かという問いを分析視角の基底としている。

具体的に考察の対象としているのは、今日において現に過疎やダム計画、震災によって消滅に瀕しつつも、存続しようとするムラばかりである。これらのムラでは、人びとは消滅に瀕した際にムラを存続させようとする実践を展開する。本稿はこの実践から、彼らにとってムラが存続する条件がどのように捉えられているのかを明らかにするものである。このような人びとのムラの存続実践は、結果的にムラがどのような秩序や存在原理をもった生活組織であるのかの一端を示すことになるであろう。

3節で触れたように、これまでムラは、イエ単独では生活ないし生産できないがゆえに、ムラとして相互に結びつかざるをえなかったと説明されてきた。つまり、それぞれのイエが生活していくうえでの必然性から説明されてきたといえる。しかし本稿が考察の対象とした四つのうち三つのムラでは、ムラを去るか否か、すなわちムラに住み続けるか否かをすべての世帯が“自由に”選択しなければならなかった。その理由は、それぞれのムラが大規模なダム計画の

水没予定地となってしまったことや、地震によって壊滅的被害を受けてしまったことによる。そして結果的に、それぞれのムラで半数以上の世帯がムラを離れている。このことはムラが各世帯によって必然性をもつ結集ではなくなってしまうことを一方で顕著に示している。しかし一方でこれらのムラでは、そこに残ることを決めた人びとが、頑なにムラとして存続しつづけようとする実践を展開していく。つまり残った人びとにとっては、依然としてムラは必然の存在として捉えられているのであった。そして彼らにとって、ムラはかつてから存続してきた同一のムラであると捉えられているのである。

これらの事例の考察はイエの生産様式の検証をまつことなく、また特定の歴史において定義されたイエやムラの範型とも照合することなく行なわれている。これはある意味、先行研究に正面から対峙しようとしぬ方法であることは否めないが、その理由は今ここで人びとによって存続がはかられているムラから、言い換えれば、眼前に展開するムラの存続志向性からムラが存続するための条件を明らかにしたかったからである。すなわち本稿は、消滅に瀕するムラが存続しようとする諸実践の考察から、そこに住む人びとにとって、今あるムラが存続するための条件がどのようなものとして捉えられていたのかを明らかにするものである。なお本稿の構成は以下のような形をとっている。

本章に続く第二章では、ダムの水没予定地と化すことになった熊本県の山村に位置するムラを事例とした。このダム計画に特徴的だったのは、1966年の計画発表から40年を経て、今なおダム本体の建設が未決定である（2007年9月現在）ことである。しかし長期間ダムの計画化におかれることでこのムラの人びとは、八割もの世帯の大挙離村と、ムラの人びとの関係性の変化を経験しなければならなかった。ムラにはダム計画に対する立場によって対立関係が含みこまれることになり、くわえてムラの人びとは皆、いつ誰が離村してもおかしくないという“潜在的離村者”と化した。しかしながら、このような長期化するムラの成立不可能な状況において、ダム計画に対して三つの異なる立場に分かれなければならなかった人びとはいつしか、「早期着工」表明というひとつの立場に収斂していった。みずからさんざんな目にあつたはずのダム計画に対して、なぜあえてダムの「早期着工」を表明しなければならなかったのか。ムラに残り続けた人びとによる「早期着工」表明を、ムラの存続実践として考察し、この行為がムラの関係性においてどのような意味をもっていたのかを明らかにした。

第三章では、第二章と同じダム計画下におかれた、規模の小さなムラを考察した。このムラでも水没することによる移転補償を契機として、結果的に三分の二の世帯が離村してしまう。しかし、もともと30世帯の小集落であったこのムラでは、他の小集落のように水没予定地と化すことでなし崩し的に消滅してしまうことが考えられた。そこでこのムラでは、行政村に止められてまで、なるべく早くムラ単位で同時に移転することを実現しようとする。つまり、残ることを決めた人びとでムラの存続戦略を展開していく。彼らの実践は、それまで数百年にわたって住んできた集落を早々と去ったという意味では、ダムという計画空間の生産に加担するかのような行為であった。しかし移転後、人びとの関係性が代替地において変容しつつあったとき、彼らはふたたびあるべきムラの関係性を取り戻すための実践を展開していく。具体的にそれは、ムラの皆で炭を焼くという実践であった。この実践の考察を通して、ムラが移転後どうあらねばならないと捉えられていたのか、とりわけムラがどのような場所でなければならなかったのか、その存続条件を移転の際と移転後のふたつの契機において考察している。

第四章では、人為的なダム計画ではなく、大規模な地震（中越地震）によって壊滅的被害にみまわれ、その存続をあやぶまれた山村のムラを考察した。このムラでは、家屋全壊率100%という震災被害を経験することで、約半数の世帯が離村することになった。しかしながら、残りの半数の世帯の人びとは、集落がもとあった場所には再び住むことができないにもかかわらず、「先祖の土地だから」という論理とともに「帰る」ことを選択する。もとの集落は家を建てることはできなくなったものの、耕作地や神社はそのまま維持することになった。移転先のあたらしい集落はもとあったムラを見下ろす高台に移転することになったが、彼らはその移転地もこれまでのムラも両方を自らのムラとして認識している。特別豪雪地帯であり過疎地にも指定されるムラへ、震災の壊滅的被害をうけつつなお人びとが「帰る」ということが、どのような実践であったのかを明らかにすることで、彼らにとってムラが存続するということが何を条件としていたのかを明らかにした。なおこの章では、震災から仮設住宅への移転、帰村を決定するまでの過程のモノグラフをとおして彼らにとってのムラの存続条件を考察した。

第五章は唯一、ダム計画や震災といった集中的な大挙離村の契機を経ることなく、長い時間を

かけて過疎というムラの消滅の可能性に瀕しているムラを事例とした。この章では、ムラで踊られてきた伝統的な踊りの継承を通して、ムラの存続が人びとに何を条件として捉えられていたのかを考察したものである。伝統的な民俗舞踊の継承実践から過疎という現象を捉えようとしたため、第2、第3、第4章の三つの事例とは一見大きく異なっているかもしれないが、唯一自然減という長い時間の経過による過疎を考察している章である。このムラでは、これまで一度も途切れさせることなく伝統舞踊を継承してきたが、わずか八世帯となってしまったムラでは、踊り手を絶やしつづつあった。そこで近隣の学校区の「もったいない」という良心的な申し出によって、踊りをより広域な地域である学校区で継承していくことをもちかけられる。ところが、踊り手のムラの人びとはわずか八世帯となってしまっていたにもかかわらず、踊りはムラの人びとが終わらせなければならないとしてこれを拒否した。この章では、ムラの人びとの「太鼓踊り」の継承条件が、踊りがただ長くつづけばよいとする継続至上主義とはズレていることに着目し、人びとにとって踊りがどのようなものでなければならなかったのかを明らかにした。そして、彼らの踊りの継承条件から、その延長上にムラの存続条件がどのようなものとして捉えられていたかについて考察した。

終章では、四つの事例から得られた知見をまとめ、そこから導きだされたムラの存続条件が、過疎論や農村社会学のムラ解体論においてどのような位置にあるのかを示し、その意義について述べた。

【註】

(1)国土交通省（平成19年1月）の「過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査結果（中間報告）」より。この調査における集落とは、「一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位（農業センサスにおける農業集落とは異なる）。」を指している。したがって、この調査結果における「集落」は行政区であるため、厳密には「ムラ」とは重ならない。しかしそこにムラを含むものであることには違いないため、消滅数の指標として扱っている。

(2)もちろん「村落」および「自然村」についても説明しておかなければならないだろう。福田(1968)によると「村落」は、集落や部落、ムラなどの既述の概念群のなかで「もっとも無内容のものであり、民俗学の論文題名や章節名としてひろく利用されている」という。いわば地域性からも歴史性からも「自由」な概念として捉えられているといえる。「自然村」という概念を「社会学的に厳密に規定した」(余田博通、1959)のはもちろん鈴木栄太郎である。鈴木が提出する「自然村」は、むろん一言で説明しうるような性格のものではないが、以下のようにいえよう。「自然村は、わが国の農村における三つの社会的結塊の中の一つ、即ち第二社会地区の上にもみる集団類積体であり、社会関係の比較的独立的堆積体として、その外貌を現しているものである。しかし自然村における社会的統一性はかくの如き累積体または堆積体たる事に存するのではなく、そこの人々の行動原理としての独立の精神が存する事によるのである。それは、個人と現在を制御して全体と過去未来にしばりつける一個の発展的規範である」(鈴木、1968:126)。この鈴木が自然村もまた、イギリスのルプレー派やソローキンを意識しつつ日本村落の固有形態を追究した概念といえる。鈴木が日本農村研究の体系化が日本のムラをめぐるゆたかな論争史の基礎を築いたことは周知の通りである。

(3)むろん、ある生活組織がはたして「ムラ」と呼ばれうるか否かは、自発的な存続志向性のみがその必要充分条件を果たす、と主張しているのではない。

(4)しかし後年、安達は過疎問題が過密問題の「偶然の産物」などでは決してなかったことを以下のように訂正している。「昭和四二年に“過疎”という新語が国民経済審議会で作られたころ、私は、過疎現象を『それは大都市の過密とともに、日本経済の高度成長が生み落とした一卵性双生児だ』と規定してかかったのだが、こんにちから考えると、それはまことに不覚であったといわざるをえない。過疎現象を世間に判りやすく説明するためには“一卵性双生児”もある点では便利であったかもしれないが、そういう説きかたでは過疎問題の本質は捉えられないうし、したがって、過疎対策の基本方向にも大きな狂いが生じるからである。過疎は、日本経済の高度成長によってたまたま生み落とされた庶子なのではなく、片方に過疎を、片方に過密を、それぞれの地域の住民生活をてんから無視したまま、平然と生み落としていったからこそ、日本経済は現にあるような形で高度成長をなしとげたのだという認識が、過疎論の根底に据え

られなければならないのだ」(安達、1973 : 108)。

(5)山田良治(1981)もまた同様に農工間格差のしわ寄せをもっとも被る場としての山村に言及している。「日本の農林家経済は、第一に独占資本主義下における工業と農林業の不均等発展において、第二に資本間の、及びそれに対応した労働市場の不均衡において、いわば二重の意味での構造的不均衡の状況下に置かれてきたことになる。しかも、山村は両方の面において底辺部分に位置しているだけに、構造的諸矛盾の発現はそれだけ激しくならざるをえない。社会的危機として現れている山村問題は、最も根本的にはこのような構造的諸矛盾の集中的表現として捉えるべきであろう」(山田良治、1981 : 394)。

(6)渡辺も安達や岩谷と同様に、「人口流出」と「地域社会の解体／消滅」を、それぞれ「人口論的過疎」と「地域論的過疎」とに区別して捉えている。つまり、人口の流出があったとしても、それがそのまま地域社会の解体や消滅とはならず、同様に人口が流出しなくとも地域社会の解体や消滅は起こりうる、という捉え方である。ただし、渡辺のこの区別は、人口論的過疎がいずれ地域論的過疎へと展開し、それがまた人口論的過疎を悪化させるという段階論的説明としての性格が強く、安達や岩谷のように人口流出よりも地域社会の存立不可能な事態を深刻視しているというわけではないようである(『過疎地対問題報告書』並木正吉、渡辺兵力他著)。

(7)この中野の視角は、その師である有賀喜左衛門の以下のようなムラ観を引き継ぐものであろう。「村の生活は封鎖的だという人々も少なくはない。封鎖的な側面はもちろんあるが、もし完全に封鎖的であったなら、どんな村でも死滅してしまったにちがいない。どんな村でも変化しなかった村はない。これらは少しでも外部の影響を受けて、みずから変って行ったのであって、内から外へ出るものもあり外から内へ入るものもあった」(有賀、初出 [1948] : 137)。

(8)むろん、「日本のムラ」と規定することには慎重でなければならないだろう。本稿は近代国家としての日本のもとに、均質な文化やムラがあることを前提とするものではない。しかし実際のところ日本農村社会学では、日本のムラの典型が析出される過程で沖縄・奄美地方、鹿児島や伊豆諸島といった、日本における大多数の典型とは大きくことなる家や同族は除外され、そ

の考察は社会人類学に託されている（鳥越、1985：46）。

(9)かといって細谷も単純に資本主義によってイエが小経営体でなくなる、という過程を捉えているわけではない。細谷は、現代においても規模の大小に関わらず依然として農業が家族労働力によって担われ、「農が資本の論理と適合しない性格をもつ」（細谷、1998：148）ことに注目し、「農業がなお資本主義化せず、家族労働力による小経営としていとなまれ、生活のための生産、生産のための生活でありつづけるかぎり、『生活組織』としての家は機能している。その家が、その生産と生活を一体にしたいとなみにおいて完全には自立化しえず、家々の連合が必要であるかぎり、村は機能しつづける。こうして、家・村理論は今日の日本農村をも射程に収めているといえよう」（細谷、1998：147）。

(10)中村はしかし、無前提にムラというイエの連合体や結合体を措定することに、もっとも懐疑的かつ厳密であった論者の一人であったろう。それは大著『村落構造の史的分析-岩手県煙山村-』に論証されているが、イエがいかに結合することでムラを成り立たせているかを綿密に考察した中村は、ムラ（村落共同体）を「地域性という契機で、同地域の家をつないでいるかたまりである」（中村、1957：161）と一応定義しながらも、地域性というのは、その一つの結合契機にすぎない、と述べる。すなわち「村落を、集落と同じ意味に使えば、村落共同体は、農民の諸共同の一つにすぎず、農民生活を包摂できない」（中村、1957：162）として「村落共同体というときは、農業村落としての共同体とみていい。それが中世までは、それでいいのであるが、近世においては、その原則は破れないけれども、共同の契機が分化したために、古代や中世のように簡明に定義できないというまでである。そう解しておけば、近世のむずかしい実態を、村落共同体のくずれんとする前の一段階とみておけばいいことになる」という。つまり、中世以前の農業村落にそなわっていた地域性という統一的結合契機は、商品経済の浸透していく近世には失われていったという見解である。したがってここでの中村の指摘は、分業のはじまってくる近世以降、地域性をもったイエの結合体を単純に村落共同体と措定できないということであり、中村が中世（および古代）のムラを歴史特殊的典型としていることがわかる。

(11) このような研究の一例として、ふたたび現在の「家族農業経営の強靱さ」に着目し、その

再検討によって、それがなおイエであるかどうかを検証した安孫子の研究（安孫子、1994：15）や、農業が本来資本主義的ではあり得ないとする立場からイエ・ムラ論を再評価する細谷（1998）の研究を挙げることができる。

第二章

大規模公共事業における「早期着工」の論理 —川辺川ダム水没予定地のムラを事例として—

第二章では、これまで住んできた土地が、40年以上にわたってダムの水没予定地となってしまう人びとによるムラの存続実践を考察した。このムラの人びとは、ダム計画に対して当初は三つの異なる立場にあったにもかかわらず、最終的にそろって「早期着工」を表明しなければならなかった。この「早期着工」表明にいたるまでの過程と、ダム計画がムラに暮らす人びとの関係性にどのように作用していったのかを明らかにしながら、彼らが「早期着工」を表明せざるをえなかったのはなぜだったのかを考察した。

本章はムラそのものの存続実践の内実よりも、ダム計画がいかにムラの人々の間にあった関係性を成立不可能にさせていくものであったかの既述に偏っているむきがある。しかし、ムラの過疎化を急激に促し、なおかつ計画が長期化することによってムラを成立させなくするひとつの変数として「公共事業」であるダム計画を捉えている。そしてこのダム計画下で、水没予定地にとどまりつづけた人々にとって、ムラがムラとしてあり続けるための実践としての「早期着工」表明がどのような意味をもっていたのかを明らかにした。

1. 問題関心

近年にわかに公共事業のあり方が見直されようとしている⁽¹⁾。このような動きは財政難と自然環境への意識の高まりを背景にしつつも、これまで公権力が一方的に事業に付与してきた「公共性」に対する異議申し立てと決して無関係ではないだろう。すなわち、「公的」主体が無条件に設定可能な上意下達の公共性から、当事者にとって検証可能な公共性を志向する転換期であるといえる。本稿が分析対象としたのは、着工をめぐって現在さまざまな諸主体が異議申し立てをおこなう大規模公共事業に、「早期着工」を表明する人びとの論理である。なぜあえて公共事業の賛成をうったえる人びとの論理を明らかにするのかといえば、そのような人びとが、生活

実感をもって事業に苦しめられてきたのにもかかわらず、その事業の早期着手をうったえなければならない、という矛盾のなかに身を置く人びとだからである。このような矛盾のなかで事業の「早期着工」を唱える人びとの論理から、かれらにとって公共事業がどのような問題としてあらわれているのかを、ダム計画が村落社会の関係性にどのように作用しているのかに注目しながら明らかにしていきたい。

2. 研究史と分析視角

公共事業によってなんらかの得失をうける人びとが、事業に対して「賛成」や「反対」を表明する、という現象はこれまでどのように捉えられてきただろうか。便宜的に公共事業を「分配問題⁽²⁾」として捉えるものと、「存在問題」として捉えるものとのわけて研究史を考えてみたい。

2. 1. 「分配問題」として捉える視角

ここでいう分配問題とは、公共事業を事業の便益や事業に付随する資源（＝補償金、地域整備事業等）の分配をめぐる問題として捉える視角である（宮本憲一、1982；梶田孝道、1988；船橋晴俊・長谷川公一ほか、1985）。このような分析視角は事業の受益者と、事業によってなんらかの損失を被る人びととの関係性を明らかにできる視座といえる。なかでも受益圏・受苦圏モデル（梶田、1988；船橋、1985）は「広範囲にわたる国民が稀薄化された利益を享受する一方で、一部の地域住民には致命的ともいえる犠牲が及んでいる」（梶田、1988：3）という問題関心のもとに、受益圏（加害者ないしは受益者の集合体）と受苦圏（被害者ないしは受苦者の集合体）の不平等な加害－被害構造を明らかにしている。

この受益圏・受苦圏モデルにおいて、事業の受苦圏として設定されているはずの人びとが事業に賛成をうったえる、ということが捉えられている。このような現象を説明するのが疑似受益圏という概念装置である。疑似受益圏とは、「マクロなレベルでの『受益圏』対『受苦圏』という対立に加えて」、「受苦圏内部における『疑似受益圏』対『純受苦圏』の対立という二重の構造」（梶田、1988：46）を指摘するための概念である。別のことばで、「受苦圏に編入されよ

うとしている地域が、その見返りとして別の種類の受益圏の創出を開発主体に対して要求した動き」(梶田、1988:46)と説明する。同様の指摘に「補償の公共事業化」(田中滋、2001:130-131)という概念がある。これは、事業主体が事業の「実施を大前提として、補償を単なる金銭的補償から過疎対策的な公共事業へと昇格させることで地元住民や市町村の反対を沈黙させる」(田中、2001:131)という事態を説明するものである。この「補償の公共事業化」という概念装置もまた、事業によってなんらかの損失を被る地域社会が、公共性の有無については「判断を回避したまま」事業を受けいれてしまう、もしくは、例えば「総合的地域整備事業を実施してもらうために、地元にとっては必要でもないダムの建設推進の陳情をおこなう」(田中、2001:131)という事態をさす⁽³⁾。

「疑似受益圏」や「補償の公共事業化」といった概念の貢献は、公共事業が受苦圏内部においては、事業本来の公共性とは別の問題にすりかわってしまう、という視点をうちだしたことであろう。しかし、これらの概念装置においては、受苦は「見返り」としての受益と相殺可能、もしくは差引勘定可能であるという前提で捉えられている。さらに、そこに想定されているのは、自らの受益を最大化しようとする功利主義的な主体像である。そのため、実際には差引勘定不可能な受苦がどのように経験されているのか、そして事業に賛成を表明することが人びとにとってどのような意味をもつのか、といった受苦(被害)圏内部にある論理を捉えることができない。なぜなら、受益と受苦が差引勘定可能である、という前提は、公共事業の負の効用としての機能論的受苦を捉えてはいても⁽⁴⁾、意味としての受苦を捉えていないからである。すなわち、受苦がどのような意味をもつかにかかわらず、事業に「賛成」を表明するという当事者の能動性は、受益の最大化として説明されることになる。言い換えれば、分配問題という視角は資源分配の不充足や不均衡を問題とするため、そこで生活する者がどう在りたいのか、という志向性の位相において当事者にとっての問題を捉えることができないのである。

2. 2. 「存在問題」として捉える視角

一方で、公共事業によってなんらかの被害(受苦)をこうむる人びとにとって、それが具体的にどのような問題として経験されているのか、すなわちどのような意味をもつのかを明らかにしてきた研究史には豊富な蓄積がある(似田貝香門、1976;家中茂、1996;関礼子、1997;飯島

伸子、1998)。これら諸研究は、事業による被害や受苦を補償や地域整備事業によって相殺可能なものと捉えることなく、受苦の固有性を捉えようとする分析視角といえる。たとえば家中（1966）と関（1997）は、公共事業によって埋め立て計画下におかれた「海」や「ハマ」を事例地として、住民がそこで営んできた固有の生活経験を記述することで、彼らが「海」や「ハマ」とどのような関係で在りたいかを明らかにしている。つまり、「海」や「ハマ」が埋め立てられるということが、住民にとってどのような意味をもってしまうのか、という意味としての受苦に接近しようとする分析枠組みといえる。このような生活主体のそこでの在り方を問題とする（＝存在問題）方法は、住民が事業に対して賛成や反対といった立場を表明する際の能動性を、受益の最大化とは異なるところにもとめることができる。すなわち、政策をのぞむ際に、資源分配の不充足や不均衡の解消をもとめるのではなく、生活の場においてどのように在りたいのか、という当事者の生活世界における規範をもふくみこむ志向性を捉えることができるといえる。ただし、このような分析視角は、もっぱら公共事業に反対を唱える地元住民が分析対象となっており、事業に「賛成」を表明する住民を分析の対象としてこなかった。

公共事業によって損失を被るのにもかかわらず、事業に賛成をうったえる住民を分析対象とし、その受苦の内実を明らかにしている研究として浜本篤史（2001）の研究を位置づけることができる。浜本（2001）の研究は、本報告と同じく長期間事業計画下にあったダムの水没世帯を対象としたものである。この論文で浜本は、経済的側面ではばかり捉えられがちであった立ち退き移転者の精神的被害に光をあてている。しかし、被害構造論⁶⁾によって意味としての受苦に接近しつつも、結論において政策をのぞむ際には、立ち退き住民の論理そのものからはいったん離れて、「精神的被害」（浜本、2001：184）の解消を外部からの資源分配によって解決しようとする分配論に収斂している。本稿はこれら先行研究に多くを負いつつも、解決主体を事業の賛成をうったえる住民に据えて、そこから直接政策をのぞみうるような存在論としてのかれらの論理に接近してみたい。つまり、功利主義的な受益の最大化とは異なる位相において、かれらがそこでどう在りたいのか、という賛成表明の能動性を捉えてみたい。そして、本稿をとおして公共事業の被害（受苦）圏において展開される事業賛成の論理から、公共事業がどのようなものでありうるのか考えてみたい。

3. 川辺川ダム計画と水没三団体の論理

3. 1. 川辺川ダム計画の概要と現在

川辺川ダムは、川辺川上流熊本県球磨郡相良村藤田に本体を建設予定の多目的（治水・利水）ダムで、国が単独の事業主体である。1966年の計画発表から今年で36年が経過しているが、その間道路の付け替えや代替宅地の造成など、関連事業は一貫してすすめられてきた（表1）。しかしダム本体は未着工である。ダム本体着工までには、川辺川の漁業権をもつ球磨川漁協との補償交渉のみが残されていたが、2001年、漁協は国が提示する漁業補償案を二度にわたって否決したため、同年12月、国はこの漁業権の強制収用裁決の申請をおこなった。しかしまた一方で川辺川ダムの受益者として設定されているはずの利水農家が国を相手に実質上事業計画の中止を求めて訴訟闘争を展開していた。そして2003年5月、福岡高裁は、原告請求棄却となっていた熊本地裁の一審判決を取り消し、国側敗訴の判決を下す。これにより利水事業の計画は見直されることになった。さらに利水農家だけではなく、下流の受益者であるはずの治水圏の住民も近年活発にダム建設を問いただす諸運動を展開していることから、熊本県は国への説明責任をもとめて県主催の住民討論集会をこれまで八回開催するに至っている。国側も治水のためにダムはなお必要である、という立場をとってはいるものの、計画の先行きが不透明なことから2004年度予算の概算要求では本体工事費の計上を見送っている（2003年10月現在）【表1参照】。

3. 2. 水没三団体の論理

この川辺川ダム計画によって五木村の全1100世帯のうち465世帯⁽⁶⁾と相良村の63世帯が水没世帯として設定された。相良村ではすべての水没世帯が約15年前に移転もしくは離村を完了し、本稿が事例とする五木村内には全部で六つ（高野・小浜・大平・頭地・下谷・野々脇）⁽⁷⁾の代替地が造成されたが、頭地代替地を除いたすべての代替地で移転が完了している。これから離村もしくは代替地移転する水没世帯があるのは、フィールドワークをおこなった頭地地区のみとなっている⁸⁾。頭地地区は村役場や商工会、森林組合などが集まる村の中心地である。すでに五木村の全493の水没世帯（移転補償開始当時昭和56年）のうち、480世帯以上（2003年6月現在）が離村、もしくは代替地移転を済ませている。五木村（村長、村議会）は現在ダムの「早期着

工」をうたえる立場にあるが、本稿が分析対象とするのは三つの水没団体が展開してきた「早期着工」表明の論理である。三つの水没団体は、ダム計画に賛成や反対、またはそれに付随する要求条件の違いといった、ダム計画に対する「立場」を原理として水没世帯が組織した団体であり、これまでダム事業において水没住民の補償交渉主体としてあり続けてきた。最終的な補償基準が妥結済みで、五木村の水没世帯は81年以来補償金を受けとり離村、移転が可能となっている。そのため現在の水没三団体は個人補償交渉の手続きの際に後ろだてとして存在し、成員が離村、移転することを見届けるという役割しか残されていない。うち一団体⁹⁾は今年6月、全成員が移転、離村を終了したため解散式をおこなった。しかし三団体はともに1998年7月、2000年5月、2001年3月に国、県、国会にダム早期着工の陳情をおこなっている。本稿は、この三つの水没団体がどのような論理で自らの団体を他の団体を差別化しつつ、ひとつの総意としての「早期着工」という立場を成り立たせていたのか、ということ明らかにしていく。

3. 2. 1. 立場を語る三団体

五木村（＝行政村）は計画当初から実質上、ダムを受け入れる立場をとってきた。しかし「木曜会」というダム事業の勉強会をおこなっていた水没世帯の人びとが、のちに反対派として「水没者地権者協議会（70世帯）」（以下地権協）を立ちあげ（1973年）、これをきっかけに、残りのほぼすべての水没世帯がそのまま賛成派の「川辺川ダム対策同盟会（353世帯）」（以下同盟会）に属することになった。その後さらに補償交渉で同盟会と決裂した田口集落の人びとが、ムラ（集落）単位¹⁰⁾でもうひとつの賛成派「五木村水没者対策協議会（42世帯）」（以下水対協）を立ちあげて（1977年）同盟会から分離し、三つの水没団体が五木村に組織された【図1参照】。

それでは三つの水没団体がどのように他の二団体と差別化しつつ、自らの立場を説明するのか、その論理を辿っていききたい。まず多数派で一貫して賛成派であった同盟会の会長のA氏¹¹⁾が会の立場を説明する論理は次のようなものである。計画が発表される前後二、三年間、球磨川水系（川辺川をふくむ）は未曾有の大水害を経験した。その直後に県は再三にわたってダム建設の積極的な働きかけをしてきた。そのような状況下で建設省（当時）の計画に猛烈な反対などありえなかった、として当初から一貫して受け入れの姿勢をとらざるをえなかった賛成派としての同盟会の立場を説明する。

もうひとつの賛成派で、である水対協の会長B氏⁽¹²⁾は同じ賛成派の同盟会との立場の違いを補償交渉の条件の違いから説明する。つまり、同盟会は建設省がただ値段を付けたただけの補償額を飲もうとしていたが、水対協は農業などの生活再建の案を建設省からまず出させるべきじゃないか、とって「ぶつかった」という。そのような立場の違いから水対協は同盟会からいったん分離したのだという。

一方でダム建設の反対をかかげた地権協元事務局長のC氏⁽¹³⁾は、ダム計画に対応するために最初に組織された行政村主導の「ダム対策委員会」と建設省とのやりとりが「はじめからおかしかった」、として地権協がひとつの独立した組織になるまでの経緯を説明する。具体的には村は書面を改ざんすることによって、住民にことわることなく建設省との一筆調査の契約に応じていたという。そこで勉強会としてまず「木曜会」を発足させ、その後行政主導ではだめだ、という合意のもとに地権協が独立したという。

これら三団体のそれぞれの立場は、なぜダム計画に対してそのような立場をとるに至ったのか、といういわばオモテ要件の説明である。しかし三団体の立場が語られるとき、きまって出てくるのが「ダンナ」というフレーズである。「ダンナ衆」とは、かつて五木村のほぼすべての集落にひとりずつ存在した大規模土地所有者であり、ダンナは各集落の小作との間に主に焼畑と耕地の耕作権を媒介にした土地の貸借関係をもっていた。しかし、1950年代半ば頃から焼畑の衰退や、現金経済の流入などによって、ダンナ衆との直接的な地主-小作関係や、土地の貸借関係は弱くなっていく（五木村学術調査団、1987：44-46）。そのような伝統的な「ダンナ」の意味の変化と時を同じくして、戦後の公選制の村長選挙では、ダンナ候補と住民候補の対決、という図式で捉えられるようになった。農地改革の時期と重なった第一回目の公選による村長選挙で住民候補が掲げたスローガンは「五木のダンナ政治をあらため、住民とダンナの格差をなくする」ことであったという（五木村学術調査団、1987：47-49）。このようにダンナの意味は、地主-小作関係の文脈よりは、選挙の文脈において語られるものとなり⁽¹⁴⁾、1966年のダム計画発表直後の選挙では、ダンナ衆ではないダム容認派の田山氏が村長に選ばれた。この「ダンナ」というフレーズを伴いながら、三つの団体を差別化する言い分⁽¹⁵⁾は反対派とふたつの賛成派を強く隔てている。すなわち、厳密に言えば三団体はダム計画に対して個々人がとる立場を純粋な原理としているとはいえないのである。この賛成、反対といった立場そのものに対して付随的である言い分を仮に「ウラ」の言い分とよぶことにして、次にこの「ウラ」の言い分に注目

しながら、三団体がそれぞれ他団体を差別化する論理をふまえていきたい。

3. 2. 2. ポリティクスを語る三団体

同盟会に属する人びとは地権協がはじめからダム建設に反対であったことを肯定しない。それは当時素朴にダムができてほしくないと思ったという水没地住民の「地権協もほんとうに反対だかいい条件がほしいだけなんかわからなかった」⁽¹⁶⁾という語りにかがいが知ることができる。

同盟会会長 A 氏⁽¹⁷⁾の言い分は地権協の発足を「持つもの（ダンナ衆）と持たざるもの」の対立として説明する。A 氏がいう「持つものと持たざるもの」の対立というのは、具体的には選挙のときにいつも浮かびあがっていた勢力の対抗関係のことを意味する。計画発表直後に行政主導で設立された五木村ダム対策委員会は、県議会に対してダム計画に対する「五木村のこたえ」を出さなければならなかった。この「五木村のこたえ」を決める際に、ふたつの勢力が激論を交わし、賛否両論が激しくぶつかったという。このとき県議会に対し、五木村の総意として「承認」というこたえをだすことは、即座に当時の建設省がダム計画を公示し、それによってダム事業に予算がつくということを意味した。この「五木村のこたえ」をめぐってのちに地権協のメンバーとなる「勢力」が出したこたえは、村内不統一のままではよくないので承認はまだまだ先でいい、というものだった。しかし、村は臨時村議会を開き、結局県議会に「承認」という五木村のこたえを提示したのだった。これに対して非常に強い不満を抱いたのが後に地権協となる「勢力」だったというのである。

水対協の B 氏⁽¹⁸⁾も、地権協に属していた人たちは、ダムに反対だったから属していた人たちばかりではなくて、ダンナと、地主であるダンナに申し訳なくて不本意ながら入っていた人びとにすぎない、と説明する。なぜなら、地権協の成員であった人びとが同盟会と水対協の二団体が妥結したとたんに離村し、地権協が福岡高裁に控訴した当時には、当初の 70 世帯から 23 世帯にまで加盟世帯が減少していたからだという（実際には控訴審の取下げ時に 23 世帯に減少）。つまり、地権協の加盟世帯が離村できる段になって減少したということ、地権協が本当はダムに反対だったのではないことの根拠として語るのである。

賛成派の二団体が地権協を地権者（＝ダンナ）やその借地人という属性をもつ団体であると

表象する一方で、地権協の C 元事務局長⁽¹⁹⁾は、実際は成員のうちダンナ衆だったのは 5 人足らずであり、自らもダンナではないこと強調する。そして会の正式名称は水没者地権者協議会であったのに、略称として「地権協」と呼ばれたこともよくなかった、と述懐する。地権協はもともと「木曜会」というダム勉強会が前身であり、その後「生活権を守る会」から「水没者地権者協議会」へと変化した。設立のきっかけをつくった数人は借地人であり、あからさまに言えば「ダンナ」に入会を誘ったのは建設省との交渉で有効な土地所有権という戦略的な目的からだったという。さらに、ダムのお話を気兼ねなくできたのは身内であったために自然とその血縁関係者が多くなったのだという。また、地権協は「もつもの＝ダンナ」の集まりと表象されるが、地権協こそが「もたざるもの」のための戦略をとってきたことを述べる。地権協は三つの訴訟を起こすが、うちひとつを自主的に取り下げ、残る二つは熊本地裁に却下されている。その後福岡高裁に控訴するも、同盟会、水対協の二団体が補償基準に調印した後、控訴も取り下げた。しかし地権協は控訴審を取り下げるときの条件に、水源地域特別措置法の県・村・国の負担額の割合を、村負担を半額（33 億→16.5 億）とし、その分県に負担させようとした。そして、余裕のうまれた水没者対策費 1 億円を基金として、自前の土地をもたない住民の生活資金にしてはどうかと提案したという。C 氏は地権協が「もつもの」や「ダンナ」といった属性でくられ、自らの所有地を守ろうとする団体、として表象されることを頑なに否定する。そして、地権協が裁判中に同盟会と水対協が見切り発車で結んだ、3 年間で頭地代替地を造成する、という実際には「ありえない」確約⁽²⁰⁾が離村を迷う住民の先行きを不透明にし、結局失望させてしまった⁽²¹⁾ことを批判するのである。

このように各団体は交渉過程の問題認識や解釈を明確に異にしつつ、互いに各々を差別化している。しかしながら、これほど強固に立場を違えてきた三団体は、「早期着工」というひとつの総意を成立させるのである。1981 年の補償基準調印以来、すべての世帯がいつ離村するかわからないという、いわば潜在的離村者となった。それ以降、ムラ（＝集落）は大きな変容を経験する。そしてそのムラの変容を契機として、対立時にはみえなかった三団体に通底していたひとつの論理が露呈されるに至る。それでは次節から、三団体がひとつの総意を成り立たせる契機としているムラの変容についてみていきたい。先にいってしまえば、ムラは水没予定地となることでムラがムラとして成立しない機能不全に陥るのだが、これがどのようなことを意味するのかを明らかにしておきたい。

4. 機能不全に陥るムラと三団体の論理

4. 1. 機能不全に陥るムラ

頭地地区（厳密には頭地代替地への移転対象地域）には田口、下手、久領の三つのムラがある。この三つのムラに用意された代替地が頭地の上手に造成された頭地代替地である。三つの水没団体はこれらのムラとは無関係に存在し、団体の境界線はムラの内部に持ちこまれることとなった。このような対立関係に加えて、賛成派二団体の補償案妥結直後の3年間に、頭地地区を中心とする五木村の水没地域は「離村ラッシュ」をむかえ、全水没世帯の半数弱が離村という選択をした。このとき、あまりにも離村者が多かったために村内定住を呼びかけるための村民集会が開かれるに至った。以来、だれもが潜在的離村者であるという状況を迎え、ムラは機能不全に陥らざるをえなくなる。それでは機能不全とは具体的にどのようなことかを「ムラの両義的配慮」というフレーズを用いて論じていく。

一時期の頭地地区には深刻な対立がもたらされたのにもかかわらず、田口、下手、久領において年中行事が中止となったり、途切れたりしたことは一度もなかったという。各々のムラは、異なる団体の成員があからさまに対立するような場として存在していたのではなく、逆に常会ではダムに関する話題は極力排除されていた。というのも、ムラにはじきに離村していく世帯、離村を迷う世帯、残ることを決意した世帯など、さまざまな立場の世帯がともにあったからである。このようにムラという場において実践された配慮は、あらゆる立場のムラの成員を分け隔てなく受け入れるという肯定的な側面をもっていた。というのも、代替地に移転するか、もしくは離村するか、いつ移転するか、といった決して簡単ではない選択は、等しくムラの成員すべてに迫られたからである。たとえばS氏⁽²²⁾は、一度は頭地地区下手から離村し、川辺川下流の人吉市に家を構えた。しかし、水没地に残しておいた畠を耕しに頭地に通ううちに、再びムラに住むようになった。そして、可能なかぎり長く水没地にあるムラで暮らすことを望んでいた。高齢者のS氏は、自らの余生と、ダムができるまで、という二重の意味で制限された時間的条件のなかで生活をとらえざるをえない。結局S氏は2002年の夏、かつて家を構えた人吉へ戻った。S氏はいう。

「わたしも年ですけん、もうすぐいつ死ぬかわからんですたい。ずっとここで暮らしたかです

けど、みんな上がんなってほしい、私ひとり残ってほしいがなか。」

○氏⁽²³⁾もまた二重に制限された時間の中にいるからこそ、かたくなに水没予定地を離れることを拒む。○氏はかつて頭地代替地の造成予定地に所有していた農地を手離さざるをえなかった。そしてダムができるかどうか分からない現在、水没地にある家の庭に所有している農地だけは失いたくないという理由で「上」(＝代替地)に上がることを拒むのである。

「今まで先祖が守ってくれた土地ですからなんとか自分で守っていきたいっていう気持ちがあつてですよ。なんとかして自分の土地を守りたかって気持ちがあるもんですからな。できれば(ダムは)でけんほうが一番よかですよ。うえ(代替地)にのぼったあと生活がでけんですたい。家をつくるだけの土地しかくれんでしょ。ここに残ったらですね、今のまま田んなか(田んぼ)や野菜やらをつくっていけますから。そういう生活がしたかですよ。上にのぼればなんもできんですけん。(中略)(頭地代替地に造成予定の代替農地は)まだ10年ぐらい先でしょうな。(笑)生きておりゃせんたい。畠のでくんまでに、畠のでくんまでは生きとらんですたい。80、90になっても仕事しきらんですもん。」(括弧内筆者)

このような語りからうかがえるのは、各々の世帯が生活するうえで抱える切実な問題が、ムラとは切断された問題として捉えられていることである。畠に毎日出る生活を続けたい、もしくは水没地で余生をすごしたい、と願うことが、頭地代替地というあらたなムラに背を向けることになってしまうのである。

しかし、一方で「あらゆる」ムラびとに配慮するということは、同時にムラとしての意思決定ができない、という両義的な実践でもあった。すなわち、いわば誰もが潜在的な離村者でありうるようなムラにおいて、話し合いができないのはダムに関する話題にとどまらなかったのである。いわばムラは、移転後の葬式の班分けや、年中行事の担い手といった、将来の時間軸をふくみこんだムラの生成となる実践そのものがないという状況におかれたのである。頭地の人びとにとって、これまでムラは生産に限らず防災、年中行事などの祭祀、葬式など世帯の能力を超えるような日常生活実践をつつがなくおこなうために不可欠な組織としてありつづけてきた。しかし世帯間の関係が暫定的となることで、ムラはその永続性をいったん保留せざる

をえなくなってしまったのである。

このようなムラびとの配慮が作動するがゆえのムラの機能不全には、頭地代替地への移転後のムラの再編成も大きな意味をもっている。頭地代替地へ移転する下手、田口、久領の三つのムラは代替地で再編成されるのだが、既存のムラとは無関係に編成される。つまり住民は以前どこのムラに住んでいたかにかかわらず、頭地代替地においていわばシャッフルされるのだ。頭地代替地のどの区画に移転するかは世帯ごとの選択に任された。そのため、これまでのムラは、全世帯移転後には消滅するという、いわばムラに期限が設定されたのである。このような条件もあって、常会は成員が未確定のまま移転以降のムラについて積極的に討議し、ムラの生成をおこなう場ではなくなってしまった。最近になって下手、田口、久領は頭地としてひとつのムラかつ行政区となることが決定し、移転、離村が未完了の世帯数がわずか⁽²⁴⁾になってきたことから、新しいムラに残ることを決めた成員の顔がようやく見えはじめた。しかし計画から36年たった今も頭地地区には離村、移転が未完了の世帯が水没予定のムラにあり、ムラの上（代替地）と下（元の頭地地区）との分離が続く。近年ダム計画もいっそう混迷していることから、ムラがムラとして成立しがたい状況は未だ続いているといえるだろう（2003年現在）。

まとめれば、ムラは各々の世帯がダム計画に対してとる立場、また離村や移転にあたってくださ判断が、つねに優先される場となった。このような世帯ごとの選択や決断の尊重ということを最優先原理として、ムラはその消滅を必然としつつ、何よりもダム計画による離村や移転をめぐる決断を配慮する場と化していたのである。

4. 2. 水没三団体の「早期着工」の論理

ムラがこのような状況にあるなかで、三団体がそろって「早期着工」を表明することはどのような意味をもつのだろうか。補償が約束された現在において、なぜ三団体はムラをさんざん苦しめてきた当のダムの早期着工をうったえなければならないのだろうか。当然のことながら、36年にわたってダム計画下にあったムラは、近年のめまぐるしい事業計画をめぐる状況変化に否応なく拘束される。仮にここで「早期着工」ではなく「補償だけはしてもらおう」と要求するとする。すると、いまだダム本体ができるのかどうか見定めながら、できることなら水没予定地に残りたい、水を張るまで動かないとあって「下」（＝元の頭地地区）に住み続ける人や離村

をまよう人を、補償を受けられないかもしれないという賭けに立たせることになってしまう。つまり、公共事業では途中で事業が中止した場合が想定されていないため、現段階で中止となった場合の補償について事業主に法的に責任を問うことができないのである。すなわち、三団体がダム本体の着工を括弧にいれた補償要求をすることは、移転や離村が未完了の世帯の補償を不確実にする意味をもってしまうのである。

しかし、三団体の表明する「早期着工」には成員の個人補償の絶対的確保だけにはおさまりきらない論理がそなわっている。それはある関係からの解放を志向する論理である。ある関係とはすなわち、着工ないしは中止が留保されている限り、移転や離村に関する判断については一切介入することなく、絶対的に世帯を尊重してきたムラは、その成員を確定できない関係を存続せざるをえなかった。そしてそのような関係は36年間続いてきたのである。

同盟会のA氏⁽²⁵⁾はいう。

「あんたがた東京からきたひとは川を何世代にも続く財産っていうでしょうけど、私らはもう一代かぎりでしか考えとらんですよ。もう子どもも孫もきつと帰ってこんばい。(中略)ハコモノばかりできて、中身はなんもできとらんたい。ダムなんかできてそんなもの誰も見にこんばい。(中略)もし国にダムが川辺川にしかなかったらよか。だけど法というものは日本全国に適用されるもんです。これ以上待つなんてできるわけがなか。このままムラづくりのスタートをきれずに終わるのは絶対にいやなんです。」

ここで注目したいのは、A氏が早期着工を訴える論理が、ダム本体による村の「振興」の次元にあるのではなく、それよりもむしろもっと手前にあるムラづくりの「スタートがきれるかどうか」というムラの存続戦略の次元にあることである。つまり、A氏が表明する早期着工の意味は、ムラの内部において「ムラづくりのスタートをきる」ことが可能なムラの関係性(=「中身」)をもとめるものであるということだ。ムラのあり方に対する危惧は、頭地代替地を含めた五木村全体の地域計画に尽力してきた元役場職員⁽²⁶⁾によっても語られる。

「180世帯残る、と現実逃避して政策やってきた。自分は80残ったらいい方だと思ってた。これからも絶対増えはせんですね。(中略)計画ができたときは私も30でしたけどいまじゃ66た

い。自分があと 30 年生きるといったら笑われるが笑いごとではないですよ。自分の年代が 30 年生きれなかったらムラは大ごとですよ。」

一方、そのような関係性を志向するのは同盟会だけではない。地権協の元事務局長である C 氏のもとには、最近になって下流からさまざまな市民団体が「今地元が立ち上がったら絶対にダムは止まります」といって訪ねてくるという。そして何度もダムを問い直す運動に参加するように説得されたという。しかしそのような誘いには断りつづけてきた。C 氏⁽²⁷⁾は最近のダム計画を問い直す諸運動が、かつての自分たちの運動と同じことをいっていると認識しながらも、みんなが上（代替地）に上がって一緒に住めないと報われない、という。これまで住民は河川法の網掛けのされた水没予定地で家の修理にも迷いながら生活してきた。そのようなところにこれまで離村せずに住んできたにもかかわらず、みんなが代替地に一緒に上がって住めない、ということの方が C 氏がかつて牽引した運動は「報われない」のだ。C 氏⁽²⁸⁾は自らが営む商店の不買運動をされながら地権協のダム計画反対運動を続けた。しかしダム計画が中止となってしまい、「みんなが上に上がって住めない」ということの方が「報われない」ことなのである。それは、ダム本体はどうでもよく、ダムをつくるという前提に立ってきた住民の生活があるからなのだという。C 氏のもとに訪ねてくる運動家の人びとのうったえは、「ムラづくりのスタートをきる」ことが可能な関係性の創出を阻害する意味をもってしまうのである。

「早期着工」を表明した三団体にとって、ダム計画によって疲弊した村の振興のためには、ダムはなにがなんでもつくってほしいものと解釈されかねない。しかし、2001 年に離村を決断した水対協の会長 B 氏⁽²⁹⁾もまた、今はこれ以上ムラが悪くならないようにするのが精一杯で、振興どころではない、という。そして、B 氏は一方で「早期着工」をうったえながらも、国が球磨川漁協の漁業権の強制収用手続きをとったことに対して、「話し合いで解決せず、なぜ強制収用の手続きをとるのか」と川辺川ダム工事事務所の所長をはげしく叱責していた⁽³⁰⁾のである。つまり、B 氏の論理にも本体着工そのものからはズレた「ムラがこれ以上悪くならない」ための焦燥感を見出すことができる。

まとめれば、三団体の「早期着工」の論理は、なにがなんでもダムが「早期着工」されることにあるのではない。そうではなく「早期着工」の表明がもつ意味によって、ムラがムラとして成立しうる関係性を創出するための論理であるといえる。なぜなら数十年にわたって成員が

潜在的離村者であるムラびとは、これまで事業計画をめぐる外部状況に従属せざるをえなかったからである。三団体の「早期着工」の論理には、三つの団体を通底しているひとつの志向性を見出すことができる。それは「ムラづくり」のスタートをきる前提となる関係性の志向である。それはムラの成員の離村・移転期間という暫定的な、しかし36年間という実質的には恒常的な、ムラがムラでないような関係からの脱却を意味していた。このようないわばムラの成員に対する責任をともなった「早期着工」の論理は、被害解消のための地域振興という資源分配要求に収斂させることのできない論理であり、三団体が各々の運動の底辺に、ムラがムラとしてありつづける、という当然の条件として共有していたものといえるのではないだろうか。

5. 結論

外部からダム必要性に疑いの目が向けられるようになり、事業計画が迷走しはじめると、三団体は1998年からそろって「早期着工」の陳情をおこなうようになる。そして三団体の「早期着工」の論理には、三つの異なる論理に通底していたひとつの志向性が露呈されるに至った。それは、離村者が増加し、何十年もの長期にわたってムラの成員が潜在的離村者であるという、ムラがムラとして成立しえないような状況において顕在化されたものである。水没地の地域社会には、移転後にはいったん消滅し、再創出しなければならないムラのこれからが討議できないという状況が数十年にわたってもたらされた。ムラの存在は、いったん個々の世帯の判断の束にゆだねられざるをえなかった。さらに、外部でダムを問いなおす動きにもムラの存在は規定され、生活実感から離れた外部状況に従属せざるをえない。

五木村の水没三団体は「早期着工」を表明しながらも、その論理の内実はダム本体の要求そのものではなく、「ムラづくりのスタートをきる」というあらたなムラの主体的創出としての意味をもっていた。すなわち、水没三団体の早期着工表明は、ムラがムラとして成立するための関係の創出、という言葉遂行的意味をもっていたのである。というのも、ムラが水没予定地と設定されることで、世帯ごとの生活を守ることと、これから創出していかなければならないムラそのものを守ることとは、離村という選択や移転の時期のズレなどによって、かならずしも連続するものではなくなってしまったからである。このようなムラの創出を志向した「早期着工」表明は、ムラびとらの社会的存在としての生活条件要求といえる。これまで、公共事業によつ

てなんらかの被害をうける人びとに対しては、外部からどのような制度的資源分配ができるか、ということが前提とされてきた。しかし、存在問題という分析視覚が明らかにしているのは、当事者がそこでどう在りたいのか、という志向性の位相において、事業がもたらしてしまう意味から公共事業を考えていく必要性なのではないだろうか。なぜなら人びとがそこで生活していくうえでさまざまに取り結ぶ関係に、事業は間違いなく意味をもたらしてしまうからである。この存在問題にそなわる「関係の総和」（内山節 2001:49）としての人間観は、社会学においては大変聞きなれた主体のとらえ方であるはずだ。

【註】

(1) たとえば、2000年に自民・公明・保守の三与党が233の公共事業の原則中止を勧告し、政府は255件の中止を了承した（朝日新聞2002年8月11日朝刊）。また同年、建設（現国土交通）省、農水省も独自に見直しにとりくみ、45の事業が中止となった。そして、本稿が扱うダムを規定する河川法には、その目的にこれまでの治水、利水に加えて「河川環境の整備と保全」がもりこまれ、「地方公共団体の長や地域住民の意見の反映につとめる」という趣旨の改正（1997年）がなされている。

(2) ここで用いている「分配」と「存在」という対概念は、今田高俊（2001）が、現代情報化社会の分析で用いた視角からヒントをえている。今田はハーバーマスやメルッチが新しい社会運動を論じる際に展開した「権利要求から人間存在へ」「分配問題から生活形式の文法問題へ」（今田2001:160-162）、といった表現をふまえたうえで、所有（分配）と存在という対概念を「近代産業主義」と「ポスト物質社会」に呼応させて提示している。しかし、本稿は時代区分に対応して用いてはいない。

(3) これに関連する研究として船橋（1998）は「誘致型開発」が「外部の他主体の持つ経済力や財政力を利用して開発を実施するという意味で、外部への『依存』を本質的に含んでいる（船橋、1998:96）」ことを指摘している。

(4) 帯谷 (2002) は、長期間にわたって事業計画に直面してきた地域社会が、計画段階において経験するアクター間の利害対立やその変容過程を捉えるうえで、受益と受苦が住民にどのようなよみかえられたのかをとらえている。

(5) 飯島 (1984) は、もっぱら生命被害や健康被害に注目していた公害研究において、現場にある諸関係がもたらしてしまう社会的被害をこれによって明らかにしている。

(6) 設定当時昭和 41 年、ただし全世帯数は昭和 40 年。

(7) <http://www.qsr/mlit.go.jp/kawabe/qa7-2.html>、2001/11/16

(8) 頭地代替地への移転対象地区である下手・田口・久領の世帯数はそれぞれ 106・78・58 世帯 (計画発表時から二年後の昭和 43 年)、補償をうけダム離村が可能となった昭和 56 年には 107・101・95 世帯となっている。2001 年現在の頭地代替地への居住予定世帯数は 83 世帯 (2001 年現在)。

(9) 五木村水没者対策協議会のことを指す。

(10) 本稿ではかな表記のムラには旧村を、漢字表記の村には行政村をあてている。ここでは厳密には田口は、田口というムラのさらに三つに細分化されたかつての田口、松本、溝の口の田口のことをさす。ただし常会は田口、松本、溝の口とともに田口というひとつのムラとして開かれている。

(11) 2001 年 2 月 21 日 A 氏とのはなしから。

(12) 2001 年 4 月 2 日 B 氏とのはなしから。

(13) 2001 年 2 月 21 日、4 月 3 日、11 月 5 日 C 氏とのはなしから。

(14) 熊本日日新聞朝刊（1976年5月29日）に関連記事。

(15) 生活環境主義というパラダイムにおいて展開されている（鳥越、1997:34-41）、（松田、1989:99-100）「言い分論」とは、地域生活に環境改変がもたらされる時、そこで人びとがいかにして「自他界」を区分しているのかを捉える論理である。本稿はこの「言い分論」に多くを負って水没三団体の論理をとらえている。

(16) 2001年2月21日S氏とのはなしから。

(17) 2001年2月21日A氏とのはなしから。

(18) 2001年4月2日B氏とのはなしから。

(19) 2001年2月21日、4月3日、2003年6月26日C氏とのはなしから。

(20) 1980年11月30日に同盟会、水対協、建設省との間で代替宅地を3年で造成完了することを確約する確約書が交わされ、当時の県企画開発部長、五木村長（黒木俊行氏）、相良村長も立ち会った。

(21) 五木村では登記簿上の土地所有者が長期間にわたって更新されていなかったため、頭地代替地の造成のための土地所有者の合意をえるために膨大な時間を要した。そのため、確約書では1983年に頭地代替地が造成されるはずが、2000年に造成完了となった。

(22) 2001年2月21日、3月30日、7月12日S氏とのはなしから。

(23) 2001年3月31日O氏とのはなしから。

(24) 頭地地区で移転、離村が未完了の世帯数は8世帯である（2003年6月現在、五木村役場へ

の聞き取りによる)。

(25) 2001年2月21日A氏とのはなしから。

(26) 2001年7月13日MN氏とのはなしから。

(27) 2001年4月3日C氏とのはなしから。

(28) 2001年11月5日C氏とのはなしから。

(29) 2001年4月3日B氏とのはなしから。

(30) 2001年4月3日水対協事務所にてB氏とのはなし中に、現川辺川工事事務所長が訪ねてこられ、その際の出来事だった。

第三章

ダム移転集落による計画空間の再定義

-川辺川ダム移転集落高野の実践を事例として-

第三章では、ダム計画を「空間の生産」として捉えたうえで、小規模な集落において展開されたムラの存続戦略について考察した。前章では、ダム計画がいかによりムラを解体させるものであったかの既述が主となり、ムラが展開した存続戦略については、ダムの「早期着工」表明と、それがもっていた遂行的な意味について明らかにするにとどまった。本章では、小規模集落であったムラが同じくダムの水没予定地となることで、その小規模さゆえに消滅の可能性に瀕することになった事例を考察の対象とした。このムラの人びとは、集落がかつてのムラの上手に移転したのちも連続的に存続するために、あえてムラ単位で住み慣れた土地からの移転を急いだ。そしてニュータウンのような様相の代替地へ移転したのちも、疎遠化しつつあったムラをふたたび彼らにとってのあるべきムラへと変えていく実践が展開されていく。本章ではこれらの実践から、彼らにとってのムラの存続条件を考察した。

1. 問題関心

環境問題の分析視角のひとつとして、都市社会学や人文地理学を発祥とする「空間（場所）論⁽¹⁾」がある。「現代社会に新しく立ちあらわれた資本主義の様相を、『空間におけるモノの生産』から『空間そのものの生産』への変容として読み解いた」（武田、2003：132）ルフェーブルは「空間の生産」という支配の様式を明るみに出した。この分析視角の貢献を端的にのべれば、そこに住む人びとにとって固有の価値を持つ「場所」を、貨幣を媒介に交換可能なノーマンズ・ランド（堀川、1998：126）へと化す計画権力⁽²⁾への警鐘であろう。環境問題の文脈においてはつまり、誰にとっても関心のない「空間」が「場所」を駆逐し、そのような「空間」にこそ環境問題が投げ入れられることを警告するものである。

本稿がとりあげるのも、これまで住んできた場所がダム建設という単一の目的遂行に従属す

る空間となった水没予定集落である。それまで百年以上もの間、住むという働きかけによって集落をつくりあげてきた住民は、ダム建設を邪魔しない限りにおいて住むことを許される人びととなり、都市へ出て行こうが、準備された代替地へ移ろうが「自由」の身となる。空間論にひきつけられれば、場所を生きる主体であった人びとは、計画権力が用意した空間の客体に転じるのである。

しかしながら本稿が事例としてとりあげるのは、ダムの水没予定地となることが決定した直後、あえて集落の存続戦略のために、行政村に逆らってまで代替地への移転を急いだ集落である。いったいなぜこの集落は用意された代替地へと移転を急ぎ、数百年にわたって住まれてきた場所を早々と去ることを選んだのだろうか。

次節に述べるように、これまで国土計画や都市計画といった計画権力を分析対象とした空間論の諸研究は、どのように固有の使用価値をもった「場所」が「機能空間」へと変質するのか、そのメカニズムを計画権力の側から明らかにすることに主眼をおいてきた。そのためか、拠点となる既存の「場所」を保持するために、いかに計画主体に対抗しうるか、という「対抗的条件」にばかり注目してきたきらいがある。しかしながら、「場所」を去ることが不可避である場合、同時に問われなければならないのは、どうすれば空間を固有の場所に変えていけるのか、という「創造的条件」であろう。

このような問いをたてるのは、本稿が事例とした水没集落が移転をあえて急いだことの先に、代替宅地という交換された空間を、ふたたび交換不可能な場所へと変えていこうとする実践の展開があったからである。ダム計画の到来後、早期移転を決断し、彼らはどのようにして代替地という計画空間を自分たちの集落として再定義しようとしたのだろうか。この問いに対して、本稿は彼らが代替地で創出しようとした、土地をめぐる関係性の再構築にその答えを求めてみたい。つまり、本稿の目的は、川辺川ダムの水没予定集落でのフィールドワーク⁽³⁾から、代替地へ移転した住民が、そこを固有の「場所」に変換するために必要とした土地をめぐる関係性の再構築とはどのようなものだったかを明らかにすることである。

2. 研究史と分析視角

では国土計画や都市計画などの計画権力が、そこに住む人びとに及ぼす影響については、こ

れまでどのように議論されてきたのだろうか。ここでは大きくふたつにわけて先行研究をおさえておきたい。

ひとつは計画権力がいかに空間を生産していくのか、いわば「場所」が「空間」化するメカニズムを明らかにすることに主眼をおいたものであり、最終的にそこに住む人びとがそれに対峙しうる「対抗的条件」を示す諸研究である（水内、1999；水岡、1999；筒井、2005；秋津、2000；遠城、1998；大城、1998）。これらの研究の貢献は、空間が「幾何学的次元や所与の实在ではなく」、常に支配の企てのもとに「社会的に生産されたもの」（中島、1998：10）であることを明らかにしたことであろう。なかでも秋津（2000）は、昭和初期までは呼称として存在しなかった「山村」という空間がどのように誕生し、いかにして高度成長期にダム建設地として位置づけられるに至ったのか、そのプロセスを鮮やかに記述⁽⁴⁾している。しかしながら、秋津以外の他の諸研究も同様に、場所が空間へと変質していく過程を明らかにすることに主眼を置いているため、そこに住む人びとがそれに抵抗しうる条件としては、以下のようなやや抽象度の高いキーワードの提示にとどまっている。それらは「個人と自然との個別的な交流を前提とした、審美的な要素」（秋津、2000：177）や、「ローカルな地域の自立性に力点を置く」（筒井、2005：64）、「本来ならその場に認められるはずの雑多性や差異性、複数性が消去、隠蔽される事態の認識、回避」（大城、1998：209）などである。この抽象度の高さゆえか、これらの「対抗的条件」は、結果的に計画権力の「空間」が元来もつ「普遍」「抽象」「均質」「交換価値」といった属性⁽⁵⁾を、反転しただけの概念（「個別」「ローカル」「差異」「雑多」）となってしまった。すなわち、単に空間化に対する反作用として「対抗的」なだけであり、そこに住む人びとの経験を介した問題認識に近づくことがないという意味で限定的なものとなっている⁽⁶⁾。

そうであるとするなら、そこに住む人びとが、計画権力による空間化をどのような問題として経験しているのかというところから計画権力を克服しうる条件を提示する分析視角が望まれる。このような関心に沿った先行研究に池田（1987）、細川（1999）、堀川（1998；2000；2001）がある。

これらの研究はいずれも入会林野近代化法（以下「近代化法」）の施行（池田）や、先住民族の聖地の鉱山開発（細川）、運河の埋め立て（堀川）といった住民の土地利用秩序に変更を迫る契機⁽⁷⁾を事例としており、その際に現れた、単に対抗的であるということからはズレた住民の志向性を見ようとしている点で、三つの論文は共通している。これらの研究が提示する空間化への

抵抗条件を、その特質から「対抗的条件」ではなく、「創造的条件」と呼び、本稿の分析概念としたい。

この三つの論文のうち直接場所論として論理展開しているのは堀川の論考だが、堀川は「都市計画によって不断に〈場所〉が〈空間〉化されてゆくことへの抵抗」(堀川、2000:123)として小樽運河のまちづくり運動をとりあげ、地元の人びとが志向していたものが「建物を保存しさえすればよいというわけでもなければ、保存して観光開発をすればそれでよいというほど簡単なものでもない」と指摘する(堀川、2000:121)。さらに堀川は、都市計画に抵抗しうる条件として、町並みの建造物の「実体の所有」よりも、「まず計画策定のプロセスが自分たちのものではなかった」ことを問題視し、「プロセスの所有」(堀川、2001:183-184)という概念を提唱する。

この、運河や町並みといった実体の帰属という近代的な所有概念を相対化し、住民にとってそこがどのような場所でなければならないと捉えられているか、というところから空間化への抵抗実践を捉え直すという意味では、以下に述べる池田も堀川と類似の発想といえる。池田は、本来「近代化法」の施行は、入会権や用益権を近代的所有に切り替えることで解消させることを目的としていたが、人びとが入会権の解消のためにではなく、その保持のために法に従った事例をとりあげている。つまり旧来の慣行使用権を、表面上巧妙に「失う」ことで、事実上入会地という場所を温存させる実践を捉えているのである。そして、池田が事例から内在的に示す、計画権力を止揚しえた「創造的条件」は、入会慣行にみられる「近代的な諸制度に適応しうる融通性」と、その基底にあった正当性観念(モラルエコノミー)に求められている(池田、1987:63-65)。

堀川と池田の両者とも、町並みや入会地などを保全する際にそこに住む人びとが発現させる正当性や志向性をみることで、単に計画権力に対して対抗的にとどまらない創意をすくいとることに成功しているといえる。とくに池田の論考は、土地所有形態の変更をせまった「近代化法」に対して、人びとが正面から逆らうことなく、むしろ「従う」ことで入会林野の温存を成立させた事例を扱っており、代替地にあえて移転を急ぐことで「空間化」に抗おうとした本稿の事例に、地域社会が駆動する創造性の在処を教えてくれる。

本稿もこれら先行研究に多くを負いながら、計画空間を「場所」にしていくための「創造的条件」を明らかにすることを具体的な目的としたい。その際本稿が注目したいのは、集落内部

の土地をめぐる関係性の再構築過程である。なぜなら、本稿はいわばすすんで代替地という計画空間を引き受けたダム移転集落を事例としており、既在の入会地や町並みといった場所との関係性をいったん喪失しなければならないケースだからである。したがって代替地という計画空間がどのような場所でなければならないと捉えられていたのか、移転後の集落内部の土地をめぐる関係性の再構築をとおして、計画空間の再定義の実践を明らかにしていく。そして人びとにとって、計画空間が何を条件として彼らにとってのムラと再定義されていたのかを示す。

3. 川辺川ダム計画の概要

川辺川ダムは、治水、利水、発電を目的とした多目的ダムである。本体は熊本県相良村に建設が予定されている。事業主体は国（国土交通省・農林水産省）であり、この計画によって同県五木村、相良村の一部はダムの水没予定地に設定されることになった。しかし1966年に発表されたダム計画は、40年を経た現在（2007年現在）においてもダム本体が建設されるかどうかは未定のままである。

この間、自然環境への関心の高まりから、清流である川辺川は注目を集め、公共事業見直しの気運を背景に、流域や村外の多くの諸団体や住民によってダムの必要性に疑いの目が向けられてきた。すでに迷走していたダム計画に決定的な打撃を与えたのが、2003年の通称「利水訴訟」の国側（農水省）敗訴であった。利水訴訟とは、実質的にはダムによる農業用水供給の不要を訴える下流の利水農家（相良村）らが、計画同意を得る際のやり方が不当であったとして、農水省を訴えたものである。この訴訟で農水省が敗訴したことを受け農水省は川辺川ダム計画から利水事業を撤退することを表明した（2007）。また本体建設予定地である相良村の村長がダム建設反対を表明し（2006）、さらに計画が不透明であることから電源開発事業の撤退も決定した（2007）。ダム計画の行方はいっそう混迷の色を深めている。いつしか多目的ダムであった川辺川ダム計画に残された唯一の大義名分は、治水のみとなった。だが現在では、道路の付け替えや代替地の造成といった周辺事業や基盤整備は終盤を迎え、ほぼすべての世帯が代替地や村外への移転を完了している。そしてこの計画によって、五木村の全水没世帯のうち、7割以上が村外へと離村することになった。

4. 高野集落とダム計画

本稿が事例地としてとりあげる熊本県球磨郡五木村高野（たかの）は、ダムの水没予定地として設定された集落のひとつである。厳密には、行政区である高野地区（全 28 世帯）ではなく、それより小さな範囲をとる集落である。高野集落の現在の世帯数は移転前からの 11 世帯に新移住世帯三世帯を加えた全十四世帯となっている。ではまず高野集落と五木村は、これまでダム計画にどのように対応してきたのか。

五木村はダム計画発表当初、表向きは村議会決議で「反対」を表明してはいたが、当初から一貫してダム計画受け入れに向けて動いてきた。村内には補償交渉主体として、立場の異なる三つの水没団体（「賛成」派、「条件付き賛成」派、「反対」派）が組織されたが、反対運動はこのうちの一つの団体によってしか展開されなかった。すでに「賛成」派と「条件付き賛成」派の二団体に属した住民は、1981 年から補償を受けとり村外へと離村をはじめていた。また反対運動を展開した水没団体も 1984 年には訴訟を取り下げた。

しかし高野集落はこの三つの水没団体からは当初から独立した動きをとってきた。独自に動くことができたのは、高野集落のすべての世帯が三つの水没団体のうち、「賛成」を掲げる同じ団体に属し、さらに高野集落の代替地は、既存の集落の上手に「高野代替地」としてひとまとまりに造成されることになっていたからである。しかしながら、高野集落はダム計画の成り行きをしばらく見守るわけでもなく、村が慎重に「反対決議」を表明しつつ国と交渉していた段階で既に早期移転にむけて動き始めた。ダム建設実現に向けて既成事実を積み上げたい当時の建設（現国土交通）省も、代替宅地第一号のモデル地区として高野代替地の早期造成に協力的であった。このような高野集落の動きに対して、村は時期尚早であるとして待ったをかけたほどであった。ではなぜ高野集落は村に逆らってまで移転を急がなければならなかったのだろうか。

4. 1. 集落存続の「賭け」としての早期移転

そもそも雇用機会が不足し、高齢化の進む山間部の小規模集落がダムの水没予定地と化すこ

とは、そのまま集落の消滅となりうる事態であった。というのも集落が水没予定地と化すことで、ダム建設に賛成であれ反対であれ、全ての世帯が離村するか代替地に残るか選択を迫られることになるからである。つまり集落が存続するか否かは、水没予定地の各世帯の選択の結果に委ねられることになる。とくに過疎化のすすむ集落の土地が補償金という貨幣と交換可能となることは、集落が「出ていってもいい場所」と化すことを意味した。実際に五木村の水没予定地では、離村者が相次いだために消滅を迎えた小規模集落が三つ（小浜、金川、逆瀬川）存在する。

しかし高野集落では、ダム計画は遂行されるという前提に立ち以下の二点の取り決めを行った。一点目は各世帯が離村するか代替地に残るかを早期に決断すること。二点目は代替地に残ることを決めた世帯は、なるべく早く移転することである。本来、移転・離村する時期を決定するのはもちろん各世帯の自由意志によるが、残ることを選択した世帯は代替地の早期造成を働きかけ、可能なかぎり同時期に集落単位で移転することにしたのである。集落でこのような意思決定を行ったのは、ダム計画に「賛成」「反対」「条件付き賛成」など立場の入り乱れる水没予定地域で異例のことであった。

けれどもこの取り決めは、集落としての存続意思を明確にすることによって、各世帯の選択が集落の消滅／存続如何を左右する状況をなるべく短期間のうちに脱するための方策であった。つまり、誰もが離村しかねないという状況を可能な限り早く脱することで、集落を移転後も連続的に存続させようとしたのである。

高野集落では、集落の存続戦略を展開しうるだけの世帯数が残ることは見込まれていたといえるが、どの世帯がどれだけ残るのかは誰もが最後まで知り得ないことであった。したがって高野集落の早期移転戦略は、集落が存続するか否かの「賭け」でもあったのである。十年ほど東京で働いた経験のあったあるムラびとは、離村するという人に対して「自分も東京に行ったから都会に行きたい気持ちもわかるけど、いなかの方がいいよ」と引き止めに行ったこともあったという。すなわち高野集落はこの賭けに出ることと引き換えに、各世帯の意思決定の結果はじめて成立する集落の存続をなるべく早く達成しようとしたのである。最終的に高野では計画発表当初住んでいた30世帯のうち、19世帯が村外離村することを選択した。しかしながら世帯数を三分の一に減らしつつも、この早期移転の戦略によって高野集落は決して解体したのではなく、ひき続き集落が代替地に「あがった」に過ぎないものとして、既存の集落と連続的に存

続しえたのであった。

結果的に高野代替地はモデル地区として、川辺川ダム計画で最も早い造成完了を迎え、水没予定地で最初の代替地移転（1988）を実現する。では早期移転によって集落の「存続」を手にすることと引き換えに、高野集落が引き受けなければならなかったのはどのようなことだったのだろうか。

4. 2. 土地をめぐる諸関係の解消

早期移転という集落の存続戦略を展開するうえで高野集落が引き受けなければならなかったのは、これまで集落内に存在した土地をめぐる諸関係を解消するということであった。つまり代替地を早期に造成するためには、移転前の集落の土地を媒介とした関係を解消することを急がなければならなかったのである。

まず、早期に代替地の造成を完了させるために課題となるのは用地の取得である。特にダムが建設される山間部において常に問題となるのは、登記簿上の土地の所有者が長期間にわたって更新されていないことである。そのため、土地収用の際に法律上相続権のある人が何代にもわたって多数存在することになり、その全員の了承をとらなければならない。これが原因となって代替地となるすべての土地の収用までに長期間を要してしまうのである。さらに、川辺川ダムのように代替地が既存の集落からそのまま湛水線の上手に造成される場合、収用される土地が耕地や山林である場合が多く、所有関係が錯綜している。そのため現実の土地の所有関係が登記簿上の所有関係とかけ離れていることがあり、収用の際のもめ事の原因ともなってしまうのである。実際に川辺川ダム計画の最大規模の代替宅地である頭地（とうじ）代替地では、土地収用までに膨大な時間を要し、1983年に予定されていた造成完了は、2000年にまでずれこんだ⁽⁸⁾。

そこで高野集落では、早期移転を実現するために土地収用の際の取り決めを事前に行った。それは、所有関係があいまいな土地に関しては、利用者優位の原則にたつことであった。つまり、登記簿上の所有者と現行の利用者とが異なった場合には「昔所有者が利用者にあげたことにしよう」と合意したのだという。ただし小作地については、農業補償は利用者である小作をしていた人が受け取り、土地の補償は登記簿上の所有者が受け取ることにした。けれどもこの

ような事前の取り決めは、単に土地の所有者を明確にするという以上に、既存の土地をめぐる関係を解消するということを意味していた。それは以下に述べる土地収用の際に高野集落におきた「事件」に象徴的であった。

事前の取り決めにもかかわらず、高野集落ではひとつだけ問題が生じる。村外離村することを決めたある世帯が、公会堂が建っていた共有地の土地を、集落の世帯数で割っただけの補償額を要求してきたのである。この要求は、現行の私的所有権において解釈するならば決して「不条理」な要求ではない。なぜなら公会堂の土地は、便宜的とはいえ集落の代表五名の名前で登記されており、補償額を要求してきた人はその五名のうちの一人でもあったからである。この要求に対して、離村予定者も含めて高野集落の皆が「公会堂の土地はここに住み続ける人たちの土地だ」と反論した。しかし何度説得を試みても補償を要求した世帯は譲らなかったため、最終的に早期移転の実現のためにも、高野の人びとは代替地に残ることを決めた皆でこの世帯の要求分を支払うことになった。この離村者の要求が高野集落の人びとにとって「不条理」だったのは、高野を去るにもかかわらず、そこに住む人びとの本来分割されえないものである共有地を、分割・処分可能なものとして要求してきたからである。この「事件」は、移転前から高野集落に存在してきた土地をめぐる諸関係が解消することを集落の人たちに自覚させると同時に、そのような関係が移転先においても保持されるものと捉えられていることを示す。たしかに所有者と利用者の間であいまいであった土地の所有関係は、所有者を明確化することで解消され、なおかつ分割しえないものであったはずの共有地も、いったん補償金に還元されることでこの離村者に「分割しうるもの」と扱われてはいる。しかしながら、これまで関わってきた土地という実体を積極的に失いつつも、高野の人びとは単にかつての集落の土地を各所有者に帰属させて処分可能なものとしているだけでなく、この離村者の要求にむしろ登記簿とは異なる、集落の領地として反論するのである。だからこそ早期移転のために、集落に残ることを決めた人びと皆で「理不尽」な彼の請求が負担されたのである。

早期移転という戦略を展開する以上、高野集落は移転後も連続的に「存続」することと引き換えに、かつての高野集落内部の土地をめぐる関係性をいったん解消しなければならなかった。現在から振り返ってみれば、結果的に早期移転という高野集落の存続戦略は功を奏したといえる。なぜなら計画から40年経った現在においてもダムが建設されるかどうか分からない状況にあるからである。しかしながら、このような土地をめぐる関係性の解消と引き換えに集落の存

続という既成事実を早期に確保しえた高野集落は、残ることを決めた世帯で高野代替地という真新しい計画空間からスタートしなければならなかった。そして代替地へ移転後、高野集落はこれまで存在した土地を媒介とした諸関係の解消が、どのようなことを意味するのかを経験することになった。

5. 機能主義的な集落

象徴的にも、高野集落が移転後真っ先に行なったのは新たな集落を囲むように桜を植えることであった。移転前は「高野の花見は賑やか」と周囲でも評判であったため、桜はこれまでの高野集落を象徴するものであった。つまりかつての高野を象徴する桜で代替地の高野集落を囲むことは、高野集落が移転後もあくまで存続していることを内外に示すような行為だったのである。高野の人びとはあえて区費ではなく皆で私費を投じて桜の苗木を購入したという。「その方がみんな桜を大事にするだろう」との提案があり、さらに「桜を見に人が集まってきてくれるように」との願いも込められたという。けれども、早期移転という「賭け」にでることで集落の存続を達成することのできた高野の人びとは、移転後新たな高野集落においてつきあい方の変化を経験することになった。

高野の人びとが移転後に経験した変化は大きく二つあげることができる。一つ目は、移転前には濃淡として存在していた家の境界が、線と化してしまったことである。移転前の高野集落にももちろん家と家の境界は存在していたが、それは出入りの可否を決定する厳密な直線としてというよりは、出入りする人との親密さといった関係性の濃淡として存在していたということである。代替地に残ったムラ人はいう。

「新しい家に移ってから人間は変わったらんけど、昔の庭は道のようになっていて、ガラっと開けて、おーいというような生活でなくなりましたですね。なぜかみんな新しい家では鍵をかけてピンポンなんて鳴らすようになってしまっただけ。道路に集落が面してしまったし、庭を通らないと歩けんような家並みではなくなりましたから。今では隣りの大将（主人）と顔を合わさんようになってしまった。いるのか留守なのかわからんすけん⁹⁾。(括弧内筆者)」

このムラ人がいうように、移転後の高野では、宅地に入出入りするためにいちいちインターホンでお伺いをたてなければならなくなり、「道」や「庭」といった多様な意味をもっていた場所

は、厳密な所有関係にもとづいた直線によって区切られることになった。そしてお互いに留守なのかどうかも尋ねなければわからなくなってしまうことで、家の境界での声かけの必然性を失ってしまったのである。

さらに高野代替地でのふたつめの変化とは、目的や機能が存在しない空間、つまり「遊んでいる土地」が不在となってしまったことである。代替地の造成は、移転前に所有していた土地の「補償」として行われるため、区画ごとにひとつの特化した機能をもってしまう。つまり宅地なら宅地、墓地なら墓地、公会堂なら公会堂のためだけの土地が集合したかたちで代替地は成立しているのである。つまり高野代替地は明確な機能をもった空間の集合となり、当然のことながら、何の機能ももたないような「遊んでいる土地」は存在しないことになる。さらにもともと造成された場所が傾斜地であった高野代替地は面積が限られており、田畠よりは宅地の面積の確保が優先された。高齢化も進行していた高野では、移転する際に田畠を手放す人が少なくなかった。各区画が特化した機能をもち、田畠も減少し「遊んでいる土地」が不在となった新高野集落では、結果として「年寄り」の衆にすることがなくなってしまった。移転前の高野では、畠や残余的な場所で栗や茶をつくって「年寄り」も忙しかったのだが、移転した後は「遊んでいる土地」が消失することで、部屋でじっとしているほかなくなってしまったのである。このことは「病気で寝ているのだったら仕方がないとしても、やることなく家でじっとしている年寄りがいるというのは心苦しい」と集落の人びとに認識されていた⁽¹⁰⁾。さらに原則は一世帯につき一人出席という常会に代替わりした「年寄り」は出てこなくなり、家族以外の「年寄り」と顔を会わす機会が移転後はほぼなくなりつつあった。

ブルデュー（1993；144）が近代的住宅はあらかじめ「構造化されている空間で、広がり、形態だけでなく、これからの利用のしかたや居住のしかたについての指示などを、その組織のなかに、含んでいる」と述べたように、移転後の高野集落では代替地という用意された計画空間にその生活を規定されつつあった。かつて離村していく人に「都会」より「いなか」の方がいいよ、とひきとめた場所だったはずの高野集落は、いつしか機能主義的な空間の集合のように変容しつつあったのである。とはいえこの新しい高野集落では移転前から行われてきた年中行事や常会は移転後も途切れることなく引き続き執り行われてきた。当然葬式組も存在すれば、高野に伝わる民俗舞踊である「棒踊り」も毎年村が主催する祭りで欠かさず踊られ続けてきた。しかしこのような高野集落での生活に内在していた共同性の象徴であった年中行事や常会が、

移転後は唯一集落の人びとが集って顔を合わせる機会と化しつつあった。すなわち、本来は年中行事や常会が高野集落の日常における共同性を象徴するものであったにもかかわらず、いつしか高野集落が年中行事や常会をするためだけの組織のように変容していたのである。つまり移転後の高野集落において、年中行事や常会は象徴から高野集落という生活組織の唯一の目的へと転倒しつつあったのである。この集落の変化をあるムラ人は「みんな考え方が違うようになってしまった。まつりや常会にはくるけど、職もばらばらになって、考え方がばらばらになってしまった。⁽¹¹⁾」と表現する。

しかしながら代替地へ急いで移転したからには機能空間の集合から集落はスタートせざるを得ない。そして高野集落の人びとは移転からちょうど十年を経過して、移転後の高野の変化を、ふたたび集落として引き受けようとしていく。その契機となったのが、高野の川向こうに姿を見せ始めた真新しい頭地（とうじ）代替地の造成完了であった。

6. 計画空間の再定義

ちょうど高野集落が代替地に移転してから十年が経過すると、高野の川向こうには真新しい役場や診療所、温泉センター、道の駅などが集まる村の中心地、頭地（とうじ）代替地が見せ始めていた。頭地代替地はダム計画で最大規模の代替地ということもあり、造成完了までに高野から遅れること十年を要した。頭地では代替地の造成完了まで見通しが暗かったこの間、離村者を増やすことになった。ようやく真新しい施設や家並みが徐々に姿を見せつつあったものの、頭地の内実は各世帯がそれぞれ引っ越しや新築する家のことで精一杯という状況にあった⁽¹²⁾。ところがそのような頭地代替地の状況は、高野集落の人びとにとって、移転後の住民間の関係の変化を集落の問題として引き受けていく契機となった。高野の人びとはこのことを以下のように語る。

「高野は（頭地より）十年（以上）も早く移った。今は生活も落ち着いたし十年（以上）先進んでいかんば。⁽¹³⁾」

「頭地には負けたくない。もう高野は十五年もたった。きれいで立派な（頭地）代替地ができたけど、その先をいつとかないと。⁽¹⁴⁾（括弧内筆者）」

ここで注目したいのは、高野の人びとが頭地代替地に言及しながら、代替地移転後の望まし

くない変化を、早期移転を決断した自分たち集落の問題として引き受けている点である。すなわち、建物は真新しいが、補償交渉や引越など各世帯がバラバラになってしまっている頭地よりも、移転後十年以上を数える高野が集落として「先をいっておかなければならない」という認識である。そして頭地代替地の「十年先に行く」ために彼らが行ったことは、高野集落の誰もがいつでも立ち寄ることができ、また立ち寄るに十分な理由のある場を移転後の集落内部に創出することであった。そしてこのような場の創出は、代替地において「炭を焼く」という営みによって実践されていく。では「炭を焼く」ことで目指された「頭地の十年先にいく」実践とは、移転後の高野集落の人びとにとってどのようなことを意味したのだろうか。

6. 1. 「ムラ仕事」としての炭焼き

そもそも高野集落の炭焼きは、移転後、家にこもりがちであった「年寄り」を先頭に立たせることを目論んで始まっていった。身体的に過酷⁽¹⁵⁾な仕事ではあったが、年寄りを先頭に立たせるためには、炭焼きがちょうどよかったのだという。筆者の「どうしてまた炭焼きだったのですか」という質問にあるムラ人は以下のように答えている。

「みんなが同じこと考えるようになるためですね、べつに炭焼きでなくてもなんでもよか。炭焼きはただのきっかけ、『若い人』と『年寄り⁽¹⁶⁾』の会う場たいね。あえてからだにきつこと選んだですよ。真っ黒けになりますから。⁽¹⁷⁾」

では具体的に、高野集落の炭焼きはどのように始まっていったのだろうか。ある時、常会で炭焼きの話で盛り上がったので、炭焼きを記憶にとどめていた「年寄り」に「若い人」たちで炭焼きをやってみないかと持ちかけてみた。高野集落で炭焼きを経験した者はいなかったが、かつて村内にいくつも存在していた炭焼き窯を、年寄りの衆は子どもの頃からよく見知っていたのである。一度目は「年寄り」の衆は「炭焼きはからだにきついので自分たちではやりきれない」と断る。しかし「稼ぐためではないから絶対に無理はさせないし、指図してくれば『若い人』で言う通りに動くから、監督のようなことをしてほしい」と説得したという。そして炭焼き窯が高野代替地に誕生することになった。

炭焼き窯は煙が移転後に植えた桜を枯らさないように、ニュータウンのような高野代替地のもっとも上手につくられた。集落とヤマの際であるその場所は A 氏の私有地である。一年目は窯

の天井が崩れてしまうが、翌年には炭焼き窯が完成する。そして「若い人」の思惑どおり「年寄り」が炭焼きの主導権を握ることになった。炭焼き窯の作り方を曲がりなりにも記憶し、見様見真似でも作ることができたのは「年寄り」だったからである。最初は「きついけん、ようせんばい」といっていた「年寄り」は次第に「せっかくあんなに苦勞して窯をつくったんだから湿らさんうちにもっと使わないと」といってくるようになった。また竹炭を焼くために天草地方まで集落の十人で研修旅行にも出掛けた。こうして炭焼き窯は、常会にも出てこなくなっていた「年寄り」が先頭に立ち、日常において皆が顔を合わせる場となっていたのである。この炭焼きの実践において注目しておきたい点がふたつある。一点目は既にみてきたように、炭焼きが「稼ぎ」のための労働の場となってしまうことが避けられている点である。なぜなら炭焼き窯は「年寄り」を中心に日常において集落の人びとが集える場となることが第一義だったからである。炭焼きは「ムラ仕事」ではあれ、労働であってはならなかった。

高野集落の炭焼きで二点目に注目したいのは、この実践のメンバーシップが、頑なといえるまでに集落全員に開かれていることである。このことは、炭焼きが金銭収入の高い「稼ぎ」となる機会が訪れたときに顕在化することになった。既に述べたとおり、高野集落の炭焼きは収入を目的としない営みであった。売れば集落の運営費となり「一石二鳥」だが、集落に一軒ある民宿の前に「炭あります」という看板を出し、道の駅に少量出荷するのみで、それ以外の販売は行っていなかった。ところが炭焼きが実際に「一石二鳥」になる機会がおとずれた。村から頭地代替地に建設する温泉施設のための木炭を十トン発注されたのである。しかしこの膨大な量の受注をこなすのは、わずか十四世帯の集落にとって大変な労力を要し、結果的に「年寄り」や自営業で比較的時間に自由のきく人びとに偏って負担がかかってしまう。

「稼ぐ」ためではなかったはずのこの炭焼きの様子を見かねたあるムラ人は、炭焼きを集落でというよりは、できる人たちだけでやってはどうかと提案する。しかしながらもっとも負担を被っていたリーダー的存在であるムラ人はこう申し出たのであった。

「いや、そういうわけにはいかん、みんなでやらないと。呼びかけて無理っていったらもう、それ以上強制はしない、強制したらみんなきてくれなくなってしまうから。『みんな来れるときに来て』と言って強制したら絶対だめ、逃げてくから。でも今回は公共事業（村の発注）として請け負ったから、締め切りは絶対に守らないと。誰かがやるじゃ絶対に無理だけん、自分が

犠牲になってやる。⁽¹⁸⁾ (括弧内筆者)」

ここで注目したいのは、この最も負担を被っているはずのムラ人の発言を契機に、高野の炭焼きがあくまで参加の強制を回避しつつ集落全員の実践として開かれている点である。炭焼きは限られた人たちだけではなく、あくまで集落を単位として実践されなければ意味がないと捉えられているのである。このことはこのムラ人一人の主張にとどまらず、大量受注の収入の一部で慰安旅行に行くことになった際にも、あくまで炭焼きに参加していなかった人を含めた集落の全員に参加が呼びかけられた。つまり炭焼きをこなす労力は明らかに偏って負担されても、あくまで炭焼きのメンバーシップは集落の全員に開かれていなければならなかったのである。

高野集落が移転後「十年先に行く」実践とは、移転後居場所を失いつつあった「年寄り」を含めた集落の誰もが、いつでも立ち寄ることができ、立ち寄るに十分な理由のある場を創出することであった。このような場は、具体的にはムラ仕事として炭を焼くことで創出されようとした。そしてこの営みは、移転後の高野集落において新たな関係性を創出する実践ともなっている。

なぜなら、実際には A 氏の私有地である土地に対し、集落の皆でムラ仕事として働きかけることで、そこを集落の場所へと変化させているからである。移転後の高野集落は、補償の際に厳密に明確化された土地の所有関係の中に閉塞してしまっていたために、機能空間の集合と化し「年寄り」の居場所もなくなってしまっていた。けれども炭焼きを介して実際には私有地である場所に働きかけることで、登記簿上にある法的な所有とは異なる層に所有関係を生みだしているのである。すなわち法的根拠をもつ所有関係のうえに、働きかけを根拠とした所有（占有）が新たに塗られているのである。

すでに述べたようにこの働きかけに特徴的だったのは、負担の偏りが顕在化してしまうような「稼ぎ」を目的とした「労働」であってはならなかったこと。そして炭焼きは集落の皆に開かれてなくてはならなかった。これらの条件は、炭焼きをムラ仕事という働きかけにしておくための仕掛けと解釈できる。つまり、炭となる生木を運びにきたり、火の番をしにきたりと、たとえ一人の働きかけであったとしてもそれはムラ仕事としての働きかけとなる。だからこそ本来 A 氏の私有地である場所に集落の誰がやっても不自然ではないのであり、時折炭焼き窯の横につくられた物置小屋では、窯の火の番にかこつけて熾火にあたりながらの宴会や語ら

いが始まったりもする。これも A 氏の私有地がムラ仕事としての働きかけによってムラのものとなっているため成立するのである。

このようなムラ仕事としての働きかけを根拠とした場の創出は、たとえそれがわずか一片の私有地への働きかけであったとしても、移転補償時に明確化された法的な所有関係のうえに働きかけるという意味では、移転後の新たな実践であった。そしてこのような働きかけを根拠とした場の創出が成立しうることが、高野の人びとにとって計画空間を「本来の」高野集落へと再定義するための条件となっていたのである。高野集落の炭焼きという小さな営みは、登記簿上の所有関係にもとづく集落内部の境界を、働きかけによって改変可能なものとする可能性を備えていたのである。

7. 結論

本稿は川辺川ダムの水没予定集落でのフィールドワークから、代替地へ移転した住民が、計画空間をあらたに自分たちの集落として再定義するための条件とはどのようなものであったのかを明らかにしてきた。

高野集落がとった早期移転という戦略は一見、ダムという「空間の生産」に積極的に加担するかのような行為であった。しかし小集落であった高野の人びとは、慣れ親しんだ土地を意図的に急いで失うことで、集落を連続的に存続させることを実現したのである。しかしながら高野集落はその代償として、かつての集落に存在していた土地をめぐるあらゆる関係をいったん解消しなければならなかった。このとき顕在化した土地の所有形態には、登記簿上の法的な所有者とは別に、耕作やその他の利用による働きかけを根拠とした「所有者」が存在していた。このことは早期移転戦略として、所有関係があいまいな土地は利用者優位の原則にたったことにも現れていた。また集落の代表五人で登記されていた共有地の持分権を主張してきた離村者に対して「ここに住む者の土地である」と反論した集落の対応にも現れていたといえる。このような近代の地盤所有的な所有権とはズレた、働きかけによって生ずる土地の利用権は、これまで経済史学や農村社会学において占有権や耕作権と呼ばれながら見出されてきた（鳥越、1997：45-55）。かつての高野集落においては登記簿上の所有者が一方で存在しつつも、働きかけを根拠とした複雑な所有関係が併存し、そのような数百年にわたる人びとの働きかけが集落領域その

ものを作りあげてきたのである。

ところが移転後の高野は、集落として存続しえたものの、その内実は三分の二の世帯を失っただけでなく、あらかじめ集落の構造を先取りされた計画空間に規定され、機能主義的空間の集合と化しつつあった。そして移転補償を経て明確化した法的所有関係で仕切られた高野集落では、人びとの関係性もその区画の中に閉塞しつつあった。かつて人びとの働きかけによって庭や道といった多様な意味をもっていた場所は消失し、「年寄り」の居場所も家の外にはなくなってしまっていたのである。そして高野集落の共同性の象徴であった年中行事や常会は一度も途切れることがなかったものの、いつしか集落は年中行事や常会を行うだけの組織と化しつつあった。

しかし高野の人びとは、新たにムラ仕事としての炭焼きを始めることによって、移転後の高野集落の土地に働きかけていく。それは A 氏の私有地である場所に炭焼き窯を築き、そこでムラ仕事として炭を焼くという実践であった。A 氏の一片の私有地は、このムラ仕事という働きかけを根拠として、集落のものへと変化したのである。そしてこの働きかけがムラ仕事である限り、そこは集落の誰もが立寄れる場となった。

このような実践は一見、一片の私有地のわずかな変化にすぎないように思われる。しかしながら登記簿上の所有関係に区切られてしまった高野集落の土地に、新たにムラ仕事として働きかけることで、高野の人びとは登記簿上とは異なる位相の所有関係を成立させている。この働きかけはムラ仕事としての正当性を持つ限りにおいて、法的な所有権のみにもとづく集落内部の境界を、改変可能なものへと化す営みだったのである。これが高野の人びとにとって、移転後の計画空間を自らの集落として再定義していく条件であった。すなわち、わずか一片の私有地へのこの炭焼きという働きかけは、現象的には集落の誰もが集いうる場所を創出しつつ、登記簿上の所有関係の境界に閉塞していた集落の関係性を解き放つような可能性をもつ実践だったのである。

【註】

(1) 人文地理学者らの間でも「空間」「場所」の概念の解釈は多岐にわたるが、本稿では大城と遠城(1998)の『空間』が貨幣を媒介とした交換価値の次元で扱われるのに対して、『場所』につ

いては日常的な経験の直接性にも基づくその個別性が強調されることになる」(1998:4) という対照的な用法にならっている。遠城(1998:214)と武田(2003、2004)の整理に詳しい。

(2)本稿では「計画権力」を計画内容の執行のみならず、計画の必要性如何をも決定する権力という意味で用いている。

(3)本稿は2001年6月14日～19日、7月9日～14日、2002年9月9日～14日、2003年6月23日～25日、12月18日～21日、2004年8月9日～12日、2005年8月13日の期間のフィールドワークにもとづく。

(4)一次大戦期の「社会総体を戦争遂行のための機能性という一点に向けて合理化」(山之内、1995:12)する総力戦体制下で、山間部に位置した農村は、養蚕や製炭の空間として編入されるが、昭和恐慌で繭価、炭価が暴落すると、著しく困窮した「山間の寒村」は、貧しさという指標をともなって「山村」と呼ばれるようになる(秋津、2000:174)。

(5)この属性はレルフ(1999:73-77)、ルフェーブル(2000:445)より。

(6)この傾向は水岡(1999)の研究に顕著である。「新保守主義の空間編成が持つ強制力がグローバルに広がっているものである以上、これに対抗するオータナティブも、ローカルな領域内にとどまるのではなく、グローバルな空間をわがものにせねばならない」(1999:172)。

(7)ルフェーブルが「空間の生産(動産化)」の成立要件として「土地は、まず伝統的な所有形式から引き離されなければならない」と述べるように、土地所有形態の変更を空間論として再解釈する研究がある。例えば中島(1998)。

(8)厳密には頭地代替地造成の遅れの原因は、土地収用の長期化だけに帰すことはできない。水没団体間で補償基準に違いが生じたために、建設省との交渉が再展開した(1990年12月～翌年4月)からである。

(9)2001年6月19日、A氏とのはなしから。

(10)2003年6月24日、B氏とのはなしから。

(11)2001年6月19日、A氏とのはなしから。

(12)頭地代替地の状況は、役場職員B氏の語りにもとづく。

(13)2001年6月19日、A氏とのはなしから。

(14)2003年6月24日、B氏とのはなしから。

(15)高野集落の炭焼きの行程は、斜面から木を伐採して窯まで運び、水分を含んだ生木を乾燥後、木を切り揃え、窯の中に並べ、土と煉瓦で窯に蓋をして火をいれるというものである。

(16)高野でいう「若い人」とは、五十代や六十代の世代を指し、「年寄り」とは70代から80代の三人を指す。

(17)2001年6月19日、A氏とのはなしから。

(18)2003年6月24日、A氏、B氏とのはなしから。

第四章

山村集落における被災経験とムラの存続

—中越地震被災集落、新潟県旧山古志村榑木集落の帰村実践から—

1. 問題関心

本章では、人為的なダム計画ではなく、大規模な自然災害を契機としてムラの存続があやぶまれることになった、新潟県旧山古志村の山村集落、榑木（ならのき）集落をとりあげる。榑木の人びとは中越地震による激甚な被害を経験することによって、ダムの水没予定地と同様、すべての世帯がふたたびもとの集落に帰るか、他の土地へと引っ越すかを選択することになった。本章は、壊滅的な被害をうけたムラへ「帰る」ことが、榑木の人びとにとって具体的にはどのような実践であったのかを明らかにすることで、彼らにとってムラが存続することが何を条件としていたのかを考察するものである。

フィールドワーク⁽¹⁾を行った榑木集落では、震災によって家屋全壊率 100%という壊滅的被害を経験する。中越地震がもたらしたこの被害は、人びとにそこに再び帰るかどうかを迷わせるに十分甚大なものであった。同時にこの震災は、榑木を含む旧山古志村が、行政用語でいうところの「条件不利地域」であることを顕在化させることになった。すなわち、山古志は「過疎地域自立促進特別措置法」に指定される「過疎地⁽²⁾」であり、なおかつ「豪雪地帯対策特別措置法」によって「特別豪雪地帯⁽³⁾」にも指定されている「条件不利地域」である。旧山古志村がもつこの雪深い山村としての条件もまた、高齢化しつつあったムラの人びとを、再び帰るかどうかためらわせるものとして作用したのである。

それでもなお榑木集落では、地震前の約半数（13 世帯）の世帯が帰村することを選択した。しかし壊滅的被害に見舞われた榑木集落には、実際にはもう二度と住むことはできない。田畠（一部を除く）や神社はそのままもとの場所に維持できるが、かつての家があった土地には住むことができなくなったのである。にもかかわらず、榑木の半数の世帯の人びとは「先祖の土地だから」というロジックを駆使しつつ、かつての集落の近くの高台に集団移転し「帰る」こ

とを選んだのであった。そして彼らにとって榎木集落は存続している、と捉えられているのである。いったい榎木の人びとにとって集落へ「帰る」ということは、どのようなことを意味していたのだろうか。

本章は、この榎木集落でのフィールドワークをもとに、半数の世帯の人びとが帰村を決意するにいたった論理と、仮設住宅への避難から帰村にいたるまでの集落の土地への働きかけを、モノグラフを通して明らかにしていく。同時に、もとあった集落の土地が、人びとにとってどのような価値をもつものであったのかを、「先祖の土地だから」という彼らのロジックと、帰村にいたるまでの「先祖の土地」への働きかけの実践から明らかにしていく。地震以降、彼らにとって「帰るに足る場所か否か」を選択させるものとして顕在化した「先祖の土地」とは、どのような場所として捉えられていたのだろうか。本章は、榎木の人びとの帰村の論理と実践を考察対象とし、彼らにとってふたたび「帰る場所」として認識された「先祖の土地」の特質から、ムラの存続条件を明らかにするものである。

2. 中越地震と榎木集落

2. 1. 旧山古志村（現長岡市）榎木集落の概要

榎木集落は、新潟県中越地方、長岡市山古志（旧山古志村）に位置する谷間の集落で、2004年10月の中越地震で被災するまでは、29（実質在村27）世帯、人口110名（長岡市役所山古志支所資料）を擁するムラであった。四方を山に囲まれた谷間ではあるが、浅いすり鉢状に広がる集落は明るく、豪雪地帯ではあったが日照条件にも恵まれた。集落名は榎木だが、山古志では通称の新田（しんでん）と呼ばれることの方が常である。

集落の歴史は古く、榎木集落が登場するもっとも古い記録は1659年の「万治二年廿六村家数改帳」である。ちょうどこの文書の名に廿（二十）六村、とあるように、旧山古志村は1618（元和四）年までに長岡藩の支配下にあった山廿村と山六ヶ村と呼ばれた地域を指す⁽⁴⁾。榎木集落はこのうちの山六ヶ村のうちの蓬平（よもぎひら）村の枝村であった。しかし本村である蓬平村とは山を隔てていたため、年貢米の貢納や届け出、願いごとのあるときなどは、半日をかけて通わなければならなかった（山古志村史 通史：110）。そこで1799（寛政十一）年、池谷の重立衆が蓬平村へ分村を申し入れ、1804（文化元）年、三十二両支払うことを条件に分村が実現し、

庄屋をおくことを許された⁽⁵⁾。分村後も池谷・楢木の両集落は、山を隔てつつも本村である蓬平村との縁は切れず、1884（明治 14）年の町村制施行の際にも蓬平村に属し、蓬平村と濁沢村が合併（1889 年）した際には蓬沢村、蓬沢村と虫亀村が合併した際には太田村（1901 年）と、長期にわたってかつての蓬平村と行政区をともした。1956 年には長岡市に編入した蓬平（および濁沢）といったん別れ、山古志村に属するも、2005 年のいわゆる「平成の大合併」にて旧山古志村はすべて長岡市に編入されることになった。

山古志の人びとが何を生業として生活してきたかについては、楢木の隣の集落であり、かつては入会地をめぐる争った（1746《延享 3》年）木籠集落の産物を参考にみると、米、糯米、粟、黍、稗、大豆、そば、甘藷、馬鈴薯、繭となっている（松井家文書 明治 10 年「竹沢村ノ内三番組物産書上」）。またこれも種芋原集落の記録ではあるが、農間稼ぎとして主に男は炭焼、女は養蚕や白布、白縮の生産に従事したという（1720《享保 5》年、種芋原「差出帳控」）。また山古志は山村ではあるが林業は豪雪地帯で適さなかったため、わずかの自家用の用材の育林以外は古くから営まれていない。また、現在山古志は錦鯉発祥の地として名高いが、山古志郷ではすでに幕末から突然変異による色鯉の養殖が営まれており、文化・文政年間（1804-30）、および天保年間（1830-44）の新品種の作出の記録から、その盛んな様子が伝わってくる。

大正・昭和期に入ると、出稼ぎが人びとの生活を支えた。1925《大正十四》年の統計によると、新潟県の出稼ぎ人口は 15 万 5145 人で全国一位、二位の島根県が 3 万 9233 人⁽⁶⁾であることから、いかに突出しているかがわかる。出稼ぎの傍ら、山古志郷では引き続き棚田での米作、畑作、養蚕および養畜が組み合わせて営まれた。現在楢木に住む人びとが記憶している限りでもっとも世帯数が多かった頃は 53 世帯であったというが、一様に「蚕が盛んだった頃」と語られる。しかし昭和恐慌による繭価の暴落以降、全国的な現象ではあるが徐々に養蚕はすたれていく。戦後は高度成長期以降、農業の生産性の（相対的）下落と通勤業や出稼ぎの需要増大により、人口も流出する。山古志では 1975 年頃を境に農業や養畜、養鯉業といった第一次産業の就業人口が、第二次、第三次就業人口を下回るようになり、日本の多くの山村と同様に若年労働人口の流出と高齢化が進む。昭和 55 年に 3508 人だった山古志村の人口は、平成 17 年 3 月 31 日現在では 2107 人（旧山古志村の範囲）となっている。

楢木集落でも震災の時点で人口 108 人のうち 36.1%が 65 歳以上という高齢化率を示していた。しかし 2004 年の震災前まで 29 世帯のうち 2 世帯が養畜、2 世帯が養鯉に従事しながら、ほ

ぼ全世帯（ただし在村世帯のみ）が兼業農家として棚田での米作、畑作を営んできた。日本でも有数の豪雪地帯において、世帯数を減らしながらも昔ながらの景観を残してきた集落であった。

また、村落構造として檜木を含む山古志の地域一帯には、姓による同族集団のマキが各集落に複数存在している。檜木集落においては、畔上、藤井、片桐の三つのマキが存在してきた。そしてこの三つのマキの草分けである三軒の家は、震災前まで集落の高台に集まっていた。大きなマキには、本家・分家（イエモチ）関係にくわえて、さらに孫分家による本家分家関係が複数存在している。このマキは本家と分家で親方子方関係にあり、冠婚葬祭を担う単位でもあった。しかし震災で片桐マキは途絶えることになり、藤井マキ、畔上マキの草分けであったイエも離村することになった。

2. 2. 檜木集落の被災経験

文書で確認できる限りで少なくとも350年以上の歴史をもつ諸集落を擁していた旧山古志村は、2004年10月23日17時56分、中越地震によって甚大な被害にみまわれる。あまりの被害状況に、旧山古志村では当時の長島忠美村長によって全村避難の指示が出された。

旧山古志村一帯では、震度六強の揺れを観測し、とくに油夫、梶金、木籠、大久保、池谷そして檜木の六集落は、山の崩落により深刻な被害をこうむる。このときの様子を人びとは一様に「山が落ちてきた」、「山が動いた」と語る。この六集落の家屋の全壊率は、油夫で68%、大久保で95%、檜木をふくむ残りの4集落では100%であった。とくに木籠、梶金（行政区でいう東竹沢）付近や池谷、大久保、檜木（行政区でいう三ヶ）の付近の道路は90%が損壊し、全村避難の指示がでても、震災後は完全に孤立し、救出を待つほかなかった。さらに木籠、檜木の両集落では、集落を流れていた芋川が流域45ヶ所で起こった土砂崩れのために、至近の下流でせき止められてしまう。このため、両集落は震災から時が経つほど徐々に浸水していくことになった。

檜木では震災直後、あまりの揺れと音に地震とはにわかにはわからず、人びとは「北朝鮮がミサイルを打ってきたかと思った」と語る。最初の揺れがおさまると、すり鉢状の集落でおのずと上手と下手の二ヶ所に約90名（へり救出者数）の人びとが集まってきたという。それはちよ

うど、正月に行なう年中行事である「賽の神（サイノカミ）」の際に分かれる二手に該当していたという。中越地震での旧山古志村での死者の数は4名（新潟県中越大震災災害対策本部、平成18年2月1日現在〈関連死含む〉）であったが、このうち2名が楢木の住民であった。しかしこの2名が亡くなっていることは、地震後すぐにはわからなかった。どの家に何名いるのか、年寄りで身体に自由がきかない人は何人いるか、といったことは「誰でも知っている」という楢木の人びとは、おのずと集まっていた集落の二ヶ所で安否を確認しあったという。そのときちょうど勤めに出ていて、いつもは帰宅の途についていた時間であった人もあり、無事を確認できない人も少なくなかった。畔上マキの総本家であり、ムラの鎮守の氏子総代でもある屋号シュウエモンの家族3名が見当たらないことが判明した後も、人びとはしばらく「3人一緒だからどっかに逃げてるろう（逃げてるだろう）」と話していたという。すでに夜は冷え込んだという10月末であったため、寝たきりや身体に自由の利かない年寄りには、ビニールハウスを調達してきて組み立て、中に藁を敷いて寝かせたという。その他の者は星空の下、地震で波打ち、もはや平らではなくなってしまった地面の上で、皆で肩を寄せあい、藁にくるまって夜を明かしたという。

しかし間もなく、屋号シュウエモンの父、母（享年78歳）、息子（享年52歳）の3名が牛舎の下敷きになっていることが判明する。父らしき人に声をかけるとうめき声が聞こえたため、車のジャッキやバール、ノコギリなど楢木の人びとは総出であらゆるものを持ち寄って3名を救出しようとしたという。3名をひっぱりだすのにかなりの時間を要したというが、すでに救出しようとしたときには、母と息子が亡くなっていたのは明らかだったという。父は重傷ではあったが救出され、母と息子の遺体もやがて引き出されたという。この牛舎に15〜20頭ほどいた牛も3頭をのぞいて下敷きになって亡くなっていた。3名が下敷きになっていた牛舎からは、牛のエサのために積み上げられていた藁が引っぱりだされ、暖をとるために燃やされたという。このとき、夫や義理の母を亡くしたばかりの奥さんも、暖をとるための藁を崩落した牛舎から進んで引っぱりだしてくれたのだという。

1名が重傷、2名が死亡していることが判明すると、楢木の人びとはこのことをすぐさま消防なり警察なり役場なりに知らせようとする。まもなく報道のヘリが何台も頭上にやってきたため、とにかく人が亡くなっていることを知らせたかったという。しかしどれだけ火を焚いたり車からもってきた発煙筒を振っても応じてはくれず、救出も交信もしようとしない報道ヘリに

対して人びとは一様に「もどかしかった」と語る。

やむなく震度 6 の余震がつづく闇夜の中、21 時頃になると元役場職員であったムラ人が「役場の無線が使えるかもしれない」と、他の二名の男性とともに崩落した山の上を役場（現長岡市役所山古志支所）まで歩いていったという。役場までいつもくぐっていた羽黒山トンネルは崩落しており、懐中電灯を片手に山を尾根づたいに歩いて行かなければならなかった。このとき、山に登ると市街地である小千谷市と長岡市が眼下に広がったという。被害の大きかった小千谷市方面はいつもの街灯りが見えず真っ暗であったといい、変わって長岡市（中心部）は灯りで煌々としていたという。この長岡中心部の街の灯を見たときには、壊滅的な被害のあった自分たちのムラとのあまりの違いに「恨めしかったねえ」と語られている。

震度六の余震が続く中、榑木の 3 名はやつとの思いで山古志村役場にたどりつくが、無線は生きてはおらず、役場職員に状況を話すもどうにもならなかったという。とにかく榑木の死亡者と重傷者のことを知らせるために、役場職員一名が小千谷へ向かった。

夜が明けると集落の皆で青空のもと、シュウエモンの親子に線香をあげたという。通常は亡くなる人があると小千谷の施設で火葬にしていたが、全村避難指示のなか、みずからの避難さえできない状況にあった榑木の人びとは、遺体を搬出できない状況を考えて、かつてのように集落内での火葬についても話し合われたという。また、傾いた家から食材や調理器具を調達すると、炊き出しを行なった。そして一夜が明けると、ムラにたどりつけずに安否が未確認であった人びとも、無事に徒歩で榑木に帰ってきたという。

ところが、先に述べたように榑木集落の入り口を流れていた芋川が下流でせき止められたために、徐々に集落内に水がせまってきた。特に川の近くに位置していた家はあわせて 5 軒が浸水し、いつも集落に入るときにわたっていた橋は、水で溢れて隠れてしまったという。当初上手と下手で二手に分かれて集まっていた榑木の人びとは、水がせまってきたためにやがて上手の一ヶ所に集まったという。結果的に榑木の人びとが山古志でもっとも最後にヘリで救出されたのは、地震から二日たった 25 日午前のことであった。亡くなった二名も集落の人びととともにヘリで救出されたという。

震災から 6 日経った 10 月 29・30 の両日、山古志の村民に二時間限りの一時帰村がヘリによるピストン輸送によって許可される。着陸の際、ヘリの操縦士は榑木の人びとを乗せて被害状況を見せるために上空をひとまわりしてくれたという。そして榑木の人びとは、このとき初めて

中越地震がもたらした被害がどれほどのものであったのかを知ったという。四方の山が崩落し、周囲の道路は全て寸断し、集落の前を流れていた芋川はせき止められ、集落内には以前に増して水が溢れていた。すべての家が全壊となり、電気やガス、水道、田畑を潤していた沢の水までもが途絶えてしまっていたのである。あまりのムラの惨状に、皆がこのときへりから眺めた光景を「ムラの見納めだと思った」という。

事実、旧山古志村内でも梶金、木籠、大久保、池谷そして榑木の5集落の避難指示が解除されたのは、中越地震被災地でもっとも遅い2007年4月1日であり、地震から2年5ヶ月を要した。けれども榑木集落では、結果的に震災時の約半数の13世帯がふたたび榑木に帰ることを選択する。この13世帯の人びとは、いかにして「条件不利地」であり壊滅的な被害をうけたムラへ、再び帰ろうと決定するにいたったのだろうか。榑木の人びとにとって「ムラの見納め」と認識された場所が、再び「帰る場所」へと変化するまでに、いったいどのような困難と意思決定過程があったのだろうか。

3. 帰村をめぐる集落の総意成立の困難

榑木の人びとは山古志からへりで救出された後、池谷、大久保集落の人びととともに長岡市街地の大手高校の格納庫で二ヶ月ほどの避難所生活を送る。その後は、長岡市内の仮設住宅に集落ごとになるだけ固まるように入居した。今後の帰村についてどうするかの話し合いが初めてもたれたのは、冬を越した震災の翌年（2005）の春のことであった。

震災直後は行政村である旧山古志村が「帰ろう山古志へ」と呼びかけていたこともあり、当初は皆が榑木へ帰るといっていたという。村⁽⁷⁾が山古志の村民を対象に帰村意向について2005年1月から2月にかけて行なったアンケート調査（総回答587）では、「安全性に多少の問題があってもできるだけ早く帰って生活したい」と答えた世帯が16%、「ある程度の安全性が確保されれば、生活基盤や公共施設が整備されていなくても帰って生活したい」17.4%、「安全性が確保され、生活基盤や公共施設が整備されれば帰って生活したい」58.6%、「すべてが確保されても、山古志村に帰って生活するつもりはない」5.5%、「無回答」2.6%という結果であった。このもっとも多い58.6%の回答「安全性が確保され、生活基盤や公共施設が整備されれば帰って生活したい」に顕著なように、山古志の人びとはアンケート調査時、いったいいつ「安全性が確保され、生活基盤や公共施設が整備されるのか」こそがわからない状況にあった。行政側（2005

年4月に長岡市に編入)も2006年9月までの全住民帰村を目標に掲げてはいたが、実際には2005年春の時点では、はたして集落がもとあった場所に再生できるのか、どれほどの人が帰村するのか、集団移転するにしてもどこに土地が確保できるのか、道路の復旧はいつ頃見込めるのかもわからなかった。それでも山古志へ帰る以上、とくに楢木などの壊滅的な被害を受けた集落の人びとは、「防災集団移転事業」や「小規模住宅地区改良事業」などの制度の適用を受けるために、どれほどの世帯が今後どこに住みたいのか、集落としての総意を成立させる必要があった。しかしもとの場所に帰るのか、旧山古志村内の集落近くに新たに集団移転するのか、という選択とは別に「山古志へは帰らない」という選択肢もまた一方に存在していた。そして山古志の人びとにとって、この選択肢を選ばせる誘因となるような状況が震災後続いたのである。

3. 1. 離村の誘因としての集落存続の不確定性

壊滅的な被害をうけた楢木のような集落の場合、村のアンケート調査から半年後の2005年8月の時点においても、集落の入り口の芋川にかかる橋は依然として融雪や大雨の度に水没を繰り返していた。土砂崩れによって塞ぎ止められた芋川にはなお土砂の流入が続いていたのである。橋の近くに位置した集会所の一階には土砂が詰まったままであり、その近隣の5軒の家は浸水したままであった。避難指示のつづくなか、盆には県外からも集落の墓参りに訪れた人びとがあったが、この橋が渡れなかったために集落の上手にある墓までたどりつけず、ムラに入るのを諦めて引き返すほかなかった⁽⁸⁾。

この二ヶ月前の2005年6月の時点で、楢木の人びとは集落で独自に今後住む場所についてのアンケート調査を試みる。すると、27世帯中、16世帯が近くの高台か長岡市街地への移転希望を示し、もとあった場所への帰村意思を示したのはわずか8世帯であった。震災から一年を経過しても、今後どこに住むかについてどのような選択肢がありうるのか未だわからなかったということは、楢木の人びとにとって山古志へ帰るという選択を躊躇させる大きな誘因となった。しかし突如として家や家財の喪失を経験したそれぞれの世帯に対して、そもそも今後どこに住むかについての判断は集落のだれもが互いに口を出せることではなかった。それぞれの世帯で介護の必要な年寄りがいたり、世帯主が市街地まで通勤をしていたり、進学予定のある子どもがいたり、倒壊してしまった家の負債や、今後の家の購入資金の工面⁽⁹⁾など家計の事情も異なる。

そしていったいどれほどの人が本当に帰村するつもりでいるのかも、厳密には知り得ないことであった。このような、これからの楢木集落の状況の不確定性は、楢木としての総意を成立させるうえでの大きな困難であり、否応なく離村という選択の誘因となった。

3. 2. 離村の誘因としての豪雪

復興の先行きが見えない状況にくわえて、もうひとつ離村の誘因となったのが、震災後の冬の二年連続（2005-2006）の記録的な降雪量であった。とくに震災直後に迎えた冬である2005年（1-2月）には、19年ぶりとなる降雪量を記録する大雪となった。地震で損壊した家には雪によってさらなる負荷がかかることになってしまった。震災によってすでに家は二度と住めなくなってしまっていたものの、雪による家の倒壊は、中に残してきた家財を損なうことにもなってしまったため、誰もが避けたい事態であった。さらにこの大雪の融雪によって、川から集落到溢れていた水位も高くなってしまったのである。楢木の人びとは、震災直後の2005年の冬から、なんとか自家用車でたどり着くことのできた（旧山古志村）役場まで車で向い、そこからは雪上車で避難指示が解除されない集落へ入り、ロープをつたって橋が水没した川を渡り、もはや住むことのできない家の「雪掘り」（＝雪下ろし）をしたという。もちろん、長岡市の仮設住宅でも「雪掘り」はしなければならなかったが、毎週日曜になると楢木へ「雪掘り」に出かけ、結局、震災直後の冬に皆で13回雪降ろしのために楢木へ通ったという。

この二年連続の大雪はしかし、「離村か帰村かを迷う人びとに離村を後押しすることになってしまった」、と楢木の人びとに捉えられている。帰村を決めた人びとは「雪があんなに降らなければ楢木へ帰る人ももっと多かつたろう」という。つまり震災直後の大雪が、もうひとつの離村の誘因として認識されているのである。さらに楢木の人びとは、山古志を2年以上も離れて生活していることによって、長岡をしのぐ降雪量のある山古志へ帰る「自信」を失った人は少なくない、という。いつものように山古志で暮らしていれば、山菜とりや農作業、道普請、まつりごと、冬支度や雪下ろしなど、季節にあわせて身体を動かしてつづけていなければならない。ところが震災後、いわば「非常事態」として避難所や仮設住宅で2年以上暮らすことで、特に年寄りの衆がもう一度身体を動かす「自信」を失ってしまったのだという。かつて日本有数の豪雪地帯である山古志では、雪は挙家離村の誘因となってきた。養蚕が盛んだった頃の53世

帯が、地震前には 27（在村世帯のみ）世帯にまで減ってしまっていたのも「出て行った理由は皆それぞれだったろうけど、やっぱり理由は雪」といわれる。そして冬支度や雪掘りのほかにも、季節ごとに仕事に追われたようなかつての山古志での生活が、もはやいつ取り戻せるのか確定できない状況が続いていたのである。

この先行きの見えない不確定な状況から脱するための唯一の選択肢は、山古志へは帰らず「平場（ひらば）」と呼ばれる市街地へ転出することであった。そして最終的に榎木の多くの世帯が、2006 年の春から集中して長岡市街地へと離村していくことを選んだ。子どもが近隣の小千谷市や長岡市にいたため、近くへ転居した世帯もあったが、なかでも長岡市の滝谷というところに造成された住宅地には、榎木から 10 世帯が転居した。かつての榎木へは車で 20 分ほどの場所に位置している。皆で一斉に転居したわけではないが、結果的に長岡に転居を決めた榎木の世帯が自然と集まっていったのだという。榎木の半数弱もの世帯が集まったため、「滝谷は第二の榎木だ」といわれた。

壊滅的な被害をうけた榎木集落であったが、最終的に 13 世帯の人びとが山古志に帰ることを選択し、もとあった榎木集落を望む高台に新たに集団移転することが決定した。すなわち、もとあった集落には戻らないことが決まったのである。震災から 2 年 5 ヶ月を経た 2007 年 4 月 1 日には、ようやく集落への避難勧告が解除された。4 月 7 日には仮設住宅の集会所にて、離村する世帯も山古志へ帰る世帯もともに集う、最後の常会が開かれた。このとき、すでに滝谷へ移転し新しい生活を始めていた人びとは、未だ宅地造成さえ行なわれていなかった山古志へ帰る人びとに対して「まだ家も建ってねえのに、これでよかったなんて言えねえな」と申し訳なきように語っている。しかし 2007 年 8 月 1 日には山古志での移転先の宅地造成が整い、山古志へ帰る榎木の人びとにも住宅建築の許可があり、ようやく山古志でのこれからの生活の見通しがたつようになった。

すべての世帯の家が全壊となり、川から溢れた水で集落へ入る橋は水没し、集落も浸水してしまっていたような壊滅的な被害をこうむりながらも、榎木集落は 13 世帯の人びとの「帰る場所」であり続けた。被害を受けたのは家屋にとどまらず、田畠も多くが水脈を失い、墓も倒れ、なおしたばかりであった神社も地盤が波打ち、傾いてしまっていた。しかし 13 世帯の人びとは、このもとあった榎木に再び住むことはかなわなかったものの、「先祖の土地だから」というロジックを用いながら、かつての集落の近くに住むことを選んだのである。彼らにとって、損壊を

受けた田畠や屋敷地、墓や神社のある集落は、「先祖の土地」と呼ばれながらいったいどのような場所として捉えられていたのだろうか。

4. 「帰る場所」としての榑木集落

先述した、震災から約二ヶ月後に旧山古志村が行なったアンケート調査で、「帰村したい理由」を尋ねる項目があった（総回答 540、複数回答可）。もっとも高い 75.4%を占めたのは「先祖代々受け継いできた土地や家、お墓があるから」という回答であった⁽¹⁰⁾。複数回答可の「意向」を尋ねる項目であり、過大な解釈は避けなければならないが、それでも 75.4%もの人びとが「先祖代々受け継いできた土地や家、お墓があるから」と回答したということには、注目すべきものがある。というのも、この回答は震災によって全村避難の指示が出され、実際に離村するか帰村するか岐路にたたされた人びとによる回答だからである。すでに述べたように、旧山古志村の諸集落は、文書で確認できる限りで少なくとも 350 年以上の歴史をもつ場所である。すなわち文字通り先祖が代々数百年にわたって住み続けてきた土地である。そのような場所が、中越地震という大震災によって、それぞれの集落で存続を危ぶまれる契機を迎えていたのである。「先祖の土地」というフレーズは大変耳慣れた、とりたててめずらしいものではない。しかしながら、実際に数百年の歴史をもつムラの存続の岐路に立たされた人びとのいう「先祖の土地」とは、いったいどのような場所なのだろうか。彼らのいう「先祖の土地」という帰村の論理を、単に愛着やノスタルジーに回収することなく、実際に壊滅的被害を受けた山村住民の帰村理由として、改めて検証してみたい。

榑木の人びとの集まる仮設住宅および榑木集落でのフィールドワークでも、帰村を決めた人びとに対して「なぜ帰ろうと思ったんですか」と素朴な質問を向けると、皆が定型句のように「やっぱり先祖の土地だから」と口にする。しかし彼らのいう「先祖の土地」とは、榑木の人びとにとって実際はもう二度と住むことはできない屋敷地であり、山の崩落によって水脈が変わってしまった田畠を意味している。というのも榑木の人びとは「小規模住宅地区改良事業⁽¹¹⁾」という制度の適用を受けることで、かつての小学校の位置していた高台へと集団移転することを決めたため、もとの集落には二度と住めないことになるからである。けれども、この事業の適用は「防災集団移転事業」とは異なり、もとの集落は「災害危険区域」には指定されな

め、自由に立ち入ったり耕作を行なったりすることはできる。つまり、田や畑、屋敷地や墓や神社といった「先祖の土地」は、住むことはままならないものの、祭礼や耕作をつづけることのできる場所であることに変わりはない。そして最終的に「帰る」ことを決めた榎木の人びとは皆、「もしもとの集落に立ち入りができなかったとしたら帰っていましたか」という筆者の質問に対して「部落に入れないならどうしようもない」として、一様にかつて住んでいた集落の土地に立ち入ることができなければ帰らなかった、と答えている。このこたえは、「たとえ自分の家一軒だけになってしまったとしても帰る」と、地震以降、榎木へ「帰る」意思が一度も揺らぐことはなかった、と話していた人びとによっても共有されたものであった。

とはいえ、帰村理由として農地が生計をたてるもの（生産手段、生産資本）であったのかといえば、すでに専業農家である家は榎木には一世帯もなく、兼業農家として、もしくは退職後に可能な範囲で田畠を耕作していく家ばかりであった。かつての集落にある田畠は、家産に変わりはなくとも、もはや農業は主要な家計を占めるものではない。帰村する13世帯のうち、田畠を耕作しつづけるのは60代以上の人びとばかり（一人を除く）である。「先祖の土地」を家産ではなく資産として捉えてみても、どのみち家を新築しなければならないのであれば、復興融資制度を利用して「平場（ひらば）」とよばれる長岡などの市街地に家を建てる方が、家自体の資産価値ははるかに高くなるであろう。では帰村を決めた榎木の人びとにとって、もう二度とは住めなくなってしまった「先祖の土地」とは、いったいどのような価値をもつものだったのだろうか。以下では、震災から帰村を決めるにいたるまでの人びとの集落の土地への働きかけから、彼らにとって帰村を意味した「先祖の土地」を守ることを明らかにしていく。

4. 1. 田畠／屋敷地への働きかけからみた「先祖の土地」

震災発生から2007年4月1日までの間、榎木を含む山古志の6集落は避難指示が出されており、原則として立ち入ってはならないことになっていた。しかし実際には徐々に道路が整備されていくにつれ、人びとは幾度も集落に立ち入っており、行政もある程度は村民の立ち入りを看過していた。

すでに述べたが、榎木の人びとは震災後の豪雪の際、毎週ロープをつたって水没した橋をわたり、集会所や神社、そして全壊となった家の雪掘り（＝雪下ろし）に仮設住宅からでかけて

いた。また、震災の翌年（2005）には傾いてしまっていた神社の本尊を近くの家にあずけて応急処置を施し、雪解けのころになると倒壊していた墓ももとにもどしにいった。その翌年（2006）の盆には、年中行事である「湯の花」も、誰が言い出すでもなく自然と避難指示の解除されない檜木集落で一年ぶりに執りおこなわれたという。また春になると毎年そうしていたように山菜とりにもでかけていき、長岡市の仮設住宅の前には、ムシロの上で天日干しされたぜんまいがずらりと並んだ。つまり、帰村の見通しが何も判明しない頃から、檜木の人びとは可能なかぎりかつての集落へと足を運び、震災前までおこなっていた仕事を部分的に続けていたのである。その働きかけが家の雪下ろしであり、山菜採りであり、神社や墓の修復であった。特にここで注目したいのは田畠と屋敷地への働きかけである。

早くも震災の翌々春（一年半後）に田を作付けした家が一世帯あったが、厳密には自らの家の田んぼではなく、本家の田んぼであった。その田は震災で沢の水がきれてしまっていたものの、近くに雪解け水が溜まり「これは作れそうだ」と思ったのだという。しかしその本家には震災後、作付けできる人はなかった。この田が一年放置されるのは「もったいない」と思ったこの世帯は、本家に一声かけて天水だけで田をつくったという。そして震災の翌秋に20俵の米を収穫した。震災後の翌春のことであるから、もちろん避難指示が解除されていなければ、道路の復旧も十分な状態ではなかった。しかし田をつくるということは、作付けしてから収穫するまで、毎日のように畦を歩かなければならないことを意味する。つまりそれだけ檜木へと仮設住宅から通わなければならなかったのである。注意したいのはこの家の人々が「もったない」というのは、何も20俵とれる田を放置することだけがもったいないといっているのではないということである。仮設住宅からまだ道も悪い集落まで一時間弱をかけて毎日のように田へ通り、苗や肥料代と膨大な手間を考えれば、わずか20俵の収量は「稼ぎ」のためにはあまりにも非合理的な量である。米であれば買った方がはるかに安くつくであろう。しかし山村で起伏にとみ、ほとんどが棚田である山古志の田は、「古田」（こでん）と呼ばれる田であり、放置しつづければどんどん「山へ還ってしまう」のだという。この古田を3年も放置してしまえば、木の根が張ってしまったり、土がすっかり固くなってしまい、もとに戻すのは大変なのだという。つまり、震災をまぬがれた田であっても、作付けできないことで「山へ還って」しまうことこそが「もったいない」ことなのである。このような震災後わずか半年を経た後の田の作付けは、檜木でもめずらしいことではあった。しかし他の世帯も同様に震災後の翌春から集落へと足を

運んで畠をつくり始めたり、無事であった養鯉用の池へ、鯉の世話をしに通ったりしていたのである。

このように仮設住宅から通ってまで榎木の人びとがムラで行なっていた仕事は、生産そのものを目的としているのではない。そうではなく、先祖がひらいてきた田畠を田畠のままに、屋敷地を屋敷地のままに、すなわち集落の領域を領域のままに維持することを目的としているような働きかけといえる。つまり絶えず働きかけることによって「山へ還って」しまったり、雑草が生い茂ってしまったりするのを、働きかけ続けることでくい止めるという、田畠や屋敷地の(1)継続的な働きかけによる領地保全が、「先祖の土地」を守る具体的実践といえる。つまり、田畠などの集落の土地は、「先祖」がこれまで働きかけを絶やさないことではじめて「維持されている」と認識されているのである。そして働きかけが途絶えてしまうことこそが、榎木の人びとにとって震災以降危惧されてきたのであり、「先祖の土地」を離れることを意味したのである。すなわち、働きかけを絶やさないということが人びとにとっての「帰村」の具体的実践であり、榎木集落の存続を意味していたのだった。

長岡市の仮設住宅から自家用車で40分以上かけて榎木へと繰り返し通うことは、榎木の人びとにとって、かつて「見納め」と思われたムラが「かわいい」ものへと変化していく過程でもあった。被災してしまった家屋に変わりがなければ確認しに行くのはもちろんのこと、田畠があるために損壊した集落へ繰り返し通うことで、イエや榎木集落そのものが「かわいくなっていた」のだという。このような「ムラの見納め」と思われた状況から集落が「かわいくなる」までの過程には、予想外に早かったという道路の復旧も作用していた。人びとは榎木が「まさかこんな状態に戻るとは思わなかった」と驚きをこめて語る。2006年の冬を超すと、集落の入り口に架かっていた橋も川底の土砂が掘削されることで姿をみせ、新しく架けられた橋もかつての橋も双方が通行できるようになった。集落内の細い道路も舗装され、榎木の人びとは「地震前よりも道だけはよくなった」という。

また「先祖の土地」を守るということの具体的な実践の二点目として、帰村する人びとの側が(2)絶え間なく集落に働きかける主体となることが挙げられる。つまり、榎木において田畠の耕作や山菜採りといった働きかけを行なうためには、榎木集落におけるいわば季節ごとの時間の流れに従属する必要がある。それは豪雪地帯である山古志の長い冬を含んだ季節に、人びとが否応なくもたらされる仕事に対して従事するということである。帰村を決めた人びとは「山

の雪は本当に大変だしせつないけど、その分春は格別だ」という。山古志にいれば長い冬が終わると、残雪が辺り一面に残るなか、皆一斉に山菜を採りにいくのだという。ちょうどその頃雪のなかにそびえるブナの新緑は、「それは見事」なのだという。ところが仮設住宅に住んでいると、春がきても「春がきた」とは思わないのだという。しかし山古志にいれば、彼岸をすぎれば春の喜びとともに一斉に忙しくなり、常に頭の中には「あれをやって、これをやって」と仕事が次から次へともたらされるのだという。山古志を離れるということは、このような榑木集落の時間体系に身を置いて、集落の土地に働きかける主体ではなくなることを意味する。つまり、榑木集落へ帰るということは、榑木の長い冬を含んだ季節や時間に従いながら、その土地へと生涯働きかけつづける主体となることを意味したのである。すなわち、榑木の人びとにとって、「先祖の土地を守る」という実践には、榑木の時間体系に従属しつつ、集落の土地へ働きかけ続ける主体となることを引き受けることを意味していたのである。

4. 2. ムラの存続実践としての領土保全

榑木の人びとにとって、帰村し「先祖の土地」を守るということは、具体的には(1)継続的な働きかけによる領域維持と、(2) 榑木の時間体系に従いながら働く主体となることが含まれていたが、このような実践は各世帯の田畠や屋敷地だけにとどまらず、集落の土地そのものの領域保全となるような実践でもあった。

集落に道路が開通すると、人びとのムラの土地への働きかけはより活発化していく。2007年の春には、屋敷地や田畠に限らず、神社も修理された。この神社の社は、腕がよくて評判であった先代の榑木の大工の手によって建てられたものであった。修復資金は離村／帰村する世帯に関わらず皆で出し合ったという。また、集会所は塞き止められてしまった川の近くに建っていたため、一階が全て泥で埋まってしまっていたが、この泥も皆でかき出されて再び使えるようになった。集会所といった集落の公共財に対する人びとの働きかけも、それぞれの家による領地保全と同様に、震災の被害をうけた集落の領地そのものの保全実践といえるだろう。

しかしこのようなムラの領域保全の実践は、直接神社や道路、集会所といった公共財のみを対象にするにとどまらない。それは離村を決めた人びとの家の土地や、他の家の田畠への働きかけにもっとも顕著である。

たとえば、帰村を決めつつも、震災を機に田をつくることから引退するのを決めたあるムラ人は、一枚の面積が大きく、行き来もしやすい条件のよい田んぼを、楢木の人に「自分の田んぼと思って一生懸命つくって」と託している。同様に離村を決めた世帯もまた「先祖が代々耕してきた」田が山に還ってしまうことがしのびなく、楢木のムラ人に作付けを託している。また離村者によって手放される田は少なくなかったため、楢木の田を一町八反歩まとめて作付けをし、専業農家となることを決めたムラ人があったが、離村を決めた世帯の人びとの多くが、このムラ人に田を託したのである。このような家の範疇をこえたムラ人による集落領域への働きかけは、耕地に限らず住めなくなってしまった屋敷地に対しても同様である。

楢木の人びとは集落を見下ろす至近の高台に集団移転するため、かつての集落に住む人はもちろんひとりも存在しない。しかしながら、すべての家が撤去された屋敷地跡には、一世帯として雑草が茂ったり、更地になっている家はない。

まず山古志へ帰る 13 世帯のうち、11 世帯の屋敷地跡には作業小屋が存在している。これは、雪が積もっても落ちるような構造の丸屋根の作業小屋であり、地盤を割られてしまったものはあったものの、この形状のためか、倒壊してしまった小屋は一軒もなかった。今後も農作業をつづける世帯ばかりのため、作業小屋は農機具や乾燥機をいれておいたり、農作業の合間の休憩所や雨宿りの場所としてひきつづき修復されて利用されつづけている。つまり、現在の楢木集落は、家屋は姿を消したものの、作業小屋はかつてのように並んでいるのである。そして、作業小屋の横にある屋敷地は、家屋が撤去されて平らにならされてはいるものの、ほとんどの場所で畑が存在する。楢木の人びとにとって、家のあった場所が雑草で生い茂っているのは「せつない」し「先祖に申し訳ない」こととして捉えられているからである。つまり、家屋がなくなってしまうことで「住む」という働きかけを途絶えさせることになった楢木の人びとは、あえて畑をつくることでなお屋敷地に継続して働きかけているのである。

たとえば離村を選んだある世帯は、小千谷市からかつての屋敷地まで 30 分ほどかけて週に何度か通っているのだという。それは先祖代々手入れをしてきた、屋敷の前にあった松の面倒を見に来るためなのだという。この松は集落でもよく知られた松で、幹はきわめて低いものの、横に長く張り出した松であった。この松を枯らさないために、あえて松だけのために通うのも寂しいという理由で、かつての屋敷地にトウモロコシなどの野菜を植え、ちいさな畑をつくっている。そして離村した後も、この松と畑を介して屋敷地に働きかけつづけているのである。

屋敷地に畑が存在しない世帯もあるが、そのような世帯でも、墓をあえて屋敷地に移すことで草を茂らせず、屋敷地に働きかけつづける仕掛けが成立しているのである。犠牲者のあった家の屋敷地にも、牛舎で亡くなった家族と、飼っていた牛の慰霊碑が建てられている。また、世帯主の単身赴任や高齢のために畑をする人がいない家の屋敷地が更地になっていると、近くの家のひとに畑をつくってもらうように頼んだ家もあった。つまり、田畠を同じ檜木のムラ人に託すように、屋敷地でもまた絶えることのない働きかけが、家の範疇を超えて継続されているのである。すなわち、檜木の人びとにとっての「先祖の土地」は、その基底においては「ムラの土地」でもあったのである。

5. 結論 檜木の人びとにとってのムラの存続

檜木の人びとにとって「先祖の土地」へと帰村すること、すなわち集落が存続するということは、実態としてどのようなことを意味していたのかを明らかにしてきた。具体的には、もはや住むことのできなくなったかつての集落への働きかけから、彼らにとって帰村し、集落が存続することがどのように捉えられていたのかを考察した。

彼らにとって帰村の論理となっている「先祖の土地」を守るという実践とは、具体的には以下のふたつに集約された。一点目は田は田のままに、畠は畠のままに、継続的に労働投下を行なうことによって「山に還って」しまわないようにムラの領域を維持することを意味していた。そして二度と「住む」という働きかけができなくなった屋敷地においても、わざわざ畠をつくったり、墓を移したりすることで働きかけの継続する仕掛けが用意された。また二点目として、檜木の人びとにとって「先祖の土地」へ「帰る」ということは、長い冬を含んだ山古志の時間体系に従いながら生涯働きかけつづける主体となることを意味していた。すなわち、先祖の土地へ帰村するということは、檜木をふくんだ山古志固有の季節循環に従属しつつ、身体の動く限り、季節ごとに否応なく用意される仕事に従事することを意味したのである。たとえばそれは仮設住宅から「山」へと毎週通って行なわれた雪下ろしであり、道つけであり、春の山菜採りでもあった。

中越地震という壊滅的な被害をもたらした震災は、檜木集落にとって、その存続が危ぶまれるような契機をもたらした。檜木集落が存続することとは、すなわち人びとが帰村することで

あり、その集合的結果によってもたらされるものであった。榑木の人びとは近くの高台に集団移転し、同時に田島や神社や墓の位置するかつての榑木集落にも関わり続ける。つまりこれまでの榑木集落と、集団移転でこれから新たに住むことになる場所ができることになる。しかし彼らはその両方を「榑木」と呼ぼうとする。集団移転先の土地は、榑木の世帯によっても所有されているが、一部は池谷というとなりの集落の世帯の土地であった。そのため、同様に大きな被害を経験した池谷からも、3世帯が移転してくるようになっていく。しかし、集団移転先の住所を登録するための地名を決める際には、「榑木」という地名が提案された。そして池谷の三世帯とは、同じ区画に住むことになるものの、結局池谷は池谷集落で、榑木は榑木集落で常会やまつりごとを行なっていくことになった。この3世帯に気を遣いながらも、榑木の人びとはあえてこの集団移転地の地名に「榑木」という希望を出したのであった。ではこれまで住んできた場所はどうかといえばそれも「榑木」なのだという。「上と下とか、新と旧とかがつかるか」と冗談まじりにいわれるが、彼らにとってはこれから住む場所も、田島や神社や墓のある場所も、その両方が「榑木」なのである。このことは、榑木へ帰村するということが、単に住む場所を山間部にするか、市街地にするかというライフスタイルの選択にとどまらない意味をもつものであることの実態をよく表しているといえる。すなわち、彼らはかつての榑木の土地には住むことができないにもかかわらず、榑木集落へ「帰って」いるのであり、「先祖の土地」を守っているのである。

榑木の人びとにとって、帰村し「先祖の土地」を守るということは、(1)継続的な働きかけによる領地維持と、(2)榑木の時間体系がもたらす仕事に従事する主体となることが含まれていた。そしてこのような実践は、各世帯の田島や屋敷地といった自らのイエの土地だけにとどまらず、集落の土地そのものの領地保全となるような実践でもあった。すなわち、「先祖の土地」とはイエの土地のみにとどまらず、榑木のムラの土地をその基底に含み込むものだったのである。そしてそのような「先祖の土地」に、榑木の時間体系に従属しつつ、働きかけ続けることが榑木の人々にとってムラが存続することを意味していたのである。

【註】

(1)本稿は、榑木の人びとが震災後三年近くにわたって居住している長岡市陽光台の仮設住宅、

および旧山古志村である長岡市山古志南平の榑木における以下の期間(2007年3月19日～22日、4月8～10日、4月29日、6月10～14日、8月15～17日、10月23～26日)のフィールドワークと資料にもとづいている。

(2) 「過疎地域自立促進特別措置法」に指定される「過疎地域」の定義は、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」とある。

(3) 「豪雪地帯対策特別措置法」に指定される「特別豪雪地帯」の定義は、「積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域」とある。

(4) ただし「山二十村」と「山六ヶ村」は1618(元和四年)年の牧野氏知行目録にはそれぞれ「東山村」、「虫亀六ヶ村」とある。しかし1645(正保二)年の国絵図には山二十村、山六ヶ村と記されている。山二十村とは、木沢、塩谷(以上木沢組)、荷頃、蘭木、岩間木、首沢(以上甚右衛門組)、小栗山、濁沢、朝日、中山、寺沢、(以上十郎左衛門組)竹沢入、油夫、桂谷、梶金、小籠新田、大久保、小松倉、菖蒲、間内平、大内(以上猪之助組)を指す。山六ヶ村とは種芋原、中野、蓬平、池谷、竹ノ河内、虫亀を指す。池谷と榑木はこの山六ヶ村の蓬平の枝村である(山古志村史 通史:80-81)。

(5) しかしこのとき、庄屋、組頭、百姓代の村方三役は池谷の重立衆四名(仁右衛門、次右衛門、岡右衛門、忠兵衛)が一年交代で勤めることになっており、分村の際に本村に支払われた三十二両も、この池谷の重立衆らによって支払われている。榑木は池谷とともに分村したものの、当初は池谷とひとまとまりとして扱われた(山古志村史 通史:111-112)。このことから、榑木がもとは池谷から派生した「新田」であることが推測されるが詳細は不明である。分村を機に1804年8月に蓬平と池谷・榑木で交わした条項は以下のようなものであった(以下、池谷・榑木を一組として)。
①村高は五一石一斗九升九合。
②庄屋・組頭・百姓代の村方三役は池谷の仁右衛門、次右衛門、岡右衛門、忠兵衛の四名が一年交代で勤める。
③庄屋給は山古志の他の村

並みの額をその年の庄屋へ与える。④庄屋が作成しもっていない書類は、箱に入れてその年の庄屋へ引き渡す。⑤年貢米をいったん納める郷蔵は池谷・榎木にそれぞれ建てる。⑥年貢米金や高にかかる米金の取立通知があれば惣百姓で確認する。この分村の際、池谷の四人の重立衆は庄屋の地位を得るとともに以下のような約束を村民と交わしたという。「無益の出費をしたり、帳簿のつけ方が悪く、計算をきちんとしなかったり、年貢米金の取立や納め過ぎの返納などで不正をはたらけば、村民の相談で選んだ人を新たに庄屋にする」（山古志村史通史：112）。

分村以降、法度や掟書などの記される高札が立てられ、宗門帳や五人組帳、村小入用帳は蓬平村と合帳ではあるものの別記載となる。しかし依然年貢の割付状や皆済目録は蓬平村宛てに出され、蓬平村の庄屋によって池谷・榎木の分が通知された。この年貢は池谷・榎木の庄屋が集めいったん郷蔵に納めた後、蓬平村庄屋が集め共に納められた（山古志村史 通史：80-81）。

(6)このうち、女子の出稼ぎ人口は7万1542人であり、同様に二位の島根県1万8519人とは大きくかけ離れている。

(7)厳密には当時の旧山古志村と、山古志村復興新ビジョン研究会（協議会）が共同で行なったアンケート「今後の生活と復興に関する意向調査 調査結果の要約(速報版)平成17年2月22日」である。

(8)2005年8月24日新潟日報より。

(9)長岡市による住宅復興融資制度はあるが、年利1.6%の固定金利で、新築1000万円、リフォーム700万円、宅地購入700万円が上限の負債であることに変わりはない（新潟日報2007年6月16日）。義援金による支援は、住宅費用には個人の財産に当たるとして充当されない。損壊した住宅の解体・撤去費用にのみ適用される。

(10)次に高かったのが「自分が暮らしてきた村なので愛着があるから」73.5%、「地域の人たちと一緒に復興していきたいと思うから」55.4%、「山古志での生活が気に入っているから」48.3%、

「知人友人がいるから」43.5%、「他の場所へ移るあてがないから」30.7%、「見ず知らずの土地で生活環境が大きく変わることによる不安があるから」18.5%、「見ず知らずの土地で新しく人間関係を築くのは大変だから」18.1%、「仕事があるから、新しく仕事を探すのは大変だから」16.7%、「震災の被害が比較的少なく、復興は可能だと思うから」15.9%、「家族が村を離れたがらないから」15.4%、「村へ帰ってやりたいことがあるから」15.2%、「ほかの村民が村へ帰ると言っているから」7.2%、「その他」3.9%とつづく。

(11) 住宅地区改良事業は、不良住宅（＝主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造、又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの）が密集することなどにより、住環境が劣っている地区において、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良地区を指定し、地区内の不良住宅すべてを除却した後、生活道路、児童遊園、集会所等を整備し、従前居住者のための賃貸住宅（改良住宅）を建設することにより、不良住宅地区の整備改善を図る。

住宅地区改良事業の対象にならない地区で、老朽化の著しい住宅が集合している地区にあつては小規模住宅地区改良事業、同様に過疎地域等で老朽住宅が点在している地区にあつては老朽住宅除却等事業が活用できる。この事業が適用されるためには、不良住宅が密集して保安衛生等に関し危険又は有害な状況にある1団地で以下の基準に該当し、国土交通大臣から改良事業の指定を受ける必要がある。1団地の面積が0.15ha以上、1団地の不良住宅戸数が50戸以上、1団地の住宅戸数に対する不良住宅の戸数割合が80%以上、1団地の面積に対する1団地内の住宅の戸数割合が80戸/ha以上（公共用地を除く）。国土交通省関東地方整備局HP参照。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/city_park/city_park/kensei/jyutakuseibi/sumai/03_05.htm

第五章

過疎集落における民俗舞踊の「保存」をめぐる一考察

—熊本県五木村梶原集落の「太鼓踊り」の事例から—

本章では、ダム計画や震災などのように急激にムラが消滅の可能性に瀕することになったムラではなく、長い時間をかけて過疎に見舞われてしまった、おそらくより一般的な山村の過疎集落を考察対象としている。さらに、この章はこれまでの三つの事例と異なり、このムラで継承されてきた民俗舞踊を通してムラの存続条件を考察している。直接的には、ムラそのものの存続条件ではなく、過疎化によって踊り手を絶やしつつあった民俗舞踊の継承条件から、踊りの「最後」がどのようなものでなければならないと捉えられているのかを明らかにした。そしてムラの人びとにとって、踊りがどのような秩序を維持／生成してきたのかを明らかにすることで、わずか八世帯のムラが、どのような秩序のもとに存続するべきと捉えられていたのかを明らかにした。

1. 本稿の目的

本稿の目的は、過疎集落における民俗舞踊の伝承をめぐる考察をとおして、文化財の保存対象となるような慣習や芸能が、集落社会のものでありつづけるための条件とはどのようなものかを明らかにすることである。

文化庁によれば、無形民俗文化財の定義は「無形の民俗文化財とは衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能など、人々が日常生活の中で生み出し、継承してきたものである（傍点筆者）」⁽¹⁾とある。この定義のとおり、たしかに「無形民俗文化財」とよばれるような祭礼や芸能は、人びとの日常生活の一部であった。しかしながら、それらは「貴重なもの」として保存の対象となることで、むしろ地元の人びとの日常生活から切り離されたものになってしまう問題がこれまで指摘されてきた（足立、2000、2004a；荻野、2002）。

たとえば足立（2000、2004a）の論考は、国指定の重要無形民俗文化財である「郡上踊り」が、

全国から数十万人を集めるイベントとなりながらも、地元の人びとは踊りから足が遠のき、かつてのように踊りを楽しめないでいるという問題を取り上げている。現代は「文化財」に限らず、「生活様式、生活技術や伝統芸能、さらには自然物や景観、災害の痕跡や地域の記憶にいたるまで、あらゆるものが文化遺産となりうる」「保存する時代⁽²⁾」(荻野、2000：ii)といえるが、そもそも「文化財」と呼びながらそれらを「保存する」ということは、どのような行為⁽³⁾なのだろうか。

文化財保護法には「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない(傍点筆者)」(文化財保護法第四条二項、「国民、所有者等の心構」とある。この法が示す通り、荻野は「文化財(文化遺産)」は、「保存と公開がなされて初めて」(荻野、2000：ii)成立することを指摘する。つまりいったん「保存」の対象と目されたあらゆる生活様式は、そのまま永久に「維持」されることが目指され、なおかつ積極的にそれを「公開」することを期待されるのである。この「維持」と「公開」を奨励する文化財のイデオロギーを、足立のフレーズ(2004a：47)にならって「保存のイデオロギー」と呼んでおこう。このことを本稿が事例とする民俗舞踊のケースにひきつけてみると、日常生活の一部であったはずの踊りは、「維持」すればするほどよい、とする素朴な継続至上主義が貫かれることになり、積極的に踊りを人びとの前で「公開」することが期待されるようになるのである。

実際のところ、多くの場合「文化財」の担い手の人びとは、それらを「維持」したり地域振興のための手段として「公開」することに、積極的であることの方がむしろ常である⁽⁴⁾。つまり「文化財」の担い手の人びとは、曲がりなりにも自らの生活の一部を「維持」したり「公開」したりしながら、巧みに総体としての生活を成り立たせてきたといえる。

しかしながら本稿が事例とするのは、過疎化による担い手不足のために伝承が困難となった民俗舞踊を、あえて「保存」しないという選択を行った集落である。この踊りは、市町村レベルの無形民俗文化財に指定されており、かつては集落の担い手の人びとによって「維持」され、積極的に各地で「公開」されてきた。けれども深刻な過疎化によって、踊り手はわずかになってしまい、今後も踊り手の増加が見込めない状況に陥ってしまう。それでもこの集落は、近隣集落の人びとによって、小学校区単位での踊りの継承が提案されたにもかかわらず、それを拒否するという選択をおこなった。かつては積極的に文化財としての踊りを「保存」していたに

もかかわらず、いったいなぜこの集落は踊りをより長く継続させることを選ばなかったのだろうか。仮説として集落の過疎化を契機に、かつては調和していたかに見えた「保存のイデオロギー」とは相容れない彼らにとっての踊りの継承条件が顕在化したことが考えられる。そこで本稿では、踊り手を絶やしつつある状況下で、なぜ集落の人びとができるだけ長く踊りが継承されることを選ばなかったのか、という問いを明らかにする。この問いを明らかにすることを通して、踊りが集落社会のものでありつづけるための条件とはどのようなものか考察してみたい。

2. 研究史と分析視角

文化財の保存の現場において、担い手の人びとは「維持」と「公開」を強いる「保存のイデオロギー」とどのように向き合っているのだろうか。

ではこれまで社会学者や文化人類学者は「文化財」の担い手の人びとと「保存のイデオロギー」との関係を、どのように論じてきたのか。便宜的に二つに大別すれば、一方に人びとが「保存のイデオロギー」を確信犯的に引き受け、そこに地元住民の主体性を見出し、(1) 調和的な関係を保っているとする諸研究(太田、1993; 山下、1999; 福田、1996; 森田、1997)があり、一方に人びとがつねに「保存のイデオロギー」に支配されかねないような(2) 緊張した関係にあるとする諸研究がある(足立、2000、2004a、2004b; 荻野、2002; 橋本、1999; 片桐、2000; 堀川、2000)。

(1) まず「保存のイデオロギー」と文化財の担い手の人びとが調和的な関係にある、とする論者ら(太田、1993; 山下、1999; 福田、1996; 森田、1997)は、その根拠として、地元の担い手の人びと自身が「保存」に対して発揮する「主体性」をあげる。たとえば太田(1993)は、地元の人びとが文化財制度や観光との相互作用をとおして「文化を操作できる対象として新たに作り上げること」を「文化の客体化」(太田、1993、: 391)とよぶ。ただしこの客体化された文化は、「民族の文化として他者に提示できる要素を選び出す必要性が発生する」ために、「それが客体化のために選択されたという事実から、元の文脈と同じ意味を持ち得ない」とする。けれども太田は「文化の客体化」を「非真正」な行為としてではなく、「文化の創造過程として捉え、その主体性を否定しない」ことの重要性を説く。その例として沖縄で観光客向けの体験型の漁を行う漁師のケースをあげ、そこで漁師が「観光客との具体的な相互行為をとおして、彼

らはより肯定的な自我像を形成していく」(太田、1993:399) ことに言及している。そしてそのような「客体化された漁民の生活も、当事者にとっては『真正』なものなのである」(太田、1993:400) と述べる。すなわち、「公開」し「維持」することを迫る「保存のイデオロギー」ゆえに、地元の人びとは作爲的に伝統文化を「創造」してはいるものの、それは決して「まがいもの」ではなく「本物も偽物も存在しない」(福田、1996:739) とする立場といえよう。これらの分析視角は、現場での「保存のイデオロギー」とそれを確信犯的に利用しようとする担い手の人びととの相互作用を、鮮明につたえてくれる。しかしながらこの分析視角では、仮に地元の人びとがみずからの日常生活の一部を維持／公開することになんらかの割り切れなさを感じていたとしても、それを掬いとすることはできない。そこで前提とされているのは、常に保存対象としての文化財が利用ないし創造可能であるとする、地元の担い手の人びとと「保存のイデオロギー」との予定調和的な関係である。というのも、単に「伝統文化」の維持／公開に従事しているというだけで、そこに本物も偽物もない文化の創造過程と、肯定的な地元の人びとの「主体性」を見出そうとしてしまうからである。

(2) 一方に、太田らが捉える「保存のイデオロギー」と地元の人びとの調和的な関係に対して、懐疑的な立場をとる諸研究(足立、2000、2004a、2004b; 荻野、2002; 橋本、1999; 片桐、2000; 堀川、2000)がある。文化財であり観光資源でもある郡上踊りを事例として「地元の踊り離れ」について論じた足立は、太田に代表されるような主体性の捉え方に対して「場当たりの」(足立、2004b) であるとし、荻野もまた、単に「保存対象」と「保存主体」が一方的な関係ではなくなりつつある状況下での、「カッコ付きの主体性」(荻野、2002、14) にすぎないとする。なかでも橋本(1999)は、保存／公開する文化の限定性について自覚的であるべきとし、『観光文化』として提示されるものは、常に『民族文化』の一部であるが、その『一部』と『全体』の関係」を論じようとする。橋本は特に太田のいう「主体性」の根拠となっている地元の人びとの「誇り」を引き合いに出して以下のように述べている。「観光の場における民族の『誇り』が語られる場合でも、観光者に地元の文化を見せ、説明し、それで収入を得ている自分を『誇り』にしているわけではない。-中略-自文化が『誇り』の対象とはなっても、『観光』がなぜ『誇り』の対象とはならぬのか、という重要な問題を考察せずには済まされないはずである」(橋本、1999、157) と述べる。つまり、保存／公開するために動員される地元の人びとの日常生活は、地元の人びとにとっての本来あるべきものとは常に異なるものでありうる、とする立場である。

これらの分析視角は、あくまで保存／公開の対象が、日常生活の一部である以上、本質的に見せるものでも現状維持するものでもないということを前提としている。そのため、地元の人びとが「保存のイデオロギー」を引き受けつつも、彼らが志向する生活総体の「本来あるべき姿」の位相を捉えることが可能になっているのである。これらの分析視角は、保存の対象となった「文化財」、「観光資源」（部分としての生活）と、地元の人びとにとっての生活の「本来あるべき姿」とが、一見調和的に重なり合っていたとしても、それらは条件次第で重なることをやめたり、相反するものとなりうることを教えてくれる⁽⁵⁾。本稿も、この後者の分析視角に多くを負うものである。

しかしながら、既存の諸研究は「文化財」や「観光資源」となった生活の一部を「保存」する基準と、その本来あるべき姿とが、曲がりなりにも併存可能であることを前提としてきた。そのため「維持」と「公開」を強いる「保存のイデオロギー」をめぐって、両者が併存可能であるための条件は明らかにされても、保存対象としての生活の一部と、本来あるべき姿としての生活が、どのような関係にあるときに併存不可能となり、保存対象となった生活の一部がその本来あるべき姿を損なってしまうのかは明らかにされてこなかった。そこで本稿では、熊本県球磨郡五木村、梶原集落でのフィールドワーク⁽⁶⁾から、集落の人びとがなるだけ長く民俗舞踊が継続するための提案を拒否しているケースを事例とし、「保存のイデオロギー」とは相容れない集落社会にとっての踊りの継承条件を明らかにしていく。

3. 五木村梶原集落の「太鼓踊り」の概要

本稿の事例地である梶原集落は、熊本県球磨郡五木村の北部、標高高くに位置し、地理的にも独立した小規模集落である。集落の歴史は古く、その記録は1700年代の文書（相良家文書、『諸郷地竈萬納物寄』）にまでさかのぼることができる。梶原に限らず、五木村の各集落では大規模山林所有者である「ダンナ衆」を中心とした焼畑経営を行ってきた。ダンナ家以外の土地をもたないほとんどの世帯は、ダンナ家の土地で小作（焼畑）を行い、地代として作物の一部や賦役（トウド）を納めてきた。しかし例外的に梶原には「椎葉氏」というダンナ家とは別に、「九人衆」とよばれる山林所有者が存在し、この九世帯はダンナの土地ではなく、自前の土地で焼畑を行ってきた。年に一日の賦役には従事したものの、梶原ではダンナ家に次ぐ規模の山

林所有者であった。

現在の梶原集落には、ダンナ家であった椎葉氏も去ってしまい、8世帯が暮らすのみであるが、うち7世帯がこの「九人衆」とよばれた世帯である。残りの一世帯も集落の至近に広大な山林を所有しており、いわば大規模な山林所有世帯だけが梶原に残ったことになる。本格的な焼畑経営は昭和30年代までであったが、焼畑自体は自家消費用として90年代まで各々で行っていたという。現在の梶原の人びとが知る限りにおいてももっとも賑わっていた時期には20数世帯が梶原に暮らしていたというが、現在（2006年8月）の梶原集落には8世帯、23名が暮らし、そのうちの12名を60歳以上が占める。

この集落に今日まで踊られてきた「太鼓踊り⁽⁷⁾」という民俗舞踊がある。毎年8月の14、15、16日の三日間⁽⁸⁾、各家から家長（男性）や、長男がでて踊り手となり、鉦をうつ人（二名）、太鼓をうつ人に分かれて踊られる。もともとの踊りの由来は、はやり病を祓うためであるとか、源（平）氏の祖先が都を偲んで踊ったと伝えられている⁽⁹⁾が、今日では盆のときの先祖供養として踊られている。初日（14日）の午前の踊りで精霊を「迎え」、中日（15日）の夜の踊りでは先祖と「遊び」、最後（15日）の日の夜の踊りで「送る」とされている。

村の無形民俗文化財である梶原の「太鼓踊り」は近隣ではよく知られており、お盆には遠くからも多くの人を訪れ、神社の前の広場は100人以上の人で溢れかえっていたという。かつては県外や熊本市内のイベントなどに呼ばれて踊ったこともあった。ところが集落の世帯数が八世帯となってしまった現在では、踊り手が七名（2007年から五名）にまで減ってしまい、踊ることのできる曲もかつての16曲⁽¹⁰⁾からわずか三曲になってしまった。一日三曲ずつ、三日間で計九曲踊られてきた太鼓踊りは、現在では三日間とも同じ曲目が繰り返し踊られるようになってしまった。この踊りの基本の陣形は四人の列を四列つくって踊る⁽¹¹⁾のだが、今では16名の基本陣形を維持するどころか、踊りそのものの存続が危ぶまれるような状況となっている。かつては人だかりのできていた梶原の「太鼓踊り」であったが、現在ではすっかり人の減ってしまった集落で、お盆の三日間、年中行事として淡々と踊られる。しかしあるとき、踊りの消滅を危惧する近隣集落の人びとによって、小学校区単位で太鼓踊りを「保存」しようとする動きが立ち上がってくる。しかしながら、結果的に梶原集落の人びとはこの提案を拒否するという選択を行った。では以下に梶原集落の人びとと、「太鼓踊り」の「保存」をもちかけた近隣集落の人びととの間に、どのようなやりとりがあったのか、詳しくたどっていくことにしたい。

4. 「保存のイデオロギー」と太鼓踊り

近隣集落の人びとは、梶原の近くに住んできたために「太鼓踊り」のかつての賑わいをよく知っており、そして梶原と同様に世帯数の減少を経験してきた。それゆえ踊り手がたった七名になってしまい、今後も踊り手が増えることを見込めなくなった「太鼓踊り」の行く末を憂いていたのである。そこで近隣集落の人びとは、梶原集落が属する小学校区単位で梶原の「太鼓踊り」を継承してはどうか、と申し出たのだった。この小学校区は三浦校区とよばれており、梶原集落のほかに五つの集落がふくまれる⁽¹²⁾。五木村のなかでも山深くに位置し、それぞれ地理的に独立した集落ばかりである。これらの集落にとって小学校区は、各集落間を取り結ぶような大きな地域生活組織として存在してきた。多くの過疎地域がそうであるように、校区で行われる運動会や文化祭といった行事は、生徒の父兄間だけにとどまらず、各集落間を取り結ぶ場でもあったのである。この小学校区で唯一、民俗舞踊を現在にいたるまで踊り続けていたのが梶原集落であった。PTA や学校行事などことあるごとに顔をつきあわせてきた三浦校区の人びとはある日、梶原集落の「太鼓踊り」を校区で継承してはどうか、と申し出る。村の無形民俗文化財である「勇壮」な「太鼓踊り」がなくなってしまうのは「もったいない」ことであり、「なんとかして絶やしたくない」ものとして認識されていたのである。小学校区単位で踊りを受け継いでいけば、せっかくの踊りが途絶えることもなく、練習などの機会を通して三浦校区自体も活性化されるのではないか、という申し出であった。また、三浦小学校自体が2006年3月に閉校することになっていたため、小学校区というくくりは、その核となる場を失いつつあった。そのため梶原の「太鼓踊り」は、三浦校区に息を吹き込むようなものとしても目をつけられたのだった。

この申し出に対して、梶原集落の人びとは当初、まんざらでもない反応を見せていた。手始めにまずは三浦小学校の文化祭で、生徒が梶原の「太鼓踊り」を踊るということが試みられた。梶原集落の若手ふたりが小学校に出向いて生徒や先生に稽古をつけ、文化祭で踊りを披露したのである。この一度限りの試みについては特に梶原集落から反対する声もあがらず、「さすがに子どもは覚えが早い」と踊りの習得の早さに驚きの声があがっていた。

しかしながら、いざ小学校区の人びとで梶原の「太鼓踊り」を本格的に継承しようという段階になると、梶原集落の人びとはなかなか首を縦に振らないのであった。小学校区の人びとに

とっては、よく見知った「太鼓踊り」を絶やしたくないがための「良心的」な申し出を行って
いるにもかかわらず、梶原集落のこのような意思表示は理解しがたいものだった。ではここで、
三浦校区の人びとが申し出た太鼓踊りの「保存」とは具体的にどのようなものであったのか、
大きく三点にわけて押さえておきたい。

一点目は踊りの習得方法について。まず三浦校区の人びとが踊りの継承のあり方としてイメ
ージしたのは、小学校の文化祭のときに行われたような踊りの習得方法であった。それ
は小学校の体育館に皆が集まり、そこで梶原の踊り手の人びとが稽古をつけるというものであ
る。ところが、このような踊りの習得について梶原の人びとからは「実際にお盆に踊って覚え
なければならない」として拒否されてしまう。さらに二点目として、習得した踊りを実際に踊
る場については、校区の人びとは役場が年に一回主催する祭りや、同様の校区の皆が容易に集
まれるような催し物等を想定していた。しかしながら、これについても梶原の人びとは「踊り
は見せるためのものではない、踊り手になるのなら梶原にお盆の三日間踊りにきて、神社へも
お参りしなければならない」としてあくまで梶原集落で、という限定を条件とするのであった。
三点目として皆が踊りの所作に加えて曲の旋律、歌詞、かけ声まで習得しなければならないこ
とから、校区の人びとは音楽に携わる人に依頼して、曲を五線譜に落とす（採譜）ことを提案
したのであった。これによってなるだけ多くの人が、口伝えであった太鼓踊りの曲を覚えること
ができると考えられたからである。けれどもこの提案も梶原の人びとは「曲は踊ってからで
覚えるものだ」として拒否するかたちをとった。

校区の人びとにとっては、梶原集落の校区単位の継承拒否という意思表示は、非常に理不
尽なものであった。というのも、かつては梶原の人びとも実際に役場の祭りや近隣集落のイベン
ト、熊本市街地といった場で頻繁に踊っていたからである。つまり梶原集落でのみ踊る「太鼓
踊り」と、「見せるため」の踊りは現に併存してきたはずであった。また、現実的に考えて踊り
手がこれから増えるということは非常に考えにくい状況にあったため、まるで梶原の人びとは、
踊りが途絶えつつある事態に対してなんの策も講じることなく、ただ手をこまぬいているだけ
のように校区の人びとの目に映ったのである。

以上のような三浦校区の人びとの提案は、なるだけ長く踊りを継続させるために「良心的」
に提案されたものである。しかしながら同時に彼らの提案は、踊り手を増加させることでなる
だけ長い間踊りを延命しようとし、梶原の年中行事という文脈を離れた場で積極的に踊ろうと

するという意味において、「維持＝継続至上主義」と「公開」を志向する「保存のイデオロギー」を伴ったものであった。そして「昔ほどの集落にも踊りがあった、けど今まで踊りを残してきたのは梶原集落だけだ。だからこれからも梶原のやり方で太鼓踊りをやっていく」として、結果的に梶原の人びとは、集落内部だけで踊りを継承していくことをゆずらなかつたのである。

ではいったい梶原集落の人びとは、あえてより長く踊りが存続する選択をしないことによって、何をまもろうとしているのだろうか。次節では、梶原集落の人びとにとっての「太鼓踊り」の継承条件を明らかにしていきたい。

5. 「太鼓踊り」の「保存」と継承

5. 1. 梶原集落の「太鼓踊り」の継承条件

校区の近隣集落の人びとが危惧するように、梶原の「太鼓踊り」は確かに踊り手を絶やしつづつあった【図2参照】。事実、梶原の八世帯のうち、現在七名の踊り手を抱えているのは六世帯だが、2006年を最期に二人の踊り手（六世帯のうちの二世帯より各一名）が引退することが決まっているため、2007年には踊り手はたった五名になってしまう⁽¹³⁾。さらに、太鼓踊りは基本的に長男（梶原に住む男子であればよい）に継承されることが基本となっているが、今後男子の踊り手が増えることを見込めるのはこの六世帯のうちの一世代のみであり、仮にこの長男（6歳）が梶原集落で家を継ぐとしても、平均的な太鼓踊りの踊り手となる20歳になるまで、あと14年を待たねばならない。さらにこの家を除いて今後梶原に家を継ぐあらたな世代を見込める世帯はなく、現在梶原に住んでいない子はすべて転出して就職、もしくは結婚している。梶原集落で「若手」にあたる40～50代の踊り手のいる三世帯では、長子が今後も梶原に居住し、家を継いでいくことを決めているが、現在のところは皆未婚であるため、踊り手の増加は見込めない。もっとも梶原集落の各家の今後については、転出していた子が帰ってくる可能性もあり、この三世帯の長子が結婚する可能性があるため、安易に予想できるものではない。しかしながら、梶原集落の人びとはこのような状況下においてなお、踊りの校区単位の継承に対して拒否という意思表示を行っているのである。

では梶原集落の人びとが踊りを顧慮することなく、半ば投げやりに踊っているのかということ決してそうではない。一方で梶原の人びとは踊り手がわずかになりながらも、踊りに用いる鹿

革の太鼓をつくることのできる職人を探し続けたり、衣装の笠に用いる羽根を確保するために久連子鶏のつがいを探し求めたりしている。また、実際に踊るときには師匠役の踊り手や長老から叱咤が飛び交い、なによりお盆に三日間踊る太鼓踊りはこれまで一度も途切れたことはなかったのである。ではいったい梶原の人びとにとって踊りはどのように継承されなければならないと捉えられているのだろうか。ふたたび梶原の人びとが校区の提案に対してとった対応にかえて考えてみたい。

梶原の人びとが校区の提案に対して示した条件とは、簡潔にすれば以下の三点であった。それは(1)踊りは実際に梶原で踊ることで習得しなければならないということ。(2)踊る場はあくまでお盆の三日間の梶原集落であること。そして(3)曲は楽譜に落とすことはゆるさず、口伝えのままではなくてはならない、ということであった。梶原の人びとが示したこれらの踊りの継承条件を解釈するうえで、川田順三(2001 初出 [1990])の論考はたいへん示唆的である。川田は、無文字社会を文字の「欠落」した社会としてではなく、「文字を必要としなかった社会」と捉えたうえで、膨大な口頭伝承の検証から文字の機能⁽¹⁴⁾を以下のように逆照射している。それは(1)文字が意味を空間的に固定し、不変性を与えるとする「不変・持続性」、(2)「発信・受信における脱時間性」、(3)「脱状況的伝達」(4)「情報伝達(量)の効率の大きさ」である。これらの文字の機能を梶原の「太鼓踊り」にひきつけて考えてみると、梶原の人びとは「太鼓踊り」が「文字化(=非口頭伝承化)」することを拒んでいると捉えることができる。なぜなら、三浦校区が要求してきた踊りの伝承のあり方は、梶原集落外のお盆ではない状況で習得しようとしたという意味で脱状況的伝達であり、さらに曲を習得しやすいために、口伝えではなく五線の楽譜に落とすことを要求してきたのも、曲の伝達の効率化を意図した字義どおりの文字化だったからである。そしてできるだけ長い時間、踊りが継続することを志向する校区の人びとは、結果的に踊りを脱時間化し「不変」なものへと化す要求をおこなっていたのである。

例えば梶原の人びとは、年中行事ではなくなってしまうつつも「保存」されている他の集落の「太鼓踊り」について、それが梶原のものとは全く異質なものであると述べる。梶原の「太鼓踊り」は、実際にお盆に踊られる際に「あれ、なんだっけ」「違う違う」「もういっぺんはじめっから」といった具合に所作や歌詞、太鼓や鉦の拍を確かめながら踊られる。それは年中行事からは脱文脈化され、一糸乱れぬ動きを見せる他集落の「太鼓踊り」とはかなり様相を異にする。しかしながら梶原集落では踊り手が多く、見学の人で溢れかえていた頃からこのよう

に踊ってきたのだといい、このような踊り方に対して「練習不足」だとか「揃っていない」、とかいう人にはそういわせておけばいいのだ、と言いつつ。つまり年中行事からは脱文脈化され、いつでも再現可能となっている踊りとは異なる基準で梶原の「太鼓踊り」は継承されているのである。興味深いのは、今まで踊りは実際に踊ることによってしか伝えられてこなかったが、このような継承のあり方によって、梶原の人びとが踊ることのできる曲は、かつての16曲から3曲にまで減ってしまったことである。皆が焼畑を生業としていた時代には冬の休耕期に公会堂に寄り合い、地炉（＝囲炉裏）端の木杵が拍をとった棒で丸くなくなってしまうほど踊っていたというが、皆が別々の仕事をするようになってからは、実際に本番でしか所作も曲も目にすることができなくなった。レパートリーが16曲もあった頃は、むしろ年に一度の頻度では踊りを見ることができず、夜に踊る曲ほど所作が見えないために忘れ去られてしまったという。つまり文脈依存的な伝承にこだわっているからこそ曲のレパートリーを減らしてしまっているにもかかわらず、踊り手の途絶えそうな現在においても、あくまでこの効率的とはいえない伝承のあり方を頑なに保持しようとするのである。つまり、梶原の人びとにとっての踊りの継承条件とは、踊りの伝承があくまで梶原のお盆という文脈（状況）依存的伝達でありつづけなければならないことを志向しているといえる。

しかしながら校区の人びとが理解しがたいのは、かつては梶原集落の人びとも進んで熊本市街や体育館の落成式、近隣集落のイベントなどに出かけていき、非文脈依存的な場で踊っていたということである。村の無形民俗文化財でもあるため、村役場から年に一度はお祭りで披露することを依頼されても「見たい人がいれば梶原まで見に来ればいい」と述べるのである。いったい踊りが途絶えてしまいかねない現状において、なぜ「太鼓踊り」は梶原のお盆以外の場で踊ることを許されなくなってしまったのだろうか。次節からは、梶原の人びとが踊りを継承するうえで文脈依存的であらねばならない、とするその「文脈」の中身とはどのようなものなのかを明らかにしていく。そのうえでなぜかつては梶原集落の外で踊られていたにもかかわらず、現在は許されなくなってしまったのかを検証していきたい。

5. 2. ムラ勤め（公役）としての「太鼓踊り」

これまで一度も途絶えることのなかった梶原の「太鼓踊り」は、梶原集落での日常生活の一

部としてどのように踊られてきたのだろうか。

かつて皆が焼畑を生業とし、集落が賑わっていた頃には「太鼓踊り」は大変な楽しみであったという。お盆の三日間に三曲ずつ、合計九曲を踊っていたのだが、曲の合間合間に焼酎を酌み交わし、女の衆も男の衆の「太鼓踊り」の後に交代で踊っていたという。そして皆で花火も楽しみ、「太鼓踊り」の後の飲み方（＝直会）が終るのはいつも午前三時頃だったという。しかしながら梶原の「太鼓踊り」は決して「楽しみ」や「娯楽」としてだけ経験されてきたのではない。むしろ「太鼓踊り」は梶原の人びとに「勤め」と呼ばれてきた。

踊りは昔から「公役（くえき）」といわれており、家から最低一人の踊り手を出すことは梶原に住む者の義務として捉えられてきた。なぜなら「太鼓踊り」は各家の精霊迎え、遊び、送りというお盆の行事と一体化したものであり、これまで梶原に住んできた先祖である精霊の集合を、お盆の三日間をかけてムラで迎え、遊び、送るという意味をもったものだったからである。例えば14日の精霊「迎え」は、それぞれ各家で仏壇に香の木を飾ったり、供え物をしたりして明け方から窓を開けて迎えられるが、墓に参るのは必ず午前には踊られる「太鼓踊り」が終わった後と決められている。16日の精霊「送り」についても、午後三時ごろから各家で先祖を送り終えてから、夜にムラで踊って「送る」のである。つまり梶原の「太鼓踊り」は、かつて梶原に住んでいた死者の集合をムラ単位で「迎え」、「遊び」、「送って」いるのである。このような「ムラ勤め」としての太鼓踊りを梶原の人びとは「願ぼどき＝願をほどく」とも呼ぶ。というのも「太鼓踊り」を踊ることは、ムラの無事を願かけしている先祖への返礼行為であると捉えられてきたからである。そしてこの返礼行為は、梶原集落が「最期の二軒になるまで続けること」とこれまで言い伝えられてきたという。

さらに「太鼓踊り」が慰めているのは死者である先祖だけではない。このことは初盆を迎えた家のある年に顕著に現れる。たとえば2005年、2006年とも初盆を迎えた家が一軒ずつあったが、初盆の家の踊り手は「初精霊」という曲を踊ってはならず、ムラの他の家々がその曲を初盆の家のために踊ることになっている。現在では公会堂前で踊られるが、かつては「初精霊」は初盆の家の庭で踊られたという。つまり初盆を迎えた精霊を迎え、遊び、送るのは、初盆の家以外の人びとによるムラの「勤め」であり、同時に初盆を迎えた家自体を慰めているのである【図3参照】。すなわち「太鼓踊り」は死者である先祖への返礼行為であると同時に、現在梶原に生きる人びとにとっての、家々を介した初盆ごとの慰めの「交換行為」なのである。梶原

の人びとはこれまで亡くなった人のあった家を、このように互いにお盆の度に慰めあってきたのである。この「慰めの交換」の文脈において、踊り手が象徴しているのはあくまで家であり、踊り手そのものの数を増やすことは、梶原の人びとにとって「太鼓踊り」を継承していくうえでの必要条件とはならないのである。このように梶原の人びとにとって、「太鼓踊り」は集落の先祖への願ほどきとしての「返礼行為」と、家々間における初盆の度の「慰めの交換」というムラ勤めとしての文脈において踊られてきたのである。

しかしながらなお疑問が残るのは、なぜかつては「ムラ勤め」の文脈を離れて各地で踊りを積極的に「公開」していたにもかかわらず、踊り手の途絶えそうな現在ではそれが許されなくなってしまったのかということである。すでに触れたようにこれまで梶原では『太鼓踊り』は最後の二軒になるまで踊ること」と伝えられてきた。つまり梶原の踊り手が二人になってしまうまで「太鼓踊り」は踊り続けなければならないと伝えられ、そう信じられてきたのである。ところが、集落が賑わっていた頃には現実味を伴うことのなかったこの言い伝えが、深刻な過疎化によってそう遠くない現実として捉えられるようになってしまった。梶原集落に暮らす世帯が八世帯、2004年まで八名であった踊り手は2007年の盆からは五名となり、「ムラ勤め」として最低一人の踊り手を家からだす、という条件がもはや充たせなくなってしまったのである。この過疎化する梶原の現状において外部から踊り手を増やすことは、先祖への「返礼行為」や家々間の「慰めの交換行為」という文脈を逸脱するだけでなく、「最期の二軒になるまで踊る」という言い伝えにも背くことになってしまう。なぜなら梶原の人びとにとって、太鼓踊りは最期の二軒になるまでが踊るべき期限なのであり、梶原の踊り手が踊り遂げることで終わらせなければならないからである。逆説的ではあるが、このことが「保存のイデオロギー」とは相容れない、梶原集落にとっての太鼓踊りの継承条件といえる。

集落が賑わっていた頃には踊り手も多く、たいていの家で父と息子、ふたりの踊り手をだしていた。そして「太鼓踊り」は積極的にムラ勤めという文脈を離れて様々な場でも「公開」されてきた。しかしながらそれはあくまで先祖への願ほどきである「返礼行為」や初盆ごとの「慰めの交換」といったムラの勤めとしての「太鼓踊り」が遂行されてのことだったのである。本来は集落がなるだけ長く存続していくということは誰もが願うことであり、それは踊りそのものを維持し続けようとする「保存のイデオロギー」の継続至上主義とも重なり合う。事実、梶原集落の人びとはムラの平穏無事な存続をこれまで願ってきたのであり、現在もそうである。

しかしながら過疎化によってムラは限りあるものとなり、実際に梶原ではそう遠くない将来に踊り手が途絶えつつあった。このような状況下で外部から踊り手を増やしたり、梶原集落を離れて踊ることは、梶原の「太鼓踊り」そのものが本来の文脈から離れてしまいかねない行為だったのである。仮に小学校区を単位として「太鼓踊り」を継承した場合、おそらく現在の踊り手である五名を遥かにしのぐ人数を集めることができるであろうし、踊りもかなりの期間「延命」できることが考えられる。しかしながら本来の梶原の家の象徴としての踊り手を絶やしつつある現状においては、このようなかたちで「太鼓踊り」を「保存」することは、ムラ勤めとしての踊りと、保存対象としての脱文脈化された踊りとが、主客転倒してしまいかねない行為だったのである。なぜなら梶原の人びとにとっては、最期の二軒になるまで踊り続けることが「願ほどき」の遂行であり、踊り手が二人になってしまうまで踊らずにはすまされないのである。すなわち、「太鼓踊り」はムラ勤めの文脈において、最期の二人になるまで踊り遂げることで、梶原の人びとが終わらせなければならないのである。逆説的ではあるが、このことが梶原集落にとっての太鼓踊りの継承条件であり、最終的に「保存のイデオロギー」とは決して重なり合うことのない志向性といえる。

6. 結論

近隣集落が申し出た小学校区単位での「太鼓踊り」の継承の提案は、踊りに文化財的価値をみだし、途絶えてしまうことを危惧したきわめて「良心的」なものではあったが、継続至上主義（「維持」）と「公開」を強いる「保存のイデオロギー」を備えたものでもあった。そのような「太鼓踊り」の「保存」のあり方はしかし、過疎化によって踊り手がわずかとなり、近い将来に踊りが途絶えかねない状況下にあったからこそ、梶原集落の人びとにとっては受け入れることのできないものであった。

なぜならそのような踊りの「保存」のあり方は、先祖への「返礼行為」としての願ほどきと初盆ごとの「慰めの交換」といったムラ勤めとしての踊りを脱文脈化するだけでなく、外部からの踊り手の増員と踊る場の拡張という踊りの「延命」措置によって、梶原の本来の踊りと、「維持」と「公開」を目的とした踊りとが、主客転倒してしまうことを意味していたからである。梶原の人びとにとっては、ムラ勤めとしての踊りと、「維持」と「公開」を目的とするような保

存対象としての踊りとは、決して転倒してはならなかったのである。つまり、「主」であるムラ勤めとしての踊りが脱文脈化されない限りにおいて「客」としての「公開」可能な踊りが存在しうるのであり、それらは併存ではなく主客の関係にあらなければならないのである。この主客関係が維持できる限りにおいて梶原の「太鼓踊り」は「維持」され「公開」されてきたのであり、決して「継続」「公開」そのものが目的となることはなかったのである。そして梶原の人びとにとっての「太鼓踊り」の継承条件とは、ムラ勤めという文脈から離れることなく、ムラやその生活の一部である「太鼓踊り」の永続を志向しつつも、ムラが限りあるものであるという現状に即して踊り遂げることであった。つまり極論すれば「太鼓踊り」は梶原のムラと家がなくなくなる時、共になくなるものとして捉えられているといえる。

文化財の保存対象となるような民俗芸能や慣習は本来、生活から派生してきたものであり、それは生活の一部にすぎないのであるから、その他の生活総体にも意味をもつものであることは言うまでもない。梶原集落の「太鼓踊り」の場合においては、梶原の先祖である精霊への願ほどきという「返礼行為」と、また初盆を迎える度に慰め合うという家々の間での「慰めの交換行為」によって、死者を含めた梶原集落の秩序を維持してきたのである。この社会的な秩序維持⁽¹⁵⁾という側面が文化財の「保存」という行為によって侵害されてしまうとき、慣習や芸能は集落社会の人びとの手から離れていってしまうのではないだろうか。同時に、この「太鼓踊り」を介して生成／維持されてきた秩序こそが、わずか八世帯のムラとなりながらも、梶原が梶原というムラであり続けるための条件として捉えられているといえるだろう。

【註】

(1) 文化庁ホームページより。

<http://www.bunka.go.jp/lhogo%5Cshoukai/main.asp?0fl=list&id=1000000167&clc=1000000153>{9.html

(2) 荻野のいう「保存する時代」とは、以下のようなものである。「現代は、積極的に、そして可能な限り網羅的に、人類のさまざまな体験と人類の生み出した文化を共有の遺産として保存しようとする時代となる。」しかし、「保存することの意義それ自体は、あたかもタブーであるかのように、問われることはない」（荻野、2000：201）

(3) 荻野は、そもそも他人のモノであるはずの「文化財」を、なぜわれわれは「保存しなければならない」と思っているのか、という根本的な問いかけを行っている。荻野はこのような「保存」という行為を成立させる欲望を「博物館学的欲望」とよぶ。それは以下のようなふたつの特徴をもつ欲望だという。第一に、「博物館学的欲望は、一度手に入れたモノを手放すことを拒否して、それを永久保存しようとする。」「モノは再利用されることも、廃棄されることも、また廃棄の際に供養の儀礼が行われることもない。モノを永久保存することで、時間を凍結するのである」。第二に、博物館学的欲望は、「本物を探し求める」という。「モノは稀少であり、できれば、他にはない唯一無二のもので、しかも再び、それを生み出すことがきわめて難しいものでなければならない」。

(4) このことを荻野は博物館学的欲望の主体と対象が同一であるパターンとして捉える。文化遺産化現象は、これまで保存しようとする「主体」と「対象」と保存を推進し、後ろ盾となる公共機関（たとえば国家やユネスコ）の三極構造があり、主体と対象の間には歴史的に不均衡な関係が築かれてきたという。しかし近年、エコミュージアムのように地域住民がみずからの過去を保存しようとする主体と対象の同一化が起こっているという。また後ろ盾にとどまらなくなった公共機関も含めて荻野は三極が相互浸透する構造に変容していると指摘する（荻野、2002：12-13）。

(5) もっとも、このことを示したのは有賀喜左衛門が民俗学がどうあるべきかを論じた以下の箇所であった。「生活は時代の必要に応じて変化するものであって、新しい時代に順応することは自己を見失い易いから一方には弊害を伴うが、全体から見ればそれは必然的勢いである。もちろんこういう場合に懐古趣味者-これは種々の形で現れる-の慨歎が頻繁になるのは事実であるが、これらの人々の良しとする民俗でも新しい生活に不適當だから顧みられなくなるのである。中には後になってそれまで捨てなくてもよかったと思われるようなものもあるが、そういうものもたいていは生活の主流に直接関係する力ではなかったから捨てても差し支えがなかったのである。懐古趣味的民俗学者はわずかに残った古俗が消えてしまえば民俗学が成立せぬように考える。消ゆべき運命ならばそれを人為的に残したところで残し完うせるかは疑問である

し、内心の要求は別のところにありながら無理強いされてそれを残さなければならない人々こそいい迷惑というものである。無生物なら博物館に収められても不平はないだろうが。-中略-もし生活が変化するので古俗が絶えてしまうから民俗学が不可能だとすれば、民俗学などは成立しなくてもよい。われわれにとって民俗学を失うより生活を失う方がさらに苦痛である。生活はこのような趣味のために存在するものではない」(有賀、2001 初出[1929]: 29)。

(6) 本稿は2001年4月3～5日、2005年8月12～15日、11月15～20日、2006年3月27～31、8月13～17日のフィールドワークおよび資料にもとづいている。

(7) 「太鼓踊り」は五木村の中心部にある田口集落、下谷集落でもそれぞれ独自のものが踊られていたが、現在では集落の年中行事としてではなく、保存会を結成して村の祭り(産業祭のような性格をもつもの)でのみ踊られている。また五木村の中心部は川辺川ダムの水没予定地となったため、現在では田口、下谷という集落自体が存在しなくなってしまった。現在では頭地地区の保存会が田口の「太鼓踊り」を継承している。

(8) 梶原の「太鼓踊り」は、集落のかつてのダンナ家(元は椎葉氏宅、現在は坂口氏が居住)の庭から始まり、集落を横切る道や、神社の前の広場(以上が迎え日の14日)、公会堂前(遊び、送りの15、16日)で踊られている。ダンナ家とは、五木村で集落の焼畑経営を行ってきた広大な土地を所有する地主の家をさす。自前の土地をもたない、もしくはわずかの土地しかもたない家々にとっては、20～30年という休閑期を要したという焼畑耕作において、広大な土地を持つダンナ家に耕作権を得るため頼らざるをえない関係にあった(五木村学術調査団、1987: 38-44)。五木村のダンナ家の最も古い記録は明治5年の壬申戸籍に遡る。ただし梶原のダンナ家は椎葉氏であったが、60年代に山林経営に失敗し、現在は梶原集落に居住していない。現在、かつてのダンナ家に住んでいるのは代々梶原に住んできた坂口氏で、もとは集落内の別の場所に住んでいた。椎葉氏がいたところから変わることなく、庭には稲荷と氏神の堂があり、「太鼓踊り」はこのかつてのダンナ家の庭から踊り始められる。

(9) かつては盆だけではなく、八朔(陰暦の八月一日)、雨乞いの時にも踊っていたという。

(10) かつては16曲あったと伝えられる梶原の「太鼓踊り」のレパートリーだが、現在の踊り手が記憶とどめる曲目は「山鹿燈籠」、「鳴子舟」、「四節」、「吉野」、「むつの」、「道楽」、「初精霊」、「臼太鼓」に現在踊られる「東の山」「若君様」「きよきぞめ」の三曲（＝カミの曲といわれる）をあわせた十曲である。本来、初盆のときには「初精霊」という曲目が初盆を迎えた家のために踊られてきたが、縁起をかついでか、稽古することが禁じられていたためこの曲も忘れ去られてしまった。現在では代わりに初盆のための曲をカミの曲の三曲のうちの一（不明）に決めて踊られている。多くの曲が忘れられてしまったが、踊り手のなかにはそのような曲譜んじてすべて歌うことのできるも者もある。したがって現段階では三曲しか踊られず、踊り手も4名になってしまったが、今後曲が増える可能性もまったくないというわけではないようである。

(11) 「太鼓踊り」が始まるとこの陣形が一行になったり、円になったりする。踊り手が16名より多かったときには、この陣形に列を増やして踊っていた。

(12) 三浦校区に属するのは梶原、吐合（はきあい）、小原、下梶原、竹の川、入鴨の六集落である。ただし下梶原に関しては、かつて三浦小学校の下梶原分校が平成七年まで開校。現在は「休校中」となっている。

(13) 2004年の盆まで踊り手は八名あった。七世帯より八名の踊り手を出していた。しかし後述するようにその年、一人の踊り手が亡くなったため、その家は2005年に初盆を迎えることとなり、それ以降踊り手を出すことができなくなった。

(14) ただしここで川田があげる文字の機能とは、あくまで「声で語られるものと文字で書かれるもの相互の関係について、叙事詩的志向と年代記的志向という二つの極限概念を仮説的に設定した」（川田 2001 初出 [1992] : 224）ものであり、文字一般の普遍的な機能をあげているわけではない。

(15) 荻野は仏像などの文化財が本来もっていた社会秩序維持の機能について、「追憶の秩序」として触れている(2002:2)。荻野はその秩序を死者や未知なるものと共同体との関係に限定して論じているが、本稿では死者と共同体とに限らず、共同体の家と家との相互関係を含んだ社会秩序を指している。

第六章

過疎集落の存続志向性から捉えたムラの存続条件

1. ムラの存続実践

第二章から第五章にかけて、消滅の可能性に瀕することになった山村のムラの存続実践から、彼らにとってムラが存続するとはどのようなことを条件としていたのかを明らかにしてきた。存続をあやぶまれたムラの創造的実践からムラの存続条件を考察したのは、すでに第一章で述べたように、イエの生産様式を基底とするムラの実践型から、その「残存」や「遺制」を探し求めるのではなく、“今あるムラ”からその存続原理を明らかにすることを試みたかったからである。その理由は、繰り返しになってしまうが、あくまで「ムラの消滅」がそこに住む人びとにとってどのような問題であるのかということからムラが存続するうえでの条件を明らかにしたかったからである。仮にもしムラの解体ないし消滅が、そこに住む人びとにとって何ら問題ではなかったとすれば、ムラの存続条件自体を議論することも意味のない作業になってしまうことだろう。とはいえ、本稿の試みはイエの結合形態や生産様式の変遷を十分に顧みることなく、ムラそのものがどうあろうとしているのかをそのまま捉えた粗雑な方法であることは否めない。けれども、イエがもはや生産的な意味で相互に結合する必然性を失ってしまっていた時、少なくとも三百年以上もの歴史を重ねてきたムラが、消滅の可能性に瀕してなお存続しようとする志向性もまた、ムラの解体を論じる上で見逃されてはならない一側面であると考えられる。

ここまで四つの山村のムラの事例を通して考察してきたが、各章がやや独立した傾向が強くなってしまったため、もう一度各章で明らかにしたムラの存続条件について、少し抽象度を上げて整理しておきたい。

第一章では、ダムの水没予定地となったムラにおいて、ダム計画がいかにムラの人びとの関係に作用していったのかを明らかにした。この章では、ムラの存続志向性の内実よりも、ダム計画がいかにムラの人びとの関係を成立不能にしていったのか、その過程の記述に偏ってしまった。しかしこの過程がダム計画によってもたらされた急激なムラの過疎化の内実であり、40

年を経てなお迷走をつづけるダム計画が、いかにイエとムラを決定的に断絶させたかを具体的に示す記述であると考えた。けれどもこのような過程において、離村せずに残ることを決めていた人びとは、ただムラが解体しつつあるのを傍観していたわけではなかった。ムラの人びとは三つの異なる立場の水没団体に分かれざるをえなかったものの、ムラがムラとして成立しうるような関係性を維持／生成しようと努めていた。具体的にはそれぞれのムラで、ダムに関する話題を排除することによりダム計画への立場の違いをムラに持ち込ませず、三団体が激しく対立していた時期においても、年中行事や常会を一度も途切れさせなかったのである。水没団体は、いわば「賛成」、「反対」、「条件付き賛成」と、ダム計画といかに向き合うかを掲げつつ、当時の建設省と生活保障の交渉を行なう組織でもあった。したがって水没予定地の住民にとっては、いつどれほどの水没補償を受け取るようになるのかを左右する組織なのである。ダム計画の到来以降、これほど生活において重要な意味をもつ運命共同体が一方に存在するなかで、なお並行して頑なに存続できるか不明であったムラが30年以上の間維持されていたということは、意外な事実といえる。そして、三つに分かれていた水没団体は、最終的にそろって「早期着工」を訴えるに至る。しかしこの立場表明の内実は、既述したようにダム本体の着工そのものを志向したのではなく、上手の代替地へ移転を住ませた人びとと、これまでの集落に残り続ける潜在的離村者が、そろって同一のムラの成員として共存できることを志向した、言遂行的な「早期着工」表明であった。すなわち、ダムの「早期着工」表明そのものが、潜在的離村者をいつまでも抱えつづけるムラをムラたらしめる実践となっていたのである。

ムラの常会や行事においてダムの話題を排除することによるムラの維持と、三団体の「早期着工」表明の実践に通底しているのは、ムラの関係性を生成しつづけるために共有する時間軸の確保と解釈することができるように思う。ダム計画によって、人びとはこれからも相互にムラで暮らしていくかどうか不明な住民（＝潜在的離村者）となり、なおかつダム計画の先行きが不透明となることで、水が張られるまで既存の集落に残り続けたい人びとと、すでに代替地へと上がった人びとの間には、いつ同じムラで暮らすことになるのかが不確定な関係となった。つまり、将来を共有する同じムラの成員であるのかが不確定な関係となってしまったのである。このような事態に照らしあわせれば、彼らがムラが存続／生成するための条件としていたのは、大挙離村と高齢化によって「一代限りのムラ」といわれながらも、今後も同じムラに住み続けるという確証であり、言い換えればムラの将来の共有可能性であったといえる。

同様に、第三章で小規模なムラがダムの水没予定地となるや否や、住み慣れたはずの場所から急いで移転しなければならなかったのも、このムラの将来の時間を共有可能なものにしておくためであったと解釈できる。ムラの小ささゆえ、ダムの水没予定地となることは、離村者の数によっては文字通り集落が消滅しかねない事態であった。しかし、三分の二の世帯を失いつつも、行政村に止められてまで急いで同時に移転することにより、連続的に移転前と同一のムラでありつづけようとしたのである。しかしこのムラの存続実践は、代替地移転という契機にだけ展開されたのではなかった。第二章において記述したムラの存続実践は、「早期着工」表明を介した言遂行的行為、というやや“消極的”なものにとどまってしまったが、第三章ではその内実をより具体的に埋めるべく、代替地へ急いで移転してから後、人びとにとってムラがどうあらねばならないと捉えられていたのかを具体的な実践を通して記述することを試みた。

第三章で述べたように、その具体的な実践とは「炭焼き」という生産行為を介したものであった。消滅を免れたムラの人びとがニュータウンのような代替地へ移転してから十年を経過し、ふたたび「移転後十年を経過したにふさわしいムラ」にするため、彼らはふたたびムラ仕事として「炭焼き」をはじめていった。ここには興味深い逆説がある。第一章で繰り返し述べたように、これまで農村社会学において、ムラはイエの生産における結合の必要性から説明されてきたが、このムラで展開したのは、人びとにとってあるべきムラの関係性を生成させることを意図した、「炭焼き」という生産行為だったからである。ここでは経済的には必然性を失っている生産行為が、ムラを結合させる契機として作為的に利用されているのである。

ではなぜこのムラの人びとは「炭焼き」をはじめなければならなかったのか。移転後わずか14世帯になってしまった集落が再びあるべきムラとなるための条件がどのようなものであったのか、もう一度確認しておきたい。それは、移転補償によって、厳密な土地の所有関係に線引きされてしまっていたムラの土地に、「炭焼き」を介してムラ仕事として働きかけることであった。この一片の私有地への働きかけは、炭焼き窯がムラにうまれることによって、ムラの誰もがいつ立ち寄っても不自然ではない場所を創出した。すなわちムラ仕事を介して、誰もが無目的に集いような場所をうみだす営みであった。そしてこの場所で人びとは、日常的かつ無目的に近接可能な関係を成立させたのである。移転補償によっていったん貨幣量化(内山、1988: 118)された代替地では、人びとは登記簿上の土地所有関係にコントロールされ、年寄りの衆は家の外に居場所を失い、住民同士も特に用がなければ近接できなくなっていた。ムラ

仕事としての「炭焼き」という小さな営みはしかし、移転補償後の土地所有関係のなかに閉塞してしまっていたムラの人びとが、実際の働きかけにもとづいてムラの土地を所有していくという試みであった。つまり、ムラの土地にムラ仕事として働きかけることによって、実態としての所有関係を優位とする場所を創出していたのである。「炭焼き」は、新しいムラのごく限られた一部の土地で営まれているにすぎないが、ムラ人相互の了解によって、登記簿上ではなく実態としての位相に土地の所有関係を成立させているという意味で、あらたな試みであった。すなわち、登記簿よりも実態の位相における利用（＝働きかけ）を優位とした、ムラの土地の領有可能性と言い換えることができるだろう。

整理しておくとして、第三章で明らかにしたムラの存続条件とは、ムラには人びとが無目的に近接可能な場所が備わってなければならなかったということ、そしてムラの土地はムラびと相互の了承や働きかけといった関係性にもとづいて領有されていなければならなかったのである。

結果的に、第三章で示したムラの存続条件は、第四章がその傍証となっている。この章はダム計画ではなく、大規模な震災によって過疎の進んでしまったムラの存続実践を考察したものである。地震によって壊滅的な被害にみまわれた後、このムラでは約半数の世帯が離村することになったが、残りの半数の世帯の人びとは、以前の集落には住むことができなくなってしまったにもかかわらず、「先祖の土地」だから、というロジックを伴いながら豪雪地帯であり過疎地でもあるムラへと帰っていく。厳密には至近の高台の集団移転地へと「帰る」ことになった。このムラの人びとは、集落の避難勧告が解除されるまでの三年間、仮設住宅で過ごすことを余儀なくされた。そして、各世帯が帰村を決意する、ということの集会的結果がまずムラの存続の前提条件となった。しかし、仮設住宅に避難した直後から、人びとは全村避難の指示が出されるなか、家の雪下ろしや田畑の作付け、神社や墓の修復、山菜とりなどのために集落へと頻りに足を運んでいた。このムラにおいても、田畑の作付けという生産行為は、生産を目的とするよりも、長期間田畑が放置されることによって「山に還ってしまう」ことをくい止める意味をもっていた。そして田畑に限らず全ての世帯が全壊となった屋敷地に対しても、二度とは住めないにもかかわらず雪下ろしや草取りなどを欠かすことはなかったのである。このような、あたかも働きかけ続けることそれ自体を目的にするかのような行為は、ムラが山へと還ってしまわないための実践という意味で、この集落の人びとにとってムラを存続させるということの内実でもあった。つまり、田畑の作付けや山菜採りは、生産／採取行為ではあるが、実際には

その働きかけによって屋敷地や田畠そのもの、そしてその集合的結果としてムラそのものを維持／存続させていたのである。このようなムラの土地の所有のあり方は、「先祖に申し訳ない」という負い目に現れているように、単なる地盤所有権の帰属を超えて、放置することが「もったいない」「申し訳ない」という感覚によって支えられている。すなわち、かつては「先祖」が生計を支える主要な生産資本として働きかけてきた田畑や屋敷地に対して、震災後もなお働きかけつづけるということがこのムラの人びとにとって「帰る」ことを意味していたのであり、ひいてはその集合的結果がムラの存続だったのである。このような土地所有のあり方は、小経営体としてのイエの家産を想起させる。かといって、このような先祖への負い目や責任にもとづいた田畠や屋敷地の維持は、第四章で既述したように、単に世帯ごとの営みにとどまらないものであった。それは、ムラを去ってしまった人の田畠の作付けを、他のムラびとが引き受けたり、もはや住まなくなってしまった屋敷地跡に対しても、集落へ帰るムラびとに畑作を頼むといった行為に現れていたように、「先祖の土地」は家の土地の延長上に、ムラの土地でもあったのである。すなわち、もはや住むことのできなくなったかつてのムラの領域は、ムラ人相互の依頼や引き受けによって、引き続き屋敷地にまでも働きかけられていたのである。

この激甚な震災にみまわれてしまった人びとにとってのムラの存続条件とは、田畠や屋敷地、神社や墓を含めたムラの領域に、絶え間なく働きかけ続けることであった。たとえ新しい集団移転地へ移り、もう住むことのできない田畑や神社だけのムラになってしまうとしても、ムラは絶えず働きかけつづけることで山へ還らせることなく維持されなければならなかった。この（家産の対義語としての）資産価値とは大きく異なる価値をもつムラの土地を、絶え間ない働きかけを介して所有することこそが、このムラの人びとにとってのムラの存続条件となっていた。そして住む場所を変えながらも、この働きかけを根拠としてムラは引き続き存続していると認識されていたのである。

四つ目の事例となった第五章では、唯一、長い時間をかけた自然減によって過疎にみまわれたムラをとりあげた。そのためこのムラは、ダム計画や震災とは異なり、突如として消滅の可能性に瀕したわけではなく、顕著な存続実践というものが現象したわけではなかった。しかしながらこのムラでは、これまで継承されてきた民俗舞踊が、過疎によって踊り手が不足することで途絶えてしまう可能性に向き合わなければならなかった。この踊りの「保存」をめぐる、ムラの人びとが譲ることのできなかつた継承条件を明らかにすることで、踊りを介して人びと

が維持されなければならないものとしていたムラの秩序を考察した。

五章で述べたように、このムラでは居住する世帯がわずか八世帯となり、踊り手も四人にまで減ってしまうことで、近い将来踊りが途絶えてしまうことが予想された。そこで同じように過疎に悩む近隣の住民が、学校区を単位としてこの踊りを継承していくことを申し出た。小学校区で継承していくことで、踊り手は大幅に増加することが考えられたし、踊りもそれだけ「延命」することができると考えられたからである。しかしながら、踊りを継承してきた人びとにとっては、そのような踊りの「保存」は、踊りを介して維持／生成されてきたムラの秩序を侵害してしまうことに他ならなかった。なぜなら、このムラで継承されてきた踊りは、ムラの先祖への返礼行為であり、またムラに住む人びとの間での初盆ごとの慰めの交換行為でもあったからである。このような行為に踊りの存在意義があったため、外部から踊り手を増やすことによって踊りの「延命」を図ることは許されないことだったのである。むしろ、本来の踊り手が四人にまで減ってしまっていたからこそ、踊りの延命や公開は受け入れられないことであった。踊りが近い将来途絶えてしまう可能性を引き受けながらも、このムラで維持されなければならないのは、返礼行為を介したムラの先祖との関係であり、交換行為を介したムラの人びとの関係であり、死者を含めたムラの秩序そのものだったのである。どれだけ人が減ってしまったとしても、このような関係と秩序が維持されることがこのムラがムラでありつづけるための条件として捉えられていたのである。

二章から五章まで考察してきた四つの事例は、一見ばらばらの原因によってそれぞれのムラが存続困難に直面しているかのように思われる。しかしどの章も、ダム計画、震災、そして自然減という、三つの異なる変数を介して顕在化した“ムラの過疎”という同じ現象を考察してきたつもりである。すなわち、本稿が事例としてきた山村のムラは、いずれもダム計画や震災が、そのままムラの消滅の契機となってしまうような場所だったのである。そしてどのムラも山村の山深くに位置しながら、少なくとも300年以上の歴史をもつ場所ばかりであった。それほど長い歴史をもってきたムラが消滅の可能性に瀕しているという事態は、“山村の過疎”という「ありふれた」問題が、都市部／農山村部といった特定の空間形態にのみ偏在する問題では決してないことを教えてくれるのである。ではムラの消滅とはいったいどのような問題だったのか。

2. ムラの消滅はどのような問題か

改めて二章から五章にかけて示した、消滅の可能性に瀕したムラの存続条件を概観してきた。その際本稿が採用した方法を、ここでより抽象度をあげて説明してみれば、ムラの成員であるイエがどのように結合しあっているのかということからではなく、ムラがどのような秩序をもった社会であるのかという視点からのアプローチであったといえるのかもしれない。ひいては、消滅に瀕したムラの人びとが、どのような社会を維持しようとしていたのかを明らかにしようとする方法であったといえる。そして、ムラという小さな社会単位が、人びとにとってどのようにあるべきと捉えられていたかということが、本稿がいうムラの「存続志向性」であったと定義できるだろう。しかしむろん、ムラは生産関係において、確かにイエが相互に結びつく必要性があったのだから、丹念な調査と長い時間軸をとったムラの変遷を検証してきた仕事に比して、本稿は存続しようとするただそれだけを根拠に、ムラをムラのまま捉えようとした粗い方法であることは否めない。しかし本稿がこのような方法をとった理由は、実際にムラで人びとが何を問題としているのかというところからその存続原理を考えたかったからである。つまり、ムラの消滅がいったいどのような問題であったのかという問いに答えるための方法だったといえるだろう。

では消滅の可能性に瀕した四つのムラの考察から、端的にムラの消滅がどのような問題であったのか、定義を試みれば、それはムラで長い時間をかけて培われてきた規範や技能、秩序が、通用しなくなってしまうという問題だったといえるのではないだろうか。つまり、ムラで長い時間をかけてたえず改変／生成されてきた、生活するうえで必要とされる規範や技能、秩序が、もはや通用しないもの、あるいは価値のないものとして同じムラ人に認識されてしまうという問題である。本稿がとりあげてきた事例にひきつけて考えてみれば、とくにダム計画や震災などによって、突如一斉にムラを離れるか否かを選択するということは、それぞれの世帯がこれから暮らしていく社会を選択する契機と言い換えることができる。誰も互いの家のことについて口出しすることができないその選択は、今後もムラで培われてきた規範や秩序、技能が存在する社会で生きていくのか、それともそれらの通用しない、異質の社会で生きていくのかを選ぶことだからである。するとムラに残ることを決めた人びとにとっては、ムラを去るという選択は、単に家や人の数が減って寂しいということ以上に、ムラが備えてきた秩序や規範の拒否

として受け止められることになるだろう。実際には「みんなそれぞれの生活があるのだから仕方がない、仕方がなかったのだ」と口々に語られ、ムラを去っていく人を蔑むような声を幾度も耳にしたわけではない。しかしムラにこれからも生きようとする人びとにとっては、ムラを去られることは、やはりムラが「住むに値しない場所」として認識されるということに他ならないのである。もちろん日本にあまねく存在するムラを、単純に同質の社会として扱うことは避けなければならないが、ひとまず一定の土地への定着性の高い（細谷、1998：130）小社会として限定してみれば、ムラが備えている規範や秩序の性格をひとつ挙げることができる。それは、まさにその土地への定着性を前提条件とする「時間的普遍性」に価値をおく規範や秩序である。

「時間的普遍性」とは、一定の場所でしか通用しない普遍性のことであり、哲学者内山節による概念である。内山（1988：234）は、普遍性をふたつの軸において以下のように捉えている。ひとつは近代技術がその基底としている「どのような場所においても通用する」ことに価値をおく「場所的普遍性」である。そして、もうひとつは「時間を超えて普遍的なもの」、すなわちどれほど時を経ても通用することに価値をおく「時間的普遍性」である。したがって反面、「場所的普遍性」は時を経るほどに通用しなくなり、「時間的普遍性」はある一定の場所においてしか通用しないということになる。そして内山は端的に、「場所的普遍性」による「時間的普遍性」の否定こそが近代であったと述べている。この内山の提出するふたつの普遍性からふたたびムラの規範や秩序を捉えてみると、ムラが特定の土地への定着性の高さをその特質とするならば、ムラには少なくともその場所にとどまって暮らす限り、生活に困ることのないような、時間的に普遍であることに価値をおく技能や規範や秩序が培われてきた社会といえるのではないだろうか。そしてそのような技能や規範や秩序が、同じムラ人によって通用しないもの、価値のないものとして認識されるということが、ムラが過疎化していく、つまりムラが消滅するという問題に他ならなかったのではないだろうか。

本稿が考察の対象としたムラは、いずれも文書で確認できる限りにおいて少なくとも300年以上の歴史をもつムラばかりであった。そのようなムラは決して日本で珍しくはないのだろうし、より長い歴史をもったムラも少なくないのであろう。しかし、そのようなムラが高度経済成長期以降、一貫して消滅しつづけているということは、素朴に衝撃的な事実であった。300年のスパンで捉えてみても、わずか50年たらずの間に多くのムラがにわかに消滅しはじめたとい

うことは、それだけムラが備えていた秩序や規範が通用しないと判断されはじめたと捉えることができるだろう。もちろん、かつて人びとはムラという共同体の中でだけ暮らしてきたのではないし、衣食住や冠婚葬祭、すべてをそこでまかなうことのできた米山（2006：396）のいう「小宇宙」としてのムラに還るべきだと主張しているのでもない。「時間的普遍性」はあくまで理念型であるし、実際のムラにおいては、人びとは農業に「場所的普遍性」をそなえた農薬や化学肥料、農機具といった技術を積極的に採用しているのが普通である。しかし人びとがそこに住みとどまりつづけるかぎり、「時間的普遍性」に価値をおく技能や規範、秩序はたえず改変されながらその有用さゆえそこになんらかの形で息づいているであろう。第一章で述べたように、ムラの消滅が「当該地域に残り住むことを望んでいる人々」（岩谷、1989）にとっての問題であるなら、それはそのムラにおいてのみ通用する、「時間的に普遍」であることに価値をおいた規範や秩序、技能が否定され、維持できなくなってしまう問題であるといえるのかもしれない。というのもムラが時間的普遍性に価値を認めなくなることによって、それはいくらかでも他と代替可能な場所と化してしまうからである。

これまで、過疎にさいなまれる山村のムラは、戦後資本主義経済以降のあまりもの変貌により、ムラから何が失われていったかばかりに目をうばわれていた傾向があったかもしれない。農村社会学が注目してきた家の変容過程や「むらの解体」をめぐる諸研究にも、そのような傾向は否めないだろう。しかし本稿は、ムラに何が欠落しているのかという視点からではなく、ムラがなにを備えた社会であるのかということから、人びとが実際に維持しようとするムラを捉えていく試みであった。最後に、四つの事例の考察から提出した「ムラの存続条件」をまとめるとするなら、その場所にとどまることを前提とした「時間的普遍性」への信頼といえるのかもしれない。だからこそムラがダムの水没予定地と化したり、激甚な震災に見舞われた後も、ムラにとどまった人びとは様々な実践によって同一のムラたろうとしたのだといえる。つまり、これまで培われてきた技能や規範、秩序が、移転後も変わりなく通用することを疑わなかったからこそ、彼らは同じムラを維持しようとしていたということである。そして最後の章でとりあげた踊りについても、踊りを介した返礼／交換によって築かれてきたムラの秩序は、たとえ踊り手が途絶えてしまったとしても、これまでと同一の関係性において維持されなければならなかった。このような実践も人びとにとってのムラの過去への信頼が前提となっている。

このようにいってしまえば、やみくもに伝統を信頼することの良さを強調しているかのよう

に受け止められるかもしれない。しかし、一定の場所への定着性を特徴とした、理念型としてのムラの特質としてあくまで「時間的普遍性」への信頼を挙げているのであり、やみくもにムラの伝統的な規範や秩序を信頼することを奨励しているのでは決してない。ただ、本稿は有賀(1958[初出]:160)のいうように「社会規範は個人の総意を制約することは明らかであっても、個人を拘束する側面だけを強調することは誤りである。他の側面では規範は個人の行動の地盤であって、個人の創意はこれを媒介とせずにはあり得ない」ものとして規範や秩序を捉えている、とっておこう。

3. 残された課題

本稿が試みた方法は、いずれの事例もムラが消滅可能性に瀕するという、いわばムラの存続を脅かされた非常事態の実践をとりあげているという意味で、ムラの平常を見ようとしな、ごく限られた一面をとりあげているに過ぎないのかもしれない。したがって、存続を脅かされるような局面において考察されたムラの存続志向性を素材としている限りにおいて、本稿の知見は非常に限定的なものとなっているだろう。また「人びとにとっての問題」から考えようとするあまり、農村社会学が長い時間をかけて抽出してきた日本の文化的型としてのイエやムラから、あまりにも学ぼうとしないムラの捉え方であったように思う。いずれの弱点も、本稿の方法が歴史や変遷過程の記述を欠き、時間軸を含んでいないことに起因しているように思われる。今後の課題としたい。

引用・参考文献

- 安孫子麟、1966、「研究動向 経済学」、村落社会研究会編『村落社会研究 第一集』塙書房
- 安孫子麟、1971、「村落社会研究の課題と方法」、村落社会研究会編、『村落社会研究 第七集』塙書房
- 安孫子麟、1976、「過疎農村における農業の解体と再編」、斎藤晴造編『過疎の実証分析』法政大学出版局
- 安孫子麟、1976、「北海道山村における挙家離農と農業経営の再編過程 -北海道上川支庁占冠村-」、斎藤晴造編『過疎の実証分析』法政大学出版局
- 安孫子麟、1994、「現代農村の生産関係と社会関係 -ムラ・イエの解体論をめぐって-」『社会学年報』23 卷
- 安孫子麟、2004、「二十一世紀からみた村研の五〇年 -村研五〇周年記念講演-」、日本村落研究学会編、『村落社会研究 39 21 世紀村落研究の視点 村研 50 周年記念号』農山漁村文化協会
- 安達生恒、1973、『“むら” と人間の崩壊』三一書房
- 安達生恒、1979、『むらの再生 -土地利用の社会化-』日本経済評論社
- 安達生恒、1981、『過疎地再生の道』日本経済評論社
- 足立重和、2000、「伝統文化の説明-郡上踊りの保存をめぐって」、片桐新自編、『歴史的環境の社会学 (シリーズ環境社会学 3)』新曜社
- 足立重和、2004a、「ノスタルジーを通じた伝統文化の継承-岐阜県郡上市八幡町の郡上踊りの事例から」『環境社会学研究』10
- 足立重和、2004b、「地域づくりに働く盆踊りのリアリティ-岐阜県郡上市八幡町の郡上踊りの事例から」『フォーラム現代社会学』3
- 相原進、2005、「農村・過疎地域における民俗芸能の保存活動 -滋賀県多賀町『大君ヶ畑かんこ踊り』を事例として-」『立命館産業社会論集』: 71-90
- 秋津元輝、2000、「二〇世紀日本社会における『山村』の発明」、日本村落研究学会編、『年報村落社会研究第三六集』農山漁村文化協会: 151-182
- 有賀喜左衛門、2001 (初出 1929)、「民俗学の本願」、「都市社会学の課題」『有賀喜左衛門著作集

八』未来社

有賀喜左衛門、2001（初出 1959-67）、「日本における先祖と氏神」、『有賀喜左衛門著作集 七』

未来社

有賀喜左衛門、2001（初出 1958）「村落の概念について」、「同族団と親族の理論」、「村落社会の

理論」、「村落研究をめぐって」、『有賀喜左衛門著作集 十』未来社

ブルデュー・ピエール、1993、『資本主義のハビトゥス-アルジェリアの矛盾』藤原書店

藤田佳久、1981、「わが国における山村研究の系譜と山村の概念」、『山村研究年報 第2巻』五箇

山山村研究センター

藤田佳久、1998、『日本山村の変容と整備論』地人書房

藤田佳久、2002、「日本・山間地域の集落と過疎問題」『科学』Vol. 72 No. 12 : 1284-1288

福田アジオ、1968、「『ムラ』とは何か -民俗学における村落研究の動向と問題点-」、『民俗学評

論』3号 : 50-66

福田アジオ、2006、「市町村合併と伝承母体 -その歴史的概観-」、『日本民俗学』245号 : 3-17

福田珠己、1996、「赤瓦は何を語るか-沖縄県八重山諸島竹富島における町並み保存運動」『地理

学評論』69 (9)

福岡賢正、1994、『国が川を壊す理由 -誰のための川辺川ダムか-』葦書房

船橋晴俊・長谷川公一・畠中宗一・勝田晴美編、1985、『新幹線鉦害-高速文明の社会問題-』

有斐閣

船橋晴俊、1998、「開発の性格変容と意志決定過程の特質」船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子編

『巨大地域開発の構想と帰結-むつ小川原開発と核燃料サイクル施設-』東京大学出

版会

古川彰、2004、『村の生活環境史』世界思想社

浜本篤史、2001、「公共事業見直しと立ち退き移転者の精神的被害-岐阜県・徳山ダム計画の事

例より-」『環境社会学研究』7:174-189

半田良一編著、1981、『山村問題と山村対策』ミネルヴァ書房

橋本和也、1999、『観光人類学の戦略-文化の売り方・売られ方』世界思想社

平井晶子、2003、「近世農村における世帯の永続性 -歴史人口学的分析-」『家族社会学研究』15

(1) : 7-16

- 保母武彦、2002、「過疎の現状と課題」、『地域開発』vol.449：2-6
- 堀川三郎、1998、「歴史的環境保存と地域再生-町並み保存における『場所性』の争点化-」船橋晴俊・飯島伸子編『講座社会学 一二 環境』東京大学出版会：103-132
- 堀川三郎、2000、「運河保存と観光開発-小樽における都市の思想」、片桐新自編、『歴史的環境の社会学（シリーズ環境社会学3）』新曜社：107-129
- 堀川三郎、2001、「景観とナショナル・トラスト-景観は所有できるか-」、鳥越皓之編、『講座環境社会学-自然環境と環境文化-第三巻』有斐閣：159-189
- 細川弘明、1999、「先住民族運動と環境保護の切りむすぶところ」、鬼頭秀一編、『環境の豊かさをもとめて-講座 人間と環境 第十二巻』昭和堂：168-189
- 細谷昂、1998、『現代と日本農村社会学』東北大学出版会
- 細谷昂編、1993、『農民生活における個と集団』御茶の水書房
- 飯島伸子、1998、「女性の環境行動と青森県の反開発・反核燃運動」、船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子編、『巨大地域開発の構想と帰結 -むつ小川原開発と核燃料サイクル施設-』東京大学出版会
- 池田寛二、1987、「モラル・エコノミーとしての入会とその現代的意義-兵庫県下の生産森林組合の動向を中心にして-」、『人文研究』16（千葉大学文学部）：25-72
- 池田寛二、1988、「モラル・エコノミーの射程-農業問題への歴史社会的視座」、『思想』773号：175-201
- 池上甲一、2000、「日本農村の変容と『二〇世紀システム』 -農村研究再発見のための試論-」、日本村落研究学会編、『村落社会研究 36 日本農村の「20 世紀システム」 -生産力主義を超えて-』農山漁村文化協会
- 今田高俊、2001、『意味の文明学序説 -その先の近代-』東京大学出版会
- 諫早干潟・川辺川ダムから海を考える会、2001、『よみがえれ、宝の海 -有明海・諫早湾- 不知火海・球磨川と漁民たち-』岩波ブックレット No. 539、岩波書店
- 伊藤勝久、2005、「居住によって発揮される多面的機能 -居住の条件と地域資源管理-」『農業と経済』第71巻 第3号：35-45
- 五木村民俗調査団、1993、『五木の民俗』五木村役場
- 五木村総合学術調査団、1987、『五木村学術調査 人文編』五木村役場

- 岩本由輝、1965、「『むら』の解体 -商品経済の進展と村落共同体-」、『村落社会研究 第一集』葦書房
- 岩本正弥、2006、「現代山村経済と過疎」『日本民俗学』245号：34-49
- 梶田孝道、1998、『テクノクラシーと社会運動 -対抗的相補性の社会学-』東京大学出版会
- 片桐新自、2000、『港町の活性化と保存-輛の浦を対象にして』、片桐編、『歴史的環境の社会学（シリーズ環境社会学3）』新曜社
- 川辺川ダム対策同盟会、1990、『あゆみ』私家版
- 川辺川ダム対策同盟会、2001、『あゆみ』私家版
- 川辺川利水訴訟原告団・川辺川利水訴訟弁護団編、2000、『ダムはいらない -球磨川・川辺川の清流を守れ-』花伝社
- 川森博司、1996、「ふるさとイメージをめぐる実践-岩手県遠野の事例から-」、清水昭俊編、『思想化される周辺世界（岩波講座文化人類学12）』、岩波書店
- 川森博司、2001、「現代日本における観光と地域社会-ふるさと観光の担い手たち」『民族学研究』66（1）
- 川本彰、1973、『農村投資の社会効果』龍溪書舎
- 川本彰、1983、『むらの領域と農業』家の光協会
- 川本彰、1993、「いえとむらの存在根拠」、財団法人日本農業研究所編『いえとむらの農政学』農村漁村文化協会
- 川田順造、2001 初出 [1992]、『口頭伝承論（上・下）』平凡社
- 国土交通省、2007、「過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査結果（中間報告）《平成19年1月》」
- 国土庁地方振興局、2000、「過疎地域等における集落再編成の新たなあり方に関する調査《平成11年12月実施》」
- 熊本一規、2000、『公共事業はどこが間違っているのか？ -コモンズ行動学入門-』まな出版企画
- 熊本日日新聞編集局編、2001、『山が笑う 村が沈む -ダムに揺れる五木の人々』熊本日日新聞社
- ルフェーブブル=アンリ、2000、斉藤日出治訳、『空間の生産』青木書店
- 町村敬志編、2006、『開発の時間 開発の空間 -佐久間ダムと地域社会の半世紀-』東京大学出版会

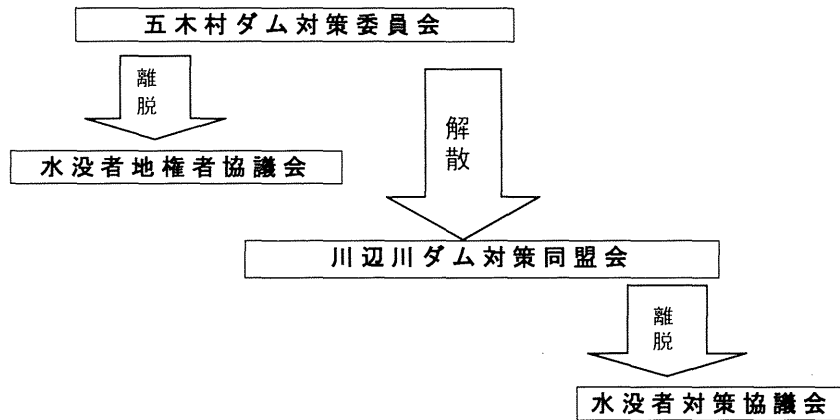
- 益田庄三編、1979、「第一章 過疎の一般的考察」『村落社会の変動と病理—過疎のむらの実態—』、
垣内出版
- 松田素二、1989、「必然から便宜へ—生活環境主義の認識論—」鳥越皓之編『環境問題の社会理
論—生活環境主義の立場から—』お茶の水書房
- 宮本憲一、1982、「社会資本論の今日的意義」宮本憲一 山田明編『公共事業と現代資本主義—公
共性を考える1—』垣内出版
- 宮本常一、2004、『村の若者たち—復刻版—』家の光協会
- 水岡不二雄、1999、「『連続性』と『分断』の相克と超克—地理学はいかにして批判の学たりうる
か』『現代思想』27(13) : 160-173
- 水内俊雄、1999、「総力戦・計画化・国土空間の編成」『現代思想』27(13) : 174-195
- 森田真也、1997、「観光と『伝統文化』の意識化—沖縄県竹富島の事例から」『日本民俗学 (209)』
- 麦島勝、2002、『川の記憶—球磨川の五十年—』葦書房
- 村田迪雄、1978、『ムラは亡ぶ』日本経済評論社
- 永野由紀子、2004、「『家』・『村』理論の射程をめぐる論点と課題」『山形大学人文学部研究年報』
vol. 1
- 長岡市復興推進室、2006、「帰ろう山古志へ」
- 中島弘二、1998、「林野における近代空間の生産—入会林野の政治経済学—」、荒山正彦・大城直樹
編、『空間から場所へ—地理学的想像力の探求—』古今書院 : 30-45
- 中村吉治、1956、「第一章 緒論」、中村編『村落構造の史的分析—岩手縣煙山村—』日本評論社
- 中村吉治、1957、『日本の村落共同体』日本評論社
- 中野卓、1966、『むら』の解体(共通課題)の論点をめぐってⅡ』『村落社会研究 第二集』塙書房
- 日本人文科学会編、1958、『佐久間ダム—近代技術の社会的影響』東京大学出版会
- 日本人文科学会編、1959、『ダム建設の社会的影響』東京大学出版会
- 新潟県中越大震災記録誌編集委員会編、2006、『中越大震災(前編)—雪が降る前に—』ぎょう
せい
- 新潟日報社、2005、『10.23 新潟県中越地震 1年の記録』新潟日報事業社
- 似田貝香門、1976、「住民運動の理論的課題と展望」松原治郎・似田貝香門編、『住民運動の論理
—運動の展開過程・課題と展望—』学陽書房

- 乗本吉郎、1989、『過疎再生の原点 -物的整備よりも基盤づくりを-』日本経済評論社
- 乗本吉郎、1996、『過疎問題の実態と論理』富民協会
- 帯谷博明、2004、『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生 -対立と協働のダイナミズム』昭和堂
- 小川全夫、2005、「過疎地域への人口還流」『農業と経済』第71巻 第3号：53-60
- 荻野昌弘、1998、『資本主義と他者』関西学院大学出版会
- 荻野昌弘編、2002、『文化遺産の社会学』新曜社
- 遠城明雄、1998、「近代都市空間の形成と『社会的規律』 -1890～1920年代の福岡県門司港を事例として-」荒山正彦・大城直樹編、『空間から場所へ-地理学的想像力の探求-』古今書院：46-57
- 遠城明雄、1998、「都心地区の衰退と『まちづくり』活動をめぐって」、荒山正彦・大城直樹編、『空間から場所へ-地理学的想像力の探求-』古今書院：212-225
- 大森けんいち、2005、「集落消滅の社会的損失」『農業と経済』第71巻 第3号：25-34
- 大野晃、2005、『山村環境社会学序説 -現代山村の限界集落化と流域共同管理-』農山漁村文化協会
- 大野晃、2005、「限界集落 -その実態が問いかけるもの-」『農業と経済』第71巻 第3号
- 大城直樹、1998、「現代沖縄の地域表象と言説状況」荒山正彦・大城直樹編、『空間から場所へ-地理学的想像力の探求-』古今書院：198-211
- 太田好信、1993、「文化の客体化-観光をとおした文化とアイデンティティの創造」『民族学研究』57(4)』
- 太田好信、1998、『トランスポジションの思想』世界思想社
- 大内秀明、1976、「過疎対策の展開と本質」、斎藤晴造編『過疎の実証分析』法政大学出版局
- Relph, E., レルフ=エドワード、1999、高野岳彦訳、『場所の現象学-没場所性を超えて-』ちくま学芸文庫
- 斎藤晴造編、1976、『過疎の実証分析』法政大学出版局
- 桜田勝徳、1958(初版)、「村とは何か」『覆刻 日本民俗学大系 第3巻 社会と民俗 I』平凡社
- 桜田勝徳、1958(初版)、「村の構成」『覆刻 日本民俗学大系 第3巻 社会と民俗 I』平凡社
- 関礼子、1997、「自然保護運動における『自然』 -織田が浜埋立反対運動を通して-」『社会学評論』47(4):461-475

- 社会資本を考える研究会編、1999、『公共事業は果たして悪か -社会資本整備を問う -人文・社会学の発想から』日経 BP 社
- 島崎稔、1966、『『むら』の解体(共通課題)の論点をめぐって』『村落社会研究 第二集』塙書房
- Smith, R. J., スミス=ロバート、1996、前山隆訳、『現代日本の祖先崇拜 -文化人類学からのアプローチ』御茶の水書房
- 村落社会研究会編、1956、『村落共同体の構造分析』時潮社
- 村落社会研究会編、1959、『村落共同体論の展開』時潮社
- 総務省総合通信基盤局、2005、「条件不利地域の概要」(資料 1)
- 須藤功、2005、『写真集 山古志村 -宮本常一と見た昭和 46(1971)年の暮らし-』農村漁村文化協会
- 鈴木榮太郎、1968、『鈴木榮太郎著作集 第一巻 日本農村社会学原理 (下)』未来社
- 鈴木榮太郎、1968、『鈴木榮太郎著作集 第二巻 日本農村社会学原理 (上)』未来社
- 高橋ユリカ、2000、『誰のための公共事業か -熊本・川辺川ダム利水裁判と農民-』岩波ブックレット No. 516、岩波書店
- 高野和良・山本努、1995、「過疎地域の永続性をめぐる二つの問題」『季刊社会保障研究』Vol. 30 No. 4 : 384-398
- 竹田聰洲、1957、『祖先崇拜』平楽寺書店
- 武田篤志、2003、「アンリ・ルフェーブルの都市論・社会空間論-都市・空間プラチックの問題構成について」『社会学研究』74 : 131-154
- 武田篤志、2004、「アンリ・ルフェーブル『空間の生産』から社会空間論へ-場所の社会学の一道標として-」『社会学年報』33 : 243-257
- 玉里恵美子、2005、「持続する限界集落の語るもの -土に生き、土に死ぬ-」『農業と経済』第 71 卷 第 3 号 : 46-52
- 田中宣一、1990、「山離れと山村民俗の現状 -柳田国男指導『山村調査』の追跡を終えて-」『思想』793、岩波書店
- 田中滋、2001、「河川行政と環境問題 -行政による〈公共性の独占〉とその対抗運動-」、船橋晴俊編、『講座環境社会学第 2 卷加害・被害と解決過程』有斐閣
- 徳野貞雄、1998、「少子化時代の農山村社会 -『人口増加型パラダイム』からの脱却をめざして-」、

- 山本努、徳野貞雄、加来和典、高野和良編、『現代農山村の社会分析』学文社
- 徳野貞雄、1998、「農山村における『花嫁不足』問題」、山本努、徳野貞雄、加来和典、高野和良編、『現代農山村の社会分析』学文社
- 徳野貞雄、2002、「『人口増加型パラダイム』からの脱却を目指して」、『地域開発』vol. 449 : 7-13
- 鳥越皓之、1985、『家と村の社会学』世界思想社
- 鳥越皓之、1997、『環境社会学の理論と実践』有斐閣
- 戸島信一、2000、「山村地域社会の変貌と伝統文化継承 -宮崎県椎葉村を事例に-」『社会分析』28号 : 119-134
- 筒井一伸、2005、「国土空間の生産と日本型政治システム」、水内俊雄編『シリーズ人文地理学四空間の政治地理』朝倉書店 : 45-67
- 内山節、1988、『自然と人間の哲学』岩波書店
- 内山節、1993、『時間についての十二章 -哲学における時間の問題-』岩波書店
- 内山節、1998、「近代的人間観からの自由」内山節・大熊孝・鬼頭秀一・木村茂光・榛村純一『ローカルな思想をつくる -脱世界思想の方法-』農村漁村文化協会
- 内山節、2006、『「創造的である」ということ（下）-地域の作法から-』農山漁村文化協会
- 内山節、2006、『「創造的である」ということ（上）-農の営みから-』農山漁村文化協会
- 渡辺兵力、1967、「過疎概念と過疎問題」『山村地域人口流動の諸問題』山村振興調査会
- 渡辺兵力、1968、「山村地域人口流動の諸問題」補論 一、過疎概念と過疎問題、山村振興調査会（孫引き、安達生恒、1981、99『過疎地再生の道』）
- 渡辺兵力、1986、『村を考える -村落論集-』不二出版
- 山田良治・半田良一、1981、「山村の経済的変貌とその性格」第Ⅲ編 第一章、『山村問題と山村対策』ミネルヴァ書房
- 山古志村史編集委員会編、1983、『山古志村史 民俗』山古志村役場
- 山古志村史編集委員会編、1985、『山古志村史 通史』山古志村役場
- 山本努、1998、「過疎農山村研究の新しい課題と生活構造分析」、山本努、徳野貞雄、加来和典、高野和良編、『現代農山村の社会分析』学文社
- 山本努著、1996、『現代過疎問題の研究』恒星社厚生閣
- 山中進・上野眞也編、2005、『山間地域の崩壊と存続 地域公共圏の構想 I』九州大学出版会

- 山之内靖、1995、「方法的序論-総力戦とシステム統合-」、山之内靖・ビクターコシュマン・成田龍一編、『総力戦と現代化』柏書房：9-53
- 山下晋司、1997、「観光開発と地域的アイデンティティの創出」、川田順造編、『反開発の思想（岩波講座開発と文化3）』岩波書店
- 山下晋司、1999、『バリ 観光人類学のレッスン』東京大学出版会
- 山下祐介、2005、「山村集落の変容と流域社会 -青森県岩木川上流・津軽ダムと水没移転集落の記憶-」『社会学年報』No. 34：31-55
- 柳田國男、初出 [1938]、「山立と山臥」、柳田編、『山村生活の研究』国書刊行会：538-550
- 家中茂、1996、「新石垣空港建設計画における地元の同意」『年報村落社会研究』32:211-137
- 余田博通、1957、「自然村概念の先蹤」『関西学院社会学 3』
- 余田博通、1959、「自然村の理論とその検討」『関西学院社会学 5』
- 米田実、2006、「市町村合併と民俗 -滋賀県を事例として-」『日本民俗学』245号：99-110
- 米地實、1977、『村落祭祀と国家統制』御茶の水書房
- 米地實、1998、「ムラとカミ 鈴木栄太郎の氏神論-」『専修社会学』10：2-7
- 米地實、2000、「氏神鎮守の祭祀組織と政治・経済構造との関連 -有賀喜左衛門学説の紹介-」『専修社会学』12：28-33
- 米山俊直、2006、『米山俊直の仕事 -人、ひとにあう むらの未来と世界の未来』人文書館



【図1 五木村の水没三団体設立の経緯】

五木村ダム対策同盟会（1990）より

【表1 川辺川ダム計画年表】

1966/07/03	建設省ダム建設計画発表
1967/02/06	五木村ダム対策委員会設置（以下ダム対委）
1968/09/	建設省、治水ダム計画を多目的（治水、発電）ダムに変更
1973/05/17	地権協がダム対委から分離独立
1976/05/02	ダム対委解散、同盟会設立
1976/05/28	地権協が裁判闘争開始
1977/08/12	水対協が同盟会から分離独立
1980/11/30	3年で代替宅地（頭地）の造成を完成する旨の確約書
1981/04/29	同盟会、水対協が一般補償基準妥結
1982/04/01	五木村、ダム建設に全面同意
1984/04/23	地権協、ダム建設に合意調印、和解成立
1984/08/	農水省、国営川辺川土地改良事業（利水事業）計画決定
1992/12/14	人吉市で「清流球磨川川辺川を未来に手渡す会」発足
1993/08/08	ダム凍結をもとめる全国組織「清流郡市民の会」発足
1996/06/26	相良村の利水農家 865 人が農水省を提訴（川辺川利水訴訟）
1998/07/13	同盟会、水対協、地権協が国に事業促進陳情
2000/05/08	同盟会、水対協、地権協が衆参両議長へダム促進請願
2000/08/28	川辺川ダム、公共事業見直し対象外となる
2001/03/07	同盟会、水対協、地権協が建設省に事業促進陳情
2001/11/	ダム本体建設予定地相良村村長選で矢上氏当選
2001/11/28	球磨川漁協が漁業補償案を二度目の否決
2001/12/18	国交省が球磨川漁協漁業権の強制収用法案裁決申請
2002/01/30	ダム促進派の人吉市長リコールを求め「未来市民の会発足」
2002/04/07	八代市長選でダム反対派の中島氏初当選
2003/05/16	川辺川利水訴訟で福岡高裁が農水省敗訴の判決、利水計画白紙化へ
2005/01/	ダム本体建設予定地、相良村矢上村長、贈賄事件で逮捕
2005/09/	国交省、県に従い本体着工に必要な収用採決申請取り下げ
2005/11/	相良村矢上村長、獄中より村長選出馬、二期目当選
2006/10/	ダム本体建設地である相良村矢上村長が利水事業離脱を表明
2006/10/	ダム建設促進協議会（相良村除く流域市町村首長ら）ダム建設と利水事業の切り離し方針表明
2006/11/	ダム本体建設地である相良村矢上村長がダム建設反対を表明
2007/02/26	熊本地裁で相良村矢上村長に贈賄事件で懲役二年、執行猶予五年の有罪判決、矢上氏は即日控訴
2007/03/03	ダム計画推進派の人吉市福永市長、収賄事件で逮捕・起訴
2007/09/06	最高裁の上告棄却によりダム計画推進派の五木村村長、西村氏公職選挙法違反で失職
2007/06/16	川辺川ダム計画より発電開発撤退決定、ダム治水目的のみへ
2007/08/29	国交省、概算要求で、五年連続本体工事費見送り

【図2 梶原集落の現在の踊り手（聞き取りにより作成）】

枠内＝現在の梶原の居住者

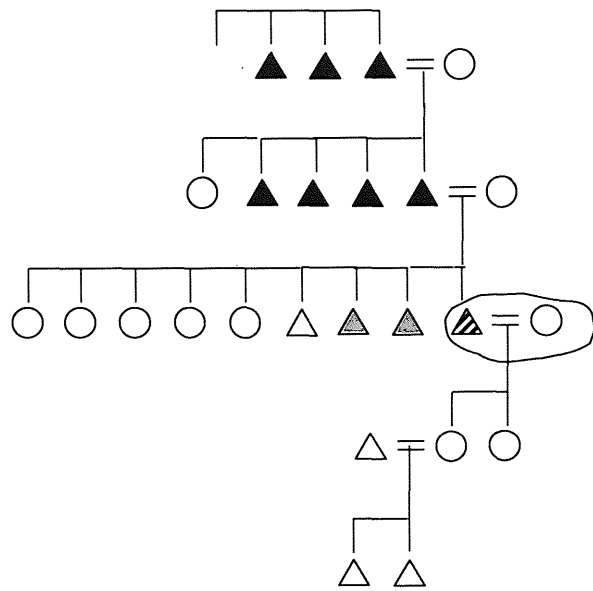
▲＝踊りの経験者（故人）

△＝踊りの経験者（引退／転出）

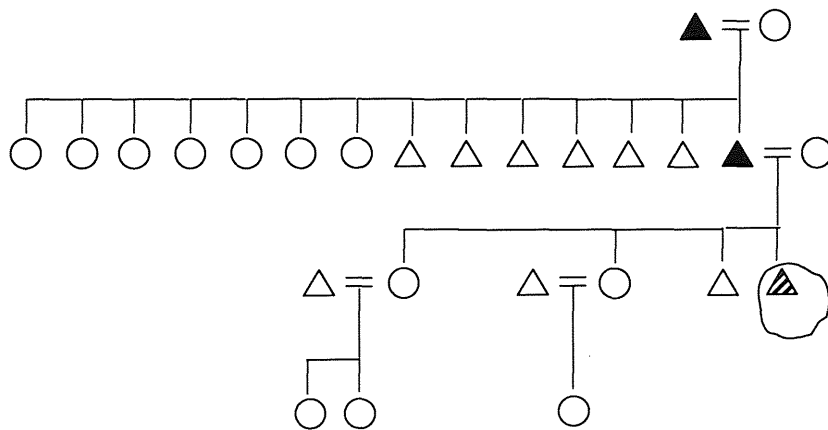
▧＝踊り手（現役）

△＝踊りの経験なし

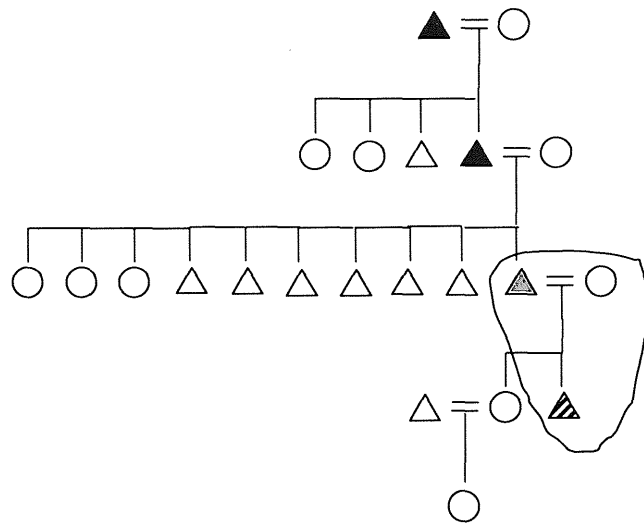
○＝女性



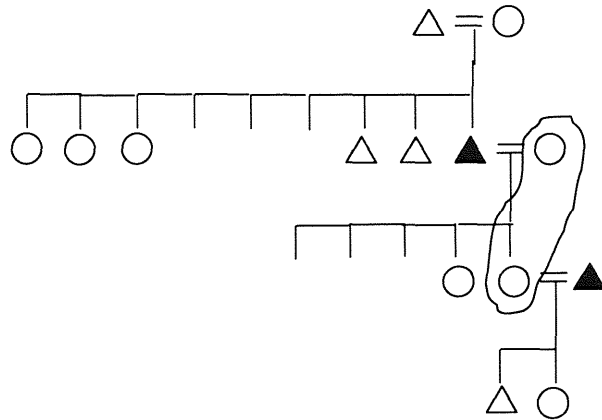
(A家) ▧ = 70代



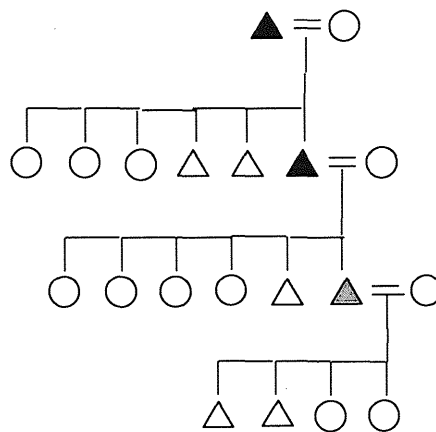
(H家) ▧ = 40代



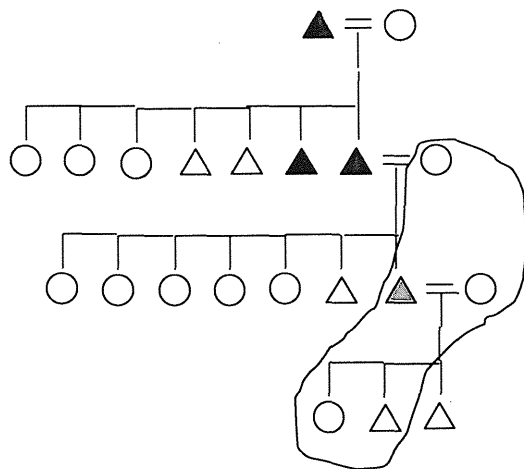
(C家) 黒△ = 40代、父 = 白△ = 70代は平成18年盆を最後に引退。



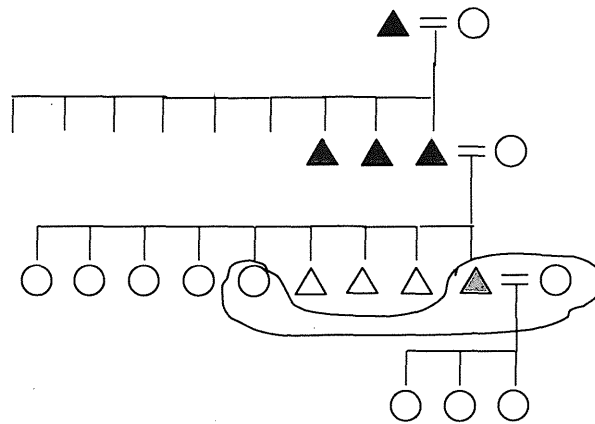
(B家) 平成18年盆現在踊り手なし。



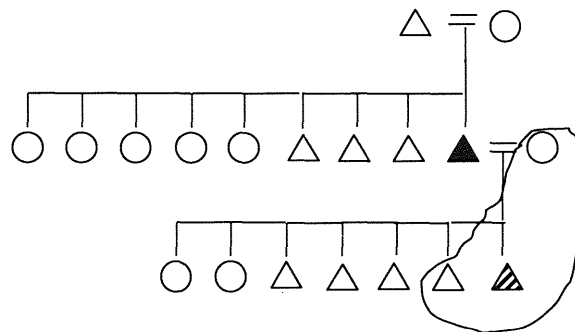
(I家) 既に他集落に転出したが墓は梶原に残してある。九人衆のうちの一世代。



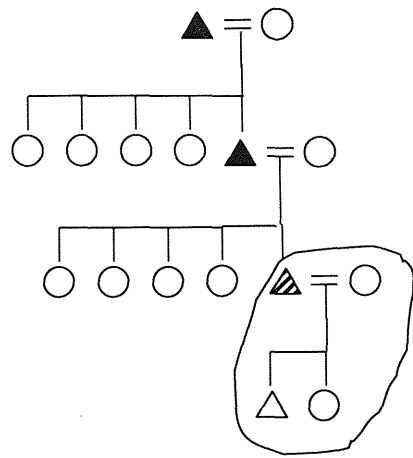
(D 家) ▲ = 60 代。平成 18 年盆現在踊り手なし。



(G 家) ▲ = 70 代。平成 18 年盆を最後に引退。

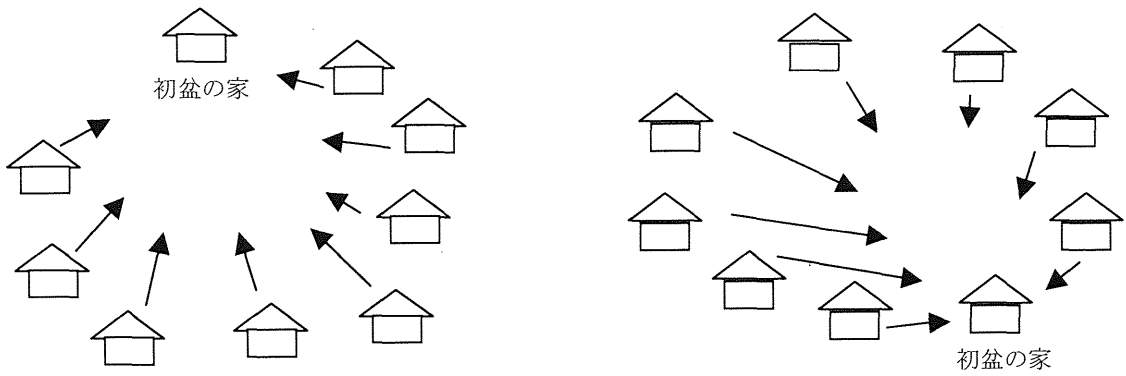


(E 家) ▲ = 50 代



(F家) ▨ = 40代

【図3 梶原集落の家々の踊り(精霊供養)の交換過程】



初出一覧

本稿の一部の章は、以下の論文にもとづいている。本稿に収めるにあたって加筆、修正を行った。

「大規模公共事業における『早期着工』の論理 -川辺川ダム水没地地域社会を事例として-」『社会学評論』55 卷 1 号、pp33-50、2004（第二章）

「ダム移転集落による計画空間の再定義 -川辺川ダム移転集落高野の実践を事例として-」『ソシオロジ』第 52 卷 2 号、pp21-37、2007（第三章）

「過疎集落における民俗舞踊の『保存』をめぐる一考察 -熊本県五木村梶原集落の『太鼓踊り』の事例から」『村落社会研究（村研ジャーナル）』第 27 号、pp13-22、2007（第五章）